松岡靜雄著

紀記論究 建國篇

國內統一

東京 株式會社 同文館

目次

（目次了）

凡例

一、本篇は曩に發表した神代篇の續稿であるから、前篇に於て論究した事項及語釋は之を再述せず、參照卷數及頁數を註記するに止めた。但し簡約のため卷數は肉太字型（ゴチック）を用ひて表示することにした。——例、（五—一二三六頁）。——從つて單に（第一卷一四八頁）の如く註記してあるのは、本篇中の其卷の參照頁數なることを意味する。

二、紀記に關しては從來註釋又は研究の世に公表せられたものも少くはないが、出來る限り之に觸れぬやうにしたのは、決して先學を無視したのではなく、論議の冗漫に流れることを虞れた爲である。さりながら殆ど通說と認められて居る誤釋に對しては、世の惑を解くため敢て辯駁を加へた。

三、遍く外國の言語、傳說、習俗等に參照を求めることは著者の淺學の企て及ばざる所であるのみならず、種種的關係の明瞭でないものを列擧することは危險の業であるから、已むを得ざる場合には之を我が四隣民族に局限することにした。

四、日本紀及古事記を併稱する場合には略して紀記といふのが普通であるが、私は國史たる日本記を重要視するから、紀記と略書することにした。

五、行文中の敬語は、萬葉集題詞等の例に倣ひ、皇祖、天皇、皇后、皇太子に限り、諸神、諸王以下に對しては之を用ひぬことを原則とした、あらゆる神祇及貴人に一々敬語を附けるのは、甚煩はしいことであるのみならず、神又は皇族であつても尊敬に値せざるものがあり、且上代人に在つては稱號だけでは身分の高下を判斷することの出來ぬ場合が多く、其限界を定めることが至難であるからである。

古事記の文を引用するに當つても、宣長の訓に捉はれず、右の原則に準じて、成るべく簡潔な讀下しをつけた。

六、先學及同學の名を擧げる場合にも亦、一切敬語、敬稱を省いた。古人は勿論、現存者でも史上の人物であり、社會の誇である學者に對しては、敬語敬稱を用ひないのが作法であると私は信ずるからである。

七、神名、人名、地名は、紀記其他の古典の用字に各ゝ多少の相違があり、同一書に於ても必し

も常に一定して居らぬから、引用文にあつては原書に從ひ、其他は通用字をあて、或はカグツチ（迦具土、軻遇突智）、スサノヲ（須佐之男、素戔嗚）、ワニ（和邇、和珥）の如く、片假名を以て表示することにした。

八、左記の書名には脚註のやうな略字を用ひることがある。

日本紀又は日本書紀〔紀〕	古事記〔記〕
先代舊事本紀〔舊事紀〕又は〔舊〕	古語拾遺〔拾〕
諸國風土記〔風〕	延喜式〔式〕
釋日本紀〔釋紀〕	同書所引私記〔私記〕
日本書紀通證〔通證〕	日本書紀通釋〔通釋〕
古事記傳〔記傳〕	書紀集解〔集解〕
日本書紀傳〔紀傳〕	

九、卷末に參照として古事記及他の所要原文を掲げた。前篇に於ては本日紀の文をも全掲したが、神武紀以下は分量が過多で、徒に紙數が嵩むのみならず、岩波文庫本の如き便利な流

布本が世に出た今日では、餘り必要もあるまいと思ふから之を省略し、其代りに本文中に於て出來るだけ原文を其まゝ引用することにした。

一〇、附錄として每卷索引を添付する。

紀記論究 建國篇卷之五

國內統一

序說

肥筑再征の眞相――新羅國――神秘的叙述――年紀の延長――攝政時代

前卷に於て論究したやうに、奥羽を除くの外日本全國土は、景行天皇の御代には、一旦盡く朝廷の治下に屬したのであるが、久しからずして九州西岸地方が離背し、事態は頗る重大で、再度の親征によつて始めて完全に統治權を回收することが出來た。されば山地及僻陬には尙化外荒服の民が存したにもせよ、此時機を

以て大八洲統一事業の完成と見なすべきで、本卷に於ては之を以て表題とし、成務、仲哀、應神(母后攝政の初年)三朝の事蹟を說かうとするのである。

肥筑離叛の眞相は傳說の表面に現はれず、從來之に關する正解も與へられなかつたやうであるが、前卷に述べたやうに景行天皇の巡狩が事實であるとするならば、熊襲國は勿論、山門縣も荷取田村も其當時歸順して居た筈であるから、其をして離背するに至らしめた動機がなくばならぬ。或は虜情は反覆常なきものであるから、微細の不平が導火線になつたこともあり得るとし、今の臺灣生蕃等を例に引いて、史的研究の價値はないと論ずるものがあるかも知れぬが、此地方は第二卷(第六、第七章)に述べたやうに、當時邪馬臺(山門)女王國の下に、統制のある聯邦組織を有したものゝやうで、大和朝廷との間に事端を惹起するに於ては、必然邦國の安危に關する重大結果を齎すことを知つて居た筈であるから、縱ひ攻擊的態度に出でぬとしても、朝威を無視するには十分の覺悟を有したとせねばなら

す、天皇の親征は容易ならぬ大事で、二三集團の動搖といふが如き小事故の爲に大纛を進められたとは考へられぬから、此征戰は國運の興廢に關係ありとして決行せられたものと見るべきである。殊に天皇は御痛手の爲に崩御せられたといふ事實すら暗示せられて居るのであるから(第一四五頁)、其抵抗は傳說面に現はれたよりも頑强で、之を平定する爲に多くの犧牲を拂はれたものとせねばならぬ。

從前の史家の聰明を蔽うた原因は、この征戰が仲哀天皇二年の紀に、熊襲叛之不ニ朝貢一、天皇於レ是將レ討ニ熊襲國一とあり、記にも天皇坐ニ筑紫之訶志比宮一將レ擊ニ熊曾國一とあることに存し、クマソといふ稱呼に捉はれて其が倭人國を意味することに氣がつかなかつたやうであるが、此に謂ふクマソ(又はツチクモ)は前卷序說に詳論したやうに、「異俗」と同義に用ひられたので、嚴重なる意味の種族名と見ることは出來ぬ。其支配階級が倭人であつたればこそ、朝鮮南岸に占據した同種族人の征服を必要としたので、神功皇后が女性の御身を以て、萬頃の遠波濤を渡

つて出征せられたことを、單に征服慾の爲とのみ見ることは出來ず、殊に大和に於ける政情も不安定であつたにも拘はらず、此壯擧を決行せられたのは、事情已むを得なかつた爲とせねばならぬ。其は肥筑の土豪が假に一旦屈伏しても、朝鮮在住の同族の聲援を有する限り、再叛する危險があるとせられたからではあるまいか。

此見易い道理を從來の史家が閑却したのは、支那史籍就中魏志東夷傳の倭國に關する記事について正解が與へられなかつたからで、其が九州の土侯國を意味することは、先學によつて夙に唱道せられたけれども、尙之を疑ふものがあり、邪馬臺卽大和なりとし、卑彌呼女王は神功皇后なりとする俗說が、一部の人士の間に行はれて居るのも之に因るものである。私は第二卷に於て倭人傳の記事を仔細に檢討し、多少の誤傳誇張があるにしても、其が事實描寫であることを確め、大小三十餘國の所在を物色した結果、其が盡く肥筑地方にあることを明にし得た。

加之其盟主であつた邪馬臺女王卑彌呼の全盛時代がほゞ景行朝の晩年に當ること
を推定し得たから(第四卷一三〇頁)、一切の事情は自ら氷釋したのである。之を要
するに事態は左記の如く進展したものゝやうである。

(一)景行天皇巡狩當時は、倭人傳に相攻伐歷年とある時代で(前卷々末原文參照)、
邪馬臺國の勢力は尚未だ微弱であつたのみならず、多數の小國家が聯立し、
其間には鞏固なる團結が成立して居なかつたので、敢て抵抗を試みるものは
なかつた。

(二)女王卑彌呼の代となるに及びて、倭人諸國は逐次其治下に統一せられ、盛
に海外と交通して富强殷賑となつたので、遂に朝廷の命令を聽かぬやうにな
つた。其は恐らくは日本武尊の熊襲再征以後のことであらう。

(三)此地方鎭撫の爲に殘留し、或は特に派遣せられた廷臣武將も若干駐劄した
ものと思はれるが、新興の倭人國を抑壓するに足るだけの大兵が配屬して居

なかつたことは、他の方面の例によつても明であるから、彼等は之を如何ともすることが出來ず、遂に退轉するに至つたものと思はれる。

（四）倭人は朝鮮南岸在住の同族と提携し、樂浪（帶方）郡を介して魏朝に使節を派し、其正朔を奉ずるやうになつたので、尙朝廷の治下に屬した九州北岸その他接壤地も逐次之に併呑せられる危險を感ぜざるを得なくなつた。仲哀天皇の遠征を促したのは恐らくは此形勢であつたのであらう。

文獻に明徵のないことであるから、右四項の肯定を欲せぬものがあるかも知れぬが、其證據は決して乏しくはない。女王壹與以降の消息が支那史書にあらはれて居らぬのも、其國が久しからずして滅亡した爲であらねばならず、神功皇后によつて誅戮せられた山門縣（邪馬臺國）の君主が田油津媛（タブラツ）といふ女性であつたのも、女王國の實に合ふものゝやうである（第一八〇頁參照）。

右によれば韓地出征は必然の成行であつた。否、傳說によれば先づ其地を討伐せねばならぬといふ意見すら現はれたことが、神敎に託して說かれて居るのである（第一四九頁參照）。然るに記には對岸の國卽ち向津國を是謂ニ拷衾新羅國ト焉とし、征討章下には紀記共に新羅國に渡御せられ、其國王が軍門に降伏したとあるので、更に史家を惑はせた。出雲傳說に新羅（志羅紀）とあるのは後の新羅王國の謂ではなく、漢書に辰又は之利とある辰韓地方のことで（四―四四頁）、王國は征韓當時すでに存立して居たけれども、未だ大をなすに至らず、其向背は九州戰局に關係のあるものではなかつた。然るに紀記撰錄當時に於ては、新羅は既に三國を統一して居たので、新羅といへば直に朝鮮半島と了解せられ、其意味に於て此稱呼を用ひる場合が多かつた。其は太古に於ける常陸以北について語るに當つても我々がミチノク（陸奧）といふ、早くとも崇神朝以後に出來た名詞を用ひると同樣に、敢て怪しむに足らぬことで、明にアマ（海人）卽ち倭人系なる天日槍をも新羅

(國)王子と呼稱して居るのである(第二卷二三六頁以下)。此に留意せずして新羅本紀(三國史記)乃至東國通鑑を主なる手がゝりとして、征韓の史實を立證しようと試みた從來の史家は多くは失敗に終つたのであるが、神功皇后が征討せられたのは必しも新羅王國を意味せぬとすれば、其國の歷史に之を漏したのは何等不可解とするに足らず、朝貢臣從の事實は、優越國に在つては之を誇張して傳へ、下風に立つたものは之を忌んで默殺するのが例で、我國と支那歷朝との外交史に於ても、最もよく其氣もちがあらはれて居る。されば遙に後世に編纂せられた新羅史が故意に之を省いたことも有り得べきである。

然らば皇后の御足跡は那邊まで達したかといふに、第五章に論究するが如く、辰韓の南に接する弁辰の一部分、就中加羅地方であつたとせねばならぬ。此國は崇神朝末年に入貢して任那といふ名號を賜はつたと傳へられ(第三卷第八章)、其後も尙或期間は交通が繼續したことも有り得るが、應神天皇七年の紀に始めて任那

人來朝とあるのみで、征韓當時の向背について言及する所のないのは奇とすべきである。若し崇神朝以後引つゞき從屬乃至親善關係が存したとすれば、縱ひ武力的應援は不可能な事情があつたとしても、此機會に誠款を表示した筈で、全然傳承に漏れたとは考へられぬから、恐らくは歲月の間にヤマト朝廷との交通が杜絕し、九州の同族國と連盟して反抗的態度を執るやうになつて居たのであらう。ミマナといふ稱號が御間城入彥(崇神)天皇の御名を負うたのではなく、内官家と同意義を以て征韓以後に與へられたものと思はれることは、第三卷(二二八頁)に述べた通りであるから、此征戰により我直領となつた地方の謂で、所謂三韓は風を望んで款を納れたが、尙附庸國關係以上に出なかつたものとせねばならぬ。此は爾後の史實に於て最も明白にあらはれ、新羅の如きは被征服國と明記せられて居るにも拘はらず、當初より常に反抗的態度を持したかのやうに敍述せられて居るのである。朝鮮史書との對比は次卷に讓り、本卷に於ては紀記に現はれた海外遠征

傳説のみを釋明するに止める。

海の兩岸に占據した倭人國の勃興は、ヤマト朝廷に取つては大なる脅威であつた。彼等の同族はアマ(海人)、ハヤト(隼人)、ワダツミ(海住)、アツミ(阿曇)などゝ呼ばれて肥筑以外の大八洲各地に蕃息し、其多くは高千穗朝以來忠誠なる臣民であつたが、大和に先住した出雲族との間には宿怨が存したので(第二卷序説及第一章參照)、朝廷から疎外せられる傾があり、不平の徒も少くはなかつたのであるから、――應神天皇の御代に於てすら、處々海人訕哤(サワメキ)之不レ從レ命といふ事實がある(紀)――倭人國の力を借りて政變を起す虞も絶無ではなかつた。此形勢を看取せられた仲哀天皇が、局面を轉換し、殃を未然に防がんが爲に、全力を傾注せられたのは至當のことで、決して一地方の統治權回收といふやうな小い問題ではなかつたのである。

されば今次の征西は、紀記の叙述が與へる印象よりも遙に重要性を帶びたもので、殊に海外出兵には今日まで一般に了解せられて居る以上の意味があつたとせねばならぬ。然るに天皇が突然崩御せられ、天津日嗣は尙定まらず、出征軍は中心を失うて瓦解の危險に瀕した。此最大國難の秋に於て、一女性の身を以て蹶然起つて先帝の遺志を奉體し、征戰を續行して大偉業を達成せられた神功皇后に對し、國民が上下を擧つて最大崇敬の念に驅られたことは寧ろ當然である。其結果仲哀天皇の英明は、恰も御父日本武尊の人望によつて景行天皇の雄武が蔽はれたと同様に、其背後にかくれ、紀にも容姿端正身長十尺として御風釆を描寫した外には、一言の頌辭をすら奉らなかつたのである。此は人情已むを得ぬことゝは言ひながら甚遺憾とすべきで、況や武内宿禰以下の名臣良將の功績が詳密に傳へられなかつたのは、寧ろ怪しむに足らぬ。

此の如き偉大なる業績は、人間、しかも一婦人のなし遂げ得べきことではなく、

必然神靈の加護であらねばならぬといふ信念が上代人を支配したことは勿論で、さらでだに事實を神秘的に叙述し、之によつて印象を强めることを常套手段とした語部等は、此事項に關してはいやが上にも神祇の活動を說き、史談か神話か殆ど區別がつかぬやうに語り傳へたのである。皮相の觀察者は之を見て傳說の眞實性を疑ふものゝやうであるが、仔細に檢討するに於ては、裏面に潛む史實が歴然として現はれるのである。例へば神功皇后が韓地征討の神敎を託宣せられたとあるのは、當時朝廷の一部に此議が存したことを暗示するもので、サニハ(淨廷)に現はれた神々として列擧せられたのは、大部分渡韓水軍の武將等の祖靈をいふものゝやうである。皇祖神を始め三筒男等の爲に社祠を設けられたことが、凱旋當時の事實であつたとすれば、報賽の意味が含まれて居たとせねばならぬが、神靈の加護といふ觀念は決して此時に始まつたのではないから、必しも實質的効驗があつたことを言ふのではあるまい。鎭懷石の奇蹟等の如きは、後章に於て詳論す

るやうに、當時の習俗信仰を附會して後人が追補したので、原說と認むべきものではないから、之が爲に傳說の眞價を減ずることはないのである。之を要するに征西傳說は嚴然たる史實に基くもので、千六百餘年後の今日まで皇統連緜として國體に微動をだに來さぬのは、此朝に於ける此大英斷の貺といはねばならず、私が之を國內統一事業の完成期と見る理由もこゝに存する。

右の如く國民の大崇敬が此皇妃に聚つたので、後世に至るまで重大事件に際しては、其廟所狹城盾列陵にも特に奉幣使を差遣せらるることを例とし（續紀以下）、歷代天皇に準じ神功皇后と謚せられたのである。麛坂、忍熊二王が滅亡し、皇位が確實になつた後に於ても、應神天皇は尙襁褓の中にあらせられたので、母后が垂簾の政を聽かれたことは事實であらうが、紀が其治世を一代と立て、攝政元年から六十九年までの年紀を揭げ、此期間譽田別（應神）尊は皇太子たるに止まり、皇

太后崩御の翌年始めて卽位せられたかのやうに記述したのは、明に錯誤であるといはねばならぬ。紀には攝政とあるけれども、此長い歲月の間空位であつたとは考へられぬから、事實上登極せられたものとせねばならぬが、女帝奉戴は未曾有の例であるのみならず、一旦臣籍に降下した皇胤による大統繼承は、繼體天皇の實例の如く、皇統斷絕の虞のある場合の外、我國體の許さゞる所で、さればこそ陽成天皇の御退位に當り、藤原基經は一言の下に源融の野心を抑へたのである（大鏡）。神功皇后は五代の王孫であるが、玄祖彥坐王が皇室から別れて一家を創立せられて以來、大統要求權を喪失したのであるから、繼位問題が愼重に考察せられるやうになつて居た當時に於て（第三卷第三章）、縱ひ儲君の生母にもせよ、國家に大勳功があつたにもせよ、其資格のない女性の繼統を國民が默視した筈はないから、卽位の事實はなかつたものとせねばならず、從つて此一代は重複として除去すべきである。

紀が神功皇后を御歴代中に加へたのは、上記の偉人崇拜心理によるのみではなく、第一卷序說（第三六頁）に述べたやうに年紀を引伸ばす手段に利用せられたのであらうが、其結果多くの破綻矛盾を生じた。例により成務天皇以下數代の在位年數及寶壽に關する紀記の所傳を表示すると次の通りである。

	在位（紀）	寶壽（紀）	同（推算）	同（記）	崩年干支（記）	干支より推算したる在位年數
成務	六〇	一〇七	（一〇八）	九五	乙卯	
仲哀	九	五二	（五三）	五二	壬戌	七
神功	六九	一〇〇		一〇〇		
應神	四一	一一〇		一三〇	甲午	九二
仁德	八七			八三	丁卯	三三
履中	六	（註文）七〇	（七六）	六四	壬申	五
反正	五			六〇	丁丑	五

允恭	四二	七八	甲午	一六

紀は仲哀天皇の立太子を先帝の治世第四十八年とし、當時寶算三十有一として居るが、御父日本武尊は成務天皇踐祚前に薨去せられたのであるから、更に十八年餘を過ぎて王子を設けられたといふやうなことは絶對に有り得ぬ。又大鷦鷯皇子は御父天皇の治世第十三年に日向の髮長媛を乞ひ受けて妃とせられたとあるから、當時既に成人であつたとせねばならず、假に二十有二であつたとしても、即位の年には御齡五十を算した筈で、八十七年在位せられたとすれば、百三十七歳の高齡を以て崩御せられたことになり、治世第三十一年に御齡十五を以て立太子せられた履中天皇は御父六十七の初生兒とせねばならぬが、其は殆ど有り得ぬことである。假に仁德天皇が三十年代に於て四皇子を設けられたものとすれば、履中天皇以下御三代は父天皇に先つて升遐せられた筈である。

いづれにしても紀の編年は不合理とせねばならぬが、記の所説も亦必しも盡く

信ずるに足らぬ。仲哀天皇を御父倭建命の御年二十六の御子と假定し、――紀に行年三十とあり、其四年前に東征に發程せられたとあるのは、前卷に考證したやうに事實に近く、弟妹各一柱の御子があつたとせられて居るのであるから(第四卷二三二頁以下)、之より後の降誕ではあり得ぬ――其治世を七年とすれば、成務天皇崩御の年は寶算四十有五で、倭建命が尙御在世であつても御齡七十を出でぬのに、御弟天皇の寶壽が九十七に達して居た筈がない。又應神天皇の御齡も崩年干支に從へば九十有二であらねばならぬのに、之を百三十七としたのは過大で、崇神天皇の壽考を不當に引伸ばした餘波と見るべきである(第四卷六頁)。御父天皇が九十二で崩御せられたとすれば、仁德天皇は當時御年五十で、御年齒の差が四十二となり、頗る實情に適するやうに思はれるが、記所傳の寶壽と干支注文とによつて推算すると、允恭天皇は御兄反正天皇よりも二歲年長であつたことになるから、若干の誤傳が存したものとせねばならぬ。

さりながら記の崩年干支は大體に於て正當と稱すべきで、崇神天皇の諒闇の年戊寅から成務天皇が崩御せられた乙卯までの九十七年は、平均世率から推算せられる年數と極めて接近して居るのである。仲哀天皇の寶壽は紀記兩傳が一致するから、誤差のないものとして、記の干支注文に從ひ壬戌の年の崩御とすれば、征韓の役は西暦三〇二年（晉惠帝泰帝元年）のことゝすべきで、紀の編年（西暦二〇〇年にあたる）よりも百二年後である。此相違は紀が故意に年代を延長した爲に生じたので、百濟本紀（三國史記）と對照しても、神功皇后の五十五年から應神紀の二十五年までに於て、左記の如く約百二十年の相違がある。

神功皇后五十五年（皇紀九一五乙亥）百濟肖古王薨。――三國史記（年表）には近肖古王とし、東晋寧康三年（皇紀一〇三五年）薨とある――差百二十年

同六十四年（九二四甲申）貴須王薨。――三國史記の近仇首王にあたり、東晋太元九年（一〇四四年）薨とある――差百二十年

同六十五年(九二五乙酉)枕流王薨。――太元十年(一〇四五年)――差百二十年
應神天皇三年(九三二壬辰)阿花王立。――三國史記の阿莘王にあたり、太元十七年(一〇五二年)を元年とする――差百二十年
同八年(九三七丁酉)百濟王子直支入質。――百濟本紀には阿莘王の六年(一〇五七年)とある――差百二十年
同十六年(九四五乙巳)阿花王薨。――三國史記には義熈元年(一〇六五年)とある――差百二十年
同二十五年(九五四庚申)直支王薨。――三國史記には宋永初元年(一〇八〇年)腆支王薨とある――差百二十六年

此は乙亥から乙巳に至る三十年間に起つた百濟の重要史實が百二十年繰上げただけで伸縮せずに我國史に收錄せられたことを示すものであるが、他の記事も亦同様に取扱はれて居るといふ證據にはならず、三國關係事項に於ても年紀を百二十

年繰下げただけでは事實に合はぬのであるから、仲哀天皇の崩年が百二年の繰上であるとしても何等異とするに足らぬ。言葉を換へていへば神功皇后の五十五年に百濟の肖古王が歿したといふ口碑又は記録が我國に存したのではなく、紀の編者が作爲した編年に百濟史を當嵌めたといふに過ぎぬのであるから、此五十五年を以て眞實の年紀を求める基準とすることは出來ぬ。

三韓歸服就中百濟朝貢によつて外國文物が輸入せられ、崇神朝に於ける出雲併呑の結果よりも一層大なる影響を及ぼしたことは、次卷に論ずる通りであるが、内國的にも世相の變革は劇甚であつたと思はれる。さりながら此時代には政事的軍事的重大事件が餘りに多かつたので、傳承は其以外に出でず、成務朝に關する簡單なる叙述と仲哀應神二帝の御行動とによつて、中央集權の實が着々擧げられたことを察知し得るのみである。皇室の尊貴は益々加はり、政治機關も漸次整頓

すると同時に、權臣執政の端を開いたことも次卷に一章を設けて論ずる通りで、殊に襁褓の皇子の踐祚といふ國史上未曾有の事態が出現した爲、攝政々治が發生した。紀が神功皇后を歴朝中に加へ、崩御に至るまで垂簾の政を聞かれたかのやうに叙述したのは、上記の如く編年延長の手段と思はれるが、之によつて後人に誤つた印象を與へたことも少くはない。英明無比なる此國母に關し、吾人が史書の分析批判から論證し得た所によると、尠くとも左記諸點に於て從來の了解は誤つて居たとせねばならぬ。

(一) 息長帶日賣命は嫡后ではなく、諸妃の一人で、しかも最も後に娶された貴女であつた。

(二) 神教に託して叙述せられた征韓の議は、諸神の裔孫と稱する武將等の建白で、之が實行に任じたのも彼等である。

(三) 息長帶日賣命の渡韓は新征略地巡視の爲で、轉戰が目的ではなかつた。從

つて新羅を始め、百濟、高麗の歸伏は御滯在中の出來事ではなく、後日の事實を遡つて叙したものである。

(四)攝政は幼帝御成人までの事實で、其後も樞機に參與せられたことは有つたかも知れぬが、大政は一旦還付せられたものとすべきである。

之に關する誤解は年紀の延長と相待つて、此一大革命時代の歷史を曖昧模糊たらしめた憾はあるが、政事軍事に關聯して比較的多くの口碑傳說が保存せられ、國造本紀、古風土記の如き古記錄も不完全ながら今日まで世に傳へられて居るので、吾人は幸にして此一卷の論究を完了することを得たのである。

第一章　國堺制定（成務天皇）

志賀高穴穗宮――地方行政區劃――東海道――東山道――北陸及山陰――山陽道――南海及西海

景行天皇の後を襲うて稚足彥（成務）天皇が志賀高穴穗宮に卽位せられた。其は御兄日本武尊の夭折の結果、順當のことであるが、國家に偉勳を建て、之が爲に能褒野の露と消えられた此皇子に對しては、御父天皇の憐愛は一入で、國民も深く欽慕したことは必定であるから、若し其嫡子なる仲哀天皇が既に成人せられて居たとすれば、或は直接皇孫に位を授けられたかも知れぬ。然るに此問題が起らなかつた所を見ると、當時尚幼冲であらせられたとすべきである。序說に述べたやうに仲哀天皇は先帝崩御の年には御齡四十五歲であつたとせねばならぬから、

御祖父天皇の諒闇の際の寶算によつて成務天皇の在位年數が推定せられる。卽ち十歳と假定すれば治世は三十五年となり、十五に達して居られたとすれば、三十年となるのであるが、恐らくは其よりも短くはなかつたであらう。

此長い歳月の間近江の志賀に駐蹕あらせられたとすれば、特別の理由が存したものとせねばならぬ。前々朝以來大湖方面に勢力を扶植せられたことは、皇族皇別の配置によつても推察せられるから、明示せられては居らぬが、此國を策源地として北越方面の開發に努力せられたのではあるまいか。大彦命の巡撫以來頸城以西は朝廷の治下に屬したけれども、皇化は尙未だ普及するに至らず、所在の集團は半獨立的態度を持續して居たもの丶やうであるが、從來西征東伐に多忙であつたので、攻勢に出る虞のない此方面の經略は急を要せずとして放任せられたのを、景行天皇の末年から手入せられることになつたものと思はれる。其事蹟が傳說に殘らなかつたのは、大なる反抗を見なかつたからであらう。

之を除いては此天皇は、成務といふ謚號が之を證するやうに、父帝の大征討の後をうけて、專ら守成に努められたにより、紀記の叙述は極めて簡單であるのである。左に先づ記の全文を掲げる。

若帯日子天皇、近淡海之志賀の高穴穗宮に坐して、天の下治（シロ）しめしき。此天皇穗積臣等が祖建忍山垂根之女、名弟財郎女を娶して生みまし丶御子、和訶奴氣王一柱。故建内宿禰大臣（オホマヘツギミ）として、大國小國之國造を定め賜ひ、亦國國の堺及大縣小縣の縣主を定め賜ひき。天皇御年玖拾伍歳乙卯年三月十五日崩也

御陵は沙紀の多他那美に在り

紀は例により所出、立太子、先帝崩御、卽位、大葬及立皇后の記事を添へて體裁を整へて居るが、內容はほゞ同一で、唯后妃及皇子の名の見えぬことを異りとする。或は建忍山垂根が日本武尊の妃なる弟橘媛の父穗積氏忍山宿禰（第四卷一七八頁）と類名であるから、兩者混淆と見、且御實子があるのに甥にあたる仲哀天皇を繼嗣

とせられた筈がないといふ理論から、之を省いたのかも知れぬが、――天武天皇も天智天皇の皇子中から儲位を選ばれなかつたことを思ひ合はすべきである――上記の如く仲哀天皇の繼位は豫て定まつて居たことのやうであり、和訶奴氣王の早世といふ事實も想像し得られるのみならず、皇子の御名の如きは空に案出し得られるものではないから、尠くとも右の如き一傳が存したとせねばならぬ。穗積氏の一派で伊勢國鈴鹿郡忍山を本貫としたものが、此地名を負うた例は繼體紀の穗積臣押山もあり、名稱の類似の故を以て直に同一人と斷定することは出來ず、一は宿禰（直系）といふカバネを用ひ、他を垂根（旁系）と稱へた所を見ると（第二卷二三一頁）、同族ではあるが別人とすべきで、弟財郎女を弟橘媛の訛傳とすべき理由もない。財は字の義で、弟橘媛と同じく珍寶といふ意味を以て命名せられたのであらう（第四卷一七八頁）。

ワカヌケといふ名號は應神皇子二股王（繼體天皇の玄祖）の冠稱としても用ひら

れて居るから、固有名詞ではなく、ワカは勿論稚の意で、ヌケはヌカに通じ、仁賢天皇の妃糠若子郎女（糠君娘）、敏達皇女糠手姫、並に大伴連、坂本臣、大河内直の氏人が用ひた糠手または糠手子と同じく（第二卷二六九頁）、一種の敬稱又は愛稱で、恐らくは拔の意から出たのであらう。此は御幼名のやうで、後裔の擧げられて居らぬ所を見ても、早世せられたものと思はれるが、縱ひ御長命であつたとしても、繼位の機會があり得たかは、上述の如く疑問とせねばならぬ。

建内宿禰を大臣としたことについては紀は次の如く述べて居る。

三年春正月癸酉朔己卯、以㆓武内宿禰㆒爲㆓大臣㆒也、初天皇與㆓武内宿禰㆒同日生之、故有㆓異寵㆒焉

此は景行紀に爲㆓棟梁之臣㆒とあると異り（第四卷二九九頁）、若年ではあるが有爲の材で、且近親の皇別なるが故に、卿大夫（マヘツギミ）（三—二二二頁）の列に加へられたことを意味するのであらう。此大臣を後世のオホイマウチキミ又はオホイマチキミ（オホ

キマヘツキミの約轉）、卽ち大政大臣若くは左右內大臣等の大臣の謂と解するのは大なる誤りで、親等の近い皇族及前朝の遺臣も少くはないのに、一躍して其首座に位した筈はない。要するに此貴人が大勢力を得たのは、此朝の登庸によるものであることを表示した一傳說と見て然るべきである。

紀には之に次いで左の記事がある。

四年春二月丙寅朔詔之曰、我先皇大足彥天皇、聰明神武、膺レ籙受レ圖、治レ天順レ人、撥レ賊反レ正、德侔二覆燾一、道協二造化一、是以普天率土、莫レ不二王臣一、稟レ氣懷レ靈、何非レ得レ處、今朕嗣踐二寶祚一、夙夜兢惕、然黎元蠢爾、不レ悛二野心一、是國郡無二君長一、縣邑無二首渠一者焉、自レ今以後、國郡立レ長、縣邑置レ首、卽取二當國之幹了者一任二其國郡之首長一、是爲二中區之蕃屛一也

詔詞は後記の地方制度設定の理由を述べたので、此やうな傳承が存したのではな

く、編者が意を挹んで起案したものに外ならず、書紀に例の多い一種の記述様式である。之が實行は次年の條下に於て次の如く叙述せられて居る。

五年秋九月令二諸國一以、國郡立二造（ミヤツコ）長一、縣邑置二稻置一、並賜二楯矛一以爲レ表、則隔二山河一而分二國縣一、隨二阡陌一以定二邑里一、因以二東西一爲二日縱（ヒノタタシ）一、南北爲二日横（ヨコシ）一、山陽曰二影面（カゲトモ）一、山陰曰二背面（ソトモ）一、是以百姓安レ居、天下無レ事焉

此は記に定二賜大國小國之國造一、亦定二賜國國之堺及大縣小縣之縣主一也とある一節を漢譯して少しく文飾を加へたもので、造長は國造に當り、稻置は縣主に相當する。此等のカバネ（榮稱）の意義は、前篇第三卷（一九一頁以下）に述べた通りであるが、決して此時代に始まつたのではなく、地方豪族が自ら名乘つたものであることは、前卷に擧げた相武國造、水沼縣主、乳近稻置等の例によつても明で、此朝に於ては唯其有力者を公認し、若くは特に官選せられたといふに過ぎぬ。――其表（シルシ）として楯矛を賜はつたことも有り得べきであるが、他に所見がないから之を立證

することは不可能である——其結果管轄區域について爭議を生ずるやうな場合もあり得たので、朝廷から特使を派出し、實地を檢證して決定せしめられたので、播磨風土記に丸部臣等の始祖比古汝弟といふものを國堺制定に遣はされたとあるのも之をいふのである（第四卷二一頁）。さりながら其は大八洲全土に亙つて一齊に區劃せられたのではなく、既に隣接地の兩首長の間に決定せられて居たものもあり、必要のない地方に對しては特に干渉を加へられなかつたやうである。例を播磨風土記に求めると、右の比古汝弟派遣の外に、國堺決定に關する左の意味の記事がある。

一、播磨刀賣と丹波刀賣とが國の堺を定めた時、大甕を坂上に埋めて標識とした。其地を甕坂と稱へる（託賀郡都麻及法太里）。

二、履中天皇が播磨國志深里に行幸せられたのは、國堺制定の爲であつた（美嚢郡の條下）。

甕を埋めたとあるのはミカ坂といふ地名の所由に牽强せんが爲であつたかも知れぬが、若し事實とすれば忌瓮を据ゑたことを意味し、神を祭つて誓約したといふのであらう。

「隨阡陌」以下は記に見えぬ所傳で、邑里の區劃まで制定せられたとは考へられぬことであるから、潤色的加筆と思はれる。舊訓に阡をタタサノミチ、陌をヨコサノミチとしたのは、縱橫の通路の義を表示したに過ぎず、次の日縱(東西)及日橫(南北)と關係があるのではない。字義によれば阡は南北の田徑で、陌は東西の通路をいふのである。ヒノタタシ(日縱)、ヒノヨコシ(日橫)、カゲトモ(影面)及ソトモ(外面)は古語を釋述したので、此際稱呼を一定せられたのではあるまい。タタシ、ヨコシはタタサ(縱方)、ヨコサ(橫方)の音便で、太陽の運行路を縱とし、之と直角をなす方向を橫と稱へたのは極めて至當で、藤原宮御井歌(萬一)に東方の香山を日經に立てりといひ、西方の畝火山を日緯にありとしたのは、歌詞の潤

色に過ぎず、高橋氏文は之に準據して居るが、其は後世の起草なるが故に論據とすることが出來ぬ（第四卷二四七頁）。山陽をカゲトモといふのは、カゲに光線の意があり（六―一七七頁）。日光のあたる所をカゲト（影處）といふから、之とモ（面）とを連ねたので、ソトモが外面の意なることは言ふまでもない。

　右の外紀には足仲彥（仲哀）尊の立太子と、成務天皇崩御の記事とがある。崩御の地も亦志賀高穴穂宮であつたらしいが、御陵を狹城盾列（沙紀之多他那美）に設けたとある所を見ると、永久遷都の大御心はなかつたので歸葬せられたものと思はれる。神功皇后の御陵も亦後記の如く同地に存するが、――諸陵式には狹城盾列池後（イケシリ）陵（成務）と狹城盾列池上陵（神功）とに區別して居る――如何なる緣故を以て此地を選定せられたか判明せぬ。タタナミはタタ（足足）之水（ナミ）卽ち滿々たる水の意を以て池に負はせた名で、今では水があせて平地となつて居るが、陵趾は生駒郡平城村大字御陵に存する。

此朝に境堺を定められたのはいづれの國々であつたか判明せぬが、舊事紀の國造本紀によれば、國造の大部分は此御代に定賜せられたかのやうに記されて居るから、其中には次章に考證するやうに疑はしいものがあるにしても、孝德朝の國郡制定以前の國、卽ち地方行政區劃で、多くは古來の名稱を繼承したのであらうが、其中には此時代に定められたものも少くはなかつたと思はれる。但し全國土の鄕邑が盡く之に含まれて居るとするのは大なる誤りで、大御縣(皇室直領地)及別領は國造以外の君長が支配し、山間僻陬には公認を經ざる國造等も存した筈である。例へば大倭國造の如きも決して後日の大和國(奈良縣)一圓を管轄したものでないことは、第一卷(二六六頁以下)に論じた通りで、現在の伊豫の疆域中には伊余、久味、風速、怒麻及小市の五國をあげて居るが、和氣王の支配せられた宇和、和氣及東豫四郡(桑村、周敷、新居、宇摩)には國造領がなかつたのである。從つて國

造本紀は大八洲全土の行政區劃を漏なく列擧したものではないが、尙上代の政治地理上の好參考資料であるから、攷究を忽にすることは出來ぬ。畿內諸國は左記の如く此朝の制定にかゝるものではなく、當時に於ては既に朝廷の直接支配下に屬して居たものゝやうである。

大倭國。　既出(第一卷二六六頁)

葛城國。　既出(第一卷二七〇頁)

凡河內國。　既出(三—二〇八頁)(第二卷九九頁)

和泉國。　元河內國、靈龜元年割置二茅野監一、則改爲レ國、元珍努官と注記せられて居るが、國郡制定前に在つては茅野縣と稱せられた一行政地域であつたのである(第一卷七七頁)。

攝津國。　據二准法令一謂二攝津職一、初爲二京師一、柏原帝代改レ職爲レ國と注記せられたやうに、ツの國と稱へ、地名二字制に從うて攝津とかくやうになつたのは

桓武朝以後のことであるが、――以前は京官が津（難波津）の長官を兼攝したから、攝津職といふたのである――難波を帝都の要津としたのは、仲哀朝以前のことで、恐らくは大和川の河身が變遷して此處に流出するやうになつたからであらう。

山城（代）國。　既出（三―二一四頁）（五―二二〇頁）――後日の山城國全部を意味するのではなく、ヤマシロといふ名稱の起原たる奈良山の背後の地、即ち相樂綴喜郡方面の謂であらう。

山背國。　同じ意味を以て名づけられた地域ではあるが、右の山城（代）とは別國で、必しも今の山城國の疆域內をいふのではあるまい。其國造の始祖をソノフリ（曾能振）と稱へた所を見ると、丹波國園部に近い山城境のことであつたと思はれる。

爾餘の諸國についても同樣の考察を必要とするが、便宜のため道別に區分し、

國造本紀の序列に從うて記述する。——國名の下に細書した番號は次章參照に便にせんが爲である。

東　海　道

伊賀國。(三四)旣出（第二卷二〇三頁）——孝德天皇の御代に伊勢に合併せられたが、天武朝再置と注せられて居る。

伊勢國。　旣出（五—一七六、二〇九頁）（第一卷二七二頁）

島津國。(七七)後の志摩國をいふ。ツは連繫助語であるが、津の字のない本もある（六—九八頁參照）。

尾張國。(五五)此國名は大和の葛城の尾張氏から出たので（第七七頁）、今の尾張國は上代に於てはアマ（海部）又は中島と稱したものゝやうである（五—一一三頁以下）。

參河國。(四五)後日の三河全國を意味せぬことは、別に穗國を擧げて居る所を見て

も明白で、渥美郡も以前は別國であつたものと思はれるが、此名が本初どの地方に與へられたか判明せぬ。或は矢作川の流域なる賀茂、額田、碧海郡方面の謂ではあるまいか。

穗國。　既出(第二卷一九一頁)

遠淡海國。[四六]　濱名湖周邊の地域、卽ち今の濱名、引佐二郡が國名の起原であらう。此海は本初鹹水であつたやうであるから、淡海は借字で、遠ツ大海(オフミ)の意を以て命名せられたものと思はれる。

久努國。[五二]　遠江國山名郡久努(和)、卽ち今の周智郡久努西村に其名が殘つて居る。恐らくは天龍川以東の總稱であつたのであらう。

素賀國。　此國をこゝに序次したのは誤りで、大和の蘇賀の謂と思はれることは、旣に第一卷(二六五頁以下)に論證した通りである。次の二國も亦順序が顚倒して居る。

珠流河國。(四七)　駿河郡駿河郷(和)に其名を留めて居るが、スルガの原義は洲在處(スルカ)であるから、富士川河口以東を指したのであらう。

廬原國。(一一)　既出(第二卷一六九頁)

右の外今の安倍郡地方は建沼河別系の阿倍臣氏が支配した和氣領で(第二卷一七一頁)、其西方の志太郡方面にはシヅ(倭)族が占據して、別に一國を形成して居たやうである。靜濱、靜岡、賤機山などいふ地名は其名殘であらねばならぬ。

伊豆國。(五三)　孝徳朝に駿河に合併せられたが、天武天皇の御代に至り故の如く分置したとある。應神紀にも見える舊地であるが、本初は海島が主體であつたと思はれる。

甲斐國。(二六)　既出(第二卷一八五頁)。

相武國。(七一)　サガムの原義は判明せぬが、神名帳に相模國高座郡寒川神社——續後紀に寒川神、東鑑には佐河とあり、サガと稱へたらしい。寒河をサガの音

符に用ひたのは羽前國サガエ(寒河江)の例もある——とある地(今の寒川村)と縁があるやうに思はれる。或はサガ回を意味し、サガムは音便轉呼であるかも知れぬ。相模川の名も此から出たので、恐らくは其以東をサガミの國と稱し、以西は次の師長國の疆域に屬したのであらう。

師長國。(九六)相模國餘綾(與呂岐)郡磯長鄕(和)から出た名稱で、今の中郡及愛甲郡の總稱であつたものゝやうである。シナカは河內國にもある地名で、ヒナカ(夷處)の轉呼、卽ちヒナ族の舊住地たるの故を以て此名を負はせたものと思はれる。

足柄は右二國以外の獨立地域であつたのであるが、其國造の名が國造本紀に見えぬのは、やゝ後世まで非公認土豪の支配下に屬したからであらう。此やうな例は上記の志太郡地方、次の下總の葛飾を始め、他にもめづらしからぬことである。

旡邪志國。(六八)ムザシの語幹ムサは實麻の意で、隣國フサ(總)卽ち圃麻に對し、

蕁麻——古語ムシ、アイヌ語でもムセ又はモサといふ——の野生する國の意を以て命名したものと思はれる。今の武藏は此名を繼承したのであるが、其疆域は同一ではなく、少くとも次の知々夫國以外をいふのであつた。此地の初代國造兄多毛比命を次の條下に岐閇國造の祖とした所を見ると、キへの國とも稱へたのであるかも知れぬ。其は舊時柵戶卽ち邊塞所在地であつたからであらう。

胸刺國。（六九）上記无邪志國の重出なることは、其初代國造が右の兄多毛比命の兒とあることによつても明白であるが、國造本紀の編者を誤らせたのは、柵戶廢止後治所が移轉したからであらう。

知々夫國。　既出（五—二二二頁）

須惠國。（九四）和名抄に上總國周淮（季）郡とある地で、今の君津郡の一部分である。陶座（スヱ）（三—二一〇頁）が存したが故に地名に轉じたものと思はれる。

馬來田(ウマクタ)國。[九五]　須惠の北隣で、和名抄には望陀(末宇太)郡とあるが、萬葉集に宇麻具多と假字書した例があるから、地方の人はウマグタと發音したのであらう。茨田(マンダ)と同語で、ウバラ(茨)の古語マン(芒)から出た名稱のやうである。

上海上國。[七二]　上總國海上(宇奈加美)郡(和)とある地。今は市原郡の一部分であるが、上古は其疆域も遙に廣く、馬來田國の北に位し、次の伊甚及菊麻と境を接して居たものゝやうである。

伊甚國。[七五]　上總國夷灊(伊志美)郡(和)、卽ち今の夷隅郡に當る(三—二〇四頁參照)。

武社國。[七]　同武射郡(和)。今山邊郡と合併して山武郡と稱へる。

菊麻國。[七〇]　和名抄に上總國市原郡菊麻(久久萬)とある地で、今も其名を存する。

阿波國。[七三]　上總國の一部分で、後日の安房國安房郡をいふ。——神八井耳系の長狹國造(第二卷一四五頁)も當國長狹郡の首長をいふものと思はれる。

印波國。[二]　下總國印幡及千葉郡地方。

下海上國。(七三)　同海上及香取郡地方。

上總及下總の名の起原なるフサ(和名抄下總國相馬郡布佐)が、ある時代に一行政區劃の治所であつたことは想像に難からず、其北方の結城郡も古語拾遺によれば別個の一國で(第一卷二八四頁)、西に接する葛飾は古來知名の獨立地域である。相馬(フサマの轉呼)、結城に國造を置かれなかつたのは和氣領(上野臣氏所管)であつた爲で、海人族の占住地なる葛飾は其族長が支配したのであらう。

新治國。(七六)　和名抄に常陸國新治(爾比波里)とある地で、今の新治郡とは全然所在を異にし、西茨城郡と眞壁郡とに跨る一地域の稱呼である。

筑波國。(二三)　常陸國筑波郡

茨城國。(九三)　和名抄に常陸國茨城郡とある地で、ほゞ現在の新治郡に相當する。

仲國。(一)　既出(第二卷一四四頁)――疆域は今の鹿島、行方、東茨城及那珂の四郡に跨がつて居たものゝやうである。

久自國。[四八] 常陸國久慈郡

高國。[七七] 同多賀郡

東山道

淡海國。[二七] 國造の名によつて推測するに、此淡海國は近淡海之安國(第二卷一八七頁)卽ち近江國野洲郡をいふものゝやうである。

額田國。[八] 序次からいふと和名抄に美濃國池田郡額田郷(今の揖斐郡南部)が之に當るものゝやうであるが、其地方は本巣國造(第二卷一八八頁)の領域であつたと思はれるから、近江朝の宮嬪額田王の本貫をいふのではあるまいか。若し然りとすれば萬葉集(第一卷)の歌によるも近江國蒲生郡で、其生母鏡女王の本貫なる蒲生郡鏡庄に近い地であつたとせねばならぬ。ヌカタは土型(ニカタ)の謂で(三一一〇九頁)、鏡製作に必要なものであるから、兩地が相並んで居たことは有り得べきである。——坂田の誤記又は筑摩左野方(萬一三)の畧とする說

はとらぬ。

三野國。[四九]　前國造と後國造とに區別してあげてあるから、國造考の說の如く前はミチノクチと訓み本巣國の意、後はミチノシリで其東方の國土をいふものと了解せられぬことはないが、後國に關しては他に所見がなく、且上古美濃と稱したのは、和名抄に本巣郡美濃——今の一色村大字ミノベ(見延)は其名殘であらう——とある地方を意味し、後日の美濃全國の謂ではないから、或は此前後は時代の新舊をいひ、國造家に交迭があつたから區別して掲げたのかも知れぬ(次章參照)。記して後考をまつ。

斐陀國。[五七]　後日の飛驒國で、ヒナ(夷)の國の轉呼と思はれる(第二卷二二一頁)。

科野國。[三]　既出(第二卷一四三頁)——本には神野と誤り、陸奧諸國と出羽との中間に序次して居るが、明に錯簡と思はれるから、此處に移した。

上毛野國。　後日の上野國である。豐城入彥命の分封地で(第三卷六四頁)、和氣

領であるから、國造とは名乘らなかつたやうである。――此國內にも和氣領以外の地域が存し、倭建命の御火燒に奉仕した東(吾妻)國造と稱するものもあつた(第四卷二〇二頁)。

下毛野國。 後日の下野國の南部地方をいひ、仁德朝に國造を置かれたとあるが、始祖奈良別は上毛野君の出であるから、其後裔も國造とは名乘らず、常に下毛野君と稱した。

道奧菊多國。[九一] 和名抄に菊多(木久多)郡とあり、今の石城郡の一部分である。

道口岐閇國。[九二] 道口が道尻の誤記と思はれることは前篇第三卷(二一五頁)に論じた通りである。夷地平定に伴うてキヘ(柵戸)は前進したのであるから、どの部分をいふのか判明せぬが、以下列擧する諸國と同時代に併存したとすれば、其最北の伊久國よりも北方に置かれたものとせねばならぬ。

阿尺國。[九三] 陸奧(岩代)國安積郡

思國（シノブ）。（九五）思はシノブの假字と思はれる。從來オモヒと訓み、或は一本思太とあるに從うて志太郡（陸前）を之に擬するものがあるが、國造の名號から推考するに後記信夫國の重出であらねばならぬ。――冘邪志及胸刺と同例である。

伊久國。（八六）陸奧（磐城）國伊具郡

染羽國（シメハ）。（八三）陸奧國標葉郡（和）卽ち今の磐城國雙葉郡。和名抄には志波と訓してあるが、染羽も標葉もシメハと訓まねばならぬ字であるから、恐らくは誤寫であらう。

浮田國（ウキタ）。（三二）和名抄に陸奧國宇多郡とある地で、今の相馬郡の一部分である。ウタとウキタとは意義を同じうする（五―二四七頁）。

信夫國。（八四）上記の如く重出である。信夫は和名抄に志乃不國分爲二伊達郡一と注記せられ、今の岩代國伊達信夫二郡にあたる。

白河國。（八七）磐城國東西白川郡及西白河郡（第四卷一九五頁參照）。

石背（イハセ）國。（九〇）岩代國岩瀬郡

石城國。（八九）磐城國石城郡。常陸風土記によれば此郡は孝德朝に多珂國から分立したとあり、上掲菊多國も郡内に存するから、此石城國は恐らくは其南方の地で、今の常陸國の多賀郡に跨がつて居たのであらう。

那須國。（二〇）後日の下野國那須郡であるが、國造本紀の序次によれば、上古此地方は陸奥に屬したのであるかも知れぬ。

出羽國。諸羅朝御世和銅五年割㆓陸奥越後二國㆒始置㆓此國㆒也とある。

北陸及山陰

若狹國。耳別（第二卷一八六頁）領以外の地方をいふのであらう。

高志國。（二一）既出（第二卷一七六頁）――此コシの國は今の越前の一地方の謂と思はれる。

三國國。（二四）繼體天皇の御母振媛の郷里は三國の坂中井とあり（紀）、今も越前國

坂井郡三國町に其名を留めて居るが、古は更に廣い地域の稱呼であつたのであらう。

角鹿國。（一〇）越前國敦賀郡（第三卷二三二頁參照）

賀我國。　難波朝御代隷ニ越前國一、嵯峨朝御世弘仁十四年割ニ越前國一分爲ニ加賀國一とあるが、カガといふ稱呼は郡名として其以前から存し、古は一國と見られた。次の加宜國が其である。

加宜國。（七九）既出（第二卷二二七頁）――右の賀我國の重出である。

江沼國。　加賀國江沼郡

能等國。（三三）既出（第二卷二二六頁）（第三卷一九二頁）

羽咋國。　既出（第三卷一九二頁）

伊彌頭國。（二五）越中國射水郡

久比岐國。　越後國頸城郡（第三卷一九一頁參照）

高志深江國。　既出(第二卷二二七頁)――能等と羽咋との間に序すべきである。

佐渡國。(八八)　佐渡島(一―一六七頁)

丹波國。　諾良朝御世和銅六年割二丹波國一置二丹後國一とある。――國史大系本には國造の名をあげて居るが、次章(第七九頁)に論ずるやうに疑のあることであり、道主王以來朝廷の直轄に屬したやうであるから、國造は置かれなかつたものと思はれる。

但遲麻國。(二八)　既出(第二卷一九三頁)

二方國。(六五)　但馬國二方郡(和)。――近年美含郡と合併して美方郡と稱する。

稻葉國。(三〇)　因幡國(四―一一三頁參照)

波伯國。(六六)　伯耆國

出雲國。　既出(第三卷二一一頁)

石見國。　既出(第三卷二八四頁)――國名の起原は那賀郡石見鄕(和)で、今も石

見村と稱する。此海濱には岩礁が多いので岩海と名づけたといふ說がある。

意岐國。[四四]　隱岐島（一―一六六頁參照）

山陽道

針間國。[三六]　後記二國以西をいふものゝやうであるが、其疆域は判明せぬ。

針間鴨國。[三二]　播磨國賀茂郡（和）――今加東、加西二郡に分れて居る。

明石國。[九八]　同國明石郡

美作國。　諸羅朝和銅六年割二備前國一置二美作國一

大伯國。[六一]　備前國邑久郡

上道國。[一二]　既出（第二卷一六七頁）

三野國。[一三]　備前國御野郡（和）――今御津郡に屬する。

下道國。[一四]　既出（第二卷一六七頁）

加夜國。[一五]　備中國賀夜郡（和）――今の吉備郡の東南部をいふ。

笠臣國。(一六) 笠臣の領する國といふ意味かも知れぬが、カサは地名であるから、笠國というて然るべきである。今の備中國小田郡笠岡町附近であらう(第二卷一六八頁)。

吉備中縣國。 既出(第三卷一九三頁)

吉備穴國。(九) 既出(第四卷一五〇頁)

吉備品治國。(二九) 既出(第二卷一九二頁)

阿岐國。(八〇) 安藝國安藝郡

大島國。(六七) 周防國大島郡

波久岐國。 既出(五—二一五、二七七頁)(第三卷一九三頁)——上記笠(臣)國に隣するものゝやうであるから、大嶋の次に序したのは錯簡とせねばならぬ。

右の外にも吉備諸國の順位は地の理に合はず、東方から擧げるとすれば、上道、三野、加夜、下道、中縣、笠、波久岐、穴、品治と序次すべきである。

周防國。(九七)　佐波郡方面をいふのであらう（第四卷五〇頁參照）。
都怒國。　周防國都濃郡――右の周防國の前に移すべきである。
穴門國。(九九)　長門國
阿武國。(五九)　長門國阿武郡

南海及西海

紀伊國。　既出（三―二三八頁）（第一卷九四、二七三頁）（第四卷一一頁）
熊野國。　既出（第一卷八六、九四頁）
淡道國。(五〇)　既出（第二卷二〇七頁）
粟國。(一〇〇)　阿波國阿波郡
長國。(四二)　同國那賀郡
讃岐國。(三七)　既出（第四卷二六六頁）
伊余國。(四)　伊豫國伊豫郡

久味國。[六二] 同久米郡――今溫泉郡に屬する。

小市國。[五四] 同越智郡

怒麻國。[八一] 同野間郡――今越智郡に屬する。

風速國。[五五] 同風早郡――今溫泉郡に屬する。

右の五國の序列も亦小市、怒麻、風早、伊余、久味とあるべきである。

都佐國。[六三] 土佐國土佐郡

波多國。 同國幡多郡

筑志國。[一二] 既出(第二卷一七五頁)

竺志米多國。[三九] 古事記應神天皇の卷にも此地名が見えるが、夙に消失した。或は和名抄に肥前國三根郡米多とある地(第四卷一一九頁)を以て之に擬し、或は末多とある本に從うて、筑前國下座郡馬田(無萬多)鄕(和)であらうといふものもあるが、此米多は序次からいうても肥前とは思はれず、和名抄の訓註を

無視して馬田をマタと訓むことも憚があるがら、或はメタ又はマタはいづれもミタ(御田)の音便で、御代田(ミシロ)の轉呼なる席田(ムシロタ)郡をいふのではあるまいか。郡内には大國郷〔和〕、久爾驛〔式〕といふ地名もあるから由緒のある地域なることは疑なく、其月隈村(現在筑紫郡席田村の大字)は初代國造の名都紀奴加(本に女加とあるのは誤寫であらう)と縁があるやうに思はれる。

豐國。(一九)　既出(第四卷五六頁)——この豐國は豐前國仲津郡地方を意味する。

宇佐國。　既出(五—二一七頁)(第一卷五七、二七三頁)

國前國。(一七)　既出(第四卷五七頁)

比多國。(五八)　豐後國日高(比多)郡〔和〕——今日田郡と稱へる。

火國。(五)　既出(第二卷一三九頁)(第四卷一〇一頁)

松津國。　津は恐らくは浦の誤記で、次の末羅國の重出であらう。

末羅國。(五一)　肥前國松浦郡〔和〕——今東西南北の四郡に分れて居る。

阿蘇國。(六)　既出(第二巻一四〇頁)(第四巻〇一七頁)

葦分國。(一八)　肥後國葦北郡

天草國。(六〇)　同天草郡

日向國。(三八)　既出(第四巻八六、二七六頁)

大隅國。　纏向日代朝御世治平、隼人同祖、初小、仁徳帝代者伏布為二曰佐一賜二國造一とある。伏布は恐らくは歸順者といふ意であらう。

薩摩國。　纏向日代朝、伐二薩摩隼人等一鎮之、仁徳朝代、曰佐改爲レ直とある。

伊吉嶋。　壹岐國(五—二二三頁)

對馬縣。　既出(三—二〇四頁)(五—二一八頁)

葛津立國。(六四)　立は衍字で、肥前國藤津郡をいふのであらう(第四巻一二五頁)。

多褹島。　薩摩國種子島——國造は置かれなかつた。

國造本紀は信用すべき古記録と認定せられて居るのであるが、上記の如く和銅乃至弘仁年間の記事があり、又无邪志と胸刺、信夫と思、賀我と加宜、末羅と松津△。(浦の誤記)の如き重複のある所を見ると、孝徳朝以前の原文を其まゝ傳寫したものではなく、嵯峨朝以後の人が補筆したものとせねばならぬ。されば必しも盡く信ずるに足らぬが、後代の併合分置が記注せられて居るものゝ外は、大體に於て上代の行政區劃と見て妨はないと信ずるのである。

第二章　國造配置

皇別――物部氏族――葛木（尾張）氏――出雲氏――賀茂及紀氏――海人系

舊事紀の國造本紀によれば、國造の大部分は志賀高穴穗（成務）朝の定賜とあるが、以下逐一檢討するやうに、世代の合はぬものも少くはないから、此天皇の御代に大小の國造を定められたとある傳說によつて、任命年代の不明なものは一括して此朝に繫けたものと思はれる。其出自及名號についても疑問又は不可解とすべきものがないではないが、第二卷以下に述べた皇族の分封と相待つて、此時代に於ける地方行政上の實權の所在を察することが出來ると信ずるから、以下左の方針を以て國造本紀を拔萃し、簡單なる註釋を加へる。

（イ）崇神朝以前の任命と稱するものは、既に第一卷乃至第三卷に揭げたから之

を省く。

(ロ)仁德朝以降の定賜は下毛野、加宜、都怒、淡道、大隅及薩摩(以上仁德朝)、江沼(反正朝)、若狹(允恭朝)、穗、賀我、羽咋(雄略朝)、伊吉(繼體朝)の諸國であるが、本篇には直接關係がないから、之を省くか若くは附記するに止め、以下には景行乃至應神朝定賜とある國造のみを列擧する。

(ハ)前章に揭げた國の順位によらず、皇族及諸氏族別を以て記載する。――前章と對照の爲に名號の下右旁に同一數字を細書することにした――其は勢力の分布を知る最有効手段であると信ずるからである。

皇別

皇別の國造は最も多數を占めて居るから、更に出系別にして前三卷との參照に便にする。

(イ)神八井耳系(多臣、火君氏)。 此系統から仲、科野、伊余、火、阿蘇國造を出し

たことは、既に第二卷(一三七頁以下)に記述した通りであるが、國造本紀には仲及伊余國造を成務朝の任命とし、他に應神朝定賜と稱する印波國造を擧げた外は、盡く崇神朝の定置とある。さりながら以下に表示する初代國造の世次によれば杜撰であるといはねばならぬ。

建借馬命(仲國造)。(一) 崇神朝の人(第二卷一四四頁以下)。

伊都許利命(印波國造)。(二) 神八井耳命八世の孫とあるから、崇神天皇と同世代の人とせねばならぬ。恐らくは建借馬命及黑坂命と同時に出征し、此地方鎭定のため殘留したのであらう。印波(印幡)國と仲(那賀)國とは上古霞が浦を距てゝ相隣して居たのである。イムバの原義はイミニハ(忌庭)であるから、祭事を世職とした神八井耳命(第二卷三七頁)の子孫が、地方領主として司祭者を兼務したことは有り得べきで、伊都許利といふ名號も亦神をイック(齋)アリ(貴人)といふ意である。

建五百建命（科野國造）。（三）　神八井耳命の孫とあるのは明に誤記で、崇神朝の人と推定せられることは第二卷（一四三頁）に述べた通りである。建五百建はタケイホタケルと訓み、上のタケ（武）は美稱、イホは地名で（所在不明）、其地のタケル（武將）といふ意を以て稱號としたのであらう。

速後上命（伊余國造）。（四）　敷桁彥（シキタナ）命の兒とある。伊豫は景行朝に於て始めて朝廷の治下に屬したと推斷すべき理由があるから（第四卷一五頁）、敷桁彥も景行天皇の西征に供奉した一將とすべきで、其子が成務朝に此國の造に任ぜられたことは有り得る。速後上はハヤノチアガリと訓み、ハヤ（捷）は美稱であらうが、ノチアガリといふ名號の所由を詳にせぬ。

遲男江命（火國造）。（五）　志貴多奈彥命の兒とある。志貴多奈彥は右の敷桁彥と同人であらねばならぬから、其子は當然成務朝の人である（第三卷二八六頁）。

速瓶（ミカ）玉命（阿蘇國造）。（六）　神八井耳命の孫とあるが、恐らくは右の志貴多奈彥の

孫の誤傳であらう。若し然りとすれば火國造家から分岐したもので、一世代後のことゝせねばならぬ。ハヤ(捷)ミカ(御嚴)タマ(靈)は其子孫の奉つた謚號と思はれる。

(ロ)天足彥系(和邇氏)。 此系統に屬する武社、額田、吉備穴の三國造中、穴國造のみは景行朝、他は成務朝任命とある。

彥忍人命(武社國造)。(七) 彥意祁都命の孫とあるから、世代から言へば垂仁朝の人であらねばならぬが、日本武尊の供奉者の一人として東征中、此國に土着したこともあり得る(第二卷一五九頁)。オシヒトは大人の謂である。

大直侶宇命(額田國造)。(八) 彥訓服命の孫とあるから、景行―成務朝の人と思はれる。直侶宇は恐らくは眞侶子の誤記であらう。マレ(稀)コ(子)の意で、之を名とする貴人は少くはない。

八千足尼(穴國造)。(九) 同じく彥訓服命の孫とある。恐らくは日本武尊が穴戸神

を征服せられた時(第四卷一五〇頁)、此地方鎭定のため殘留したのであらう。
ヤチは谷の意の地名と思はれるが(四—一〇六頁)、其所在を詳にせぬ。

(八)吉備津彦系。　第二卷(一六三頁以下)に擧げた上道、下道、笠、五百原、國前國造の外に、吉備に在つては三野及加夜の兩國造、並に越の角鹿、肥後の葦分の國造も此一族とあり、明示せられては居らぬが、豐國造も同系に屬するものゝやうである(第四卷五六頁)。右の中吉備五國は應神朝の公認で、葦分は景行朝定賜とあり、其他は成務朝の任命とせられて居る。卽ち

建功狹日命(角鹿國造)。[一〇]　吉備臣祖若武彦命の孫とあるが、世代が合はぬから、若し此系統に屬することが事實とすれば、四世乃至五世の孫とせねばならぬ。但し若武彦とあるのは角鹿海直の祖日子刺肩別命の誤傳であるかも知れぬ(第二卷一六二頁)。建功は字によればタケイサヲ(シ)であるが、イサヲ(シ)といふ語が此當時用ひられたか疑問であるから、或は他に義訓があつた

のではあるまいか。サヒは利刄の義である(四—三一頁)。

意加部彦命(廬原國造)。(一一)吉備武彦命の子で、池田坂井君の祖とある。池田は神名帳に有度郡池田神社とある地(今安倍郡に屬し豐田村の大字である)で、坂井は其鄕に存した井泉の名であらう。意加部彦については既に第二卷(一六九頁)に述べた。

多佐臣(上道國造)。(一二)中彦命の兒。多佐は居住地から出た稱號らしく、雄略紀にも吉備上道臣田狹といふもの丶名が見える。

弟彥命(三野國造)。(一三)

兄彥命(下道國造)。(一四)亦名稻建別

中彥命(加夜國造)。(一五)

兄彥、中彥、弟彥は吉備御友別の子で、吉備武彥の孫にあたり、應神朝に分封せられたことが紀にも明記せれて居る(第二卷一六五頁)。

笠三枚臣(ミヒラ)（笠臣國造）。(一六)　鴨別命八世孫とあるが、鴨別は右の御友別の弟で、神功朝の武將であるから（第二卷一六六頁）、其八世の孫が應神朝に在世したことは有り得ぬ。されば國造に定められたのは鴨別の子で、其後裔なる三枚臣のことが附記せられて居たのを誤傳したのであらう。ミヒラ（三枚）は名で、笠の緣語である。

宇佐自命（國前國造）。(一七)　既出（第二卷一七〇頁）（第四卷五七頁）。

三井根子命（葦分國造）。(一八)　吉備津彥命の兒とある。吉備津彥は世襲名のやうであるから（第二卷一六六頁）、これは吉備氏の人といふほどの意味に解すべきである。恐らくは景行天皇の供奉者の一人で、此地方鎭定のため殘留したものであらう。

宇那足尼（豐國造）。(一九)　伊長國造同祖とあり、伊長については所見がないが、吉備系と思はれることは前卷（第五六頁）に論じた通りである。——天孫本紀（舊

五〕によれば、尾張氏九世置部與曾命の兒、大原足尼と稱するものも亦筑紫豐國々造等の祖とあるが、其は後記の如く比多（豐後國日田）の國造のことであらう。

（ニ）大彥系（阿部氏）。　此系統と明記せられて居るのは、那須、高志、筑志の三國造であるが、筑波國造も亦同系と推定せられる。景行朝定賜とある那須國造の外は皆次朝の任命とせられて居る。

大臣命（那須國造）。[20]建沼河命の孫とある。

市入命（高志國造）。[21]阿閇臣祖屋主田心命三世の孫とある（第二卷一七六頁）。田心命は阿閇臣氏の始祖比古伊那許志別の子と思はれるから、其三世の孫なる市入命は正に成務朝の人である。イチリ（市入）は市乾鹿文及市鹿文のイチ（第四卷八二頁）に敬稱リ（貴人）をそへたものゝやうである。

田道命（筑志國造）。[22]阿倍臣同祖大彥命五世の孫とある（第二卷一七五頁）。刊本

には日道とあるが、上毛野君氏にも田道と名乘るものがあり（仁德紀）、トミ主の轉呼若くはタミ（民）チ（主）の意を以て領主の稱號に用ひたものとも解せられるから、姑く田道として置く。

阿閇色命（筑波國造）。[一三] 忍凝見命の孫とあるのみで、氏族を示して居らぬが、アベ（阿倍）を冠稱として居るのみならず、忍凝見といふ名號もオシ（大）コリ（大人）ミ（身）の三語分子より成り、上記那須國造大臣（大大身）とほゞ同義であるから、或は同一人をいひ、那須から分岐したのかも知れぬ。若し然りとすれば仲哀（神功）朝以後の定賜と思はれる。

右の外允恭朝定賜とある若狹國造荒礪命も、膳臣祖佐白米命の兒とあるから、同一系統に屬する。

（ホ）彥太忍信系（武內宿禰の裔）。　成務朝の定賜として左記兩國造を擧げて居るが、其年代については疑がある。

若長足尼（三國々造）。[二四] 宗我臣祖彦太忍信命四世孫とある。ワカ（稚）は冠稱、ナガは地名で、後日の越前國坂井郡長畝村は恐らくは其名殘であらう。――和名抄にも長畝（奈宇禰）とあるが、ウネ（大系）はスクネ（直系）とほゞ同義であるから、長足尼の名によつて後日ウネをそへたのかも知れぬ。

大河音足尼（伊彌頭國造）。[二五] 宗我同祖建内足尼の孫とある。河音はカハトと訓み、川門の意の地名と思はれるが所在を詳にせぬ。

彦太忍信の四世の孫とあるのは武内宿禰の孫といふに同じく、其末子で江沼財臣の祖となつた若子宿禰の兒と推定せられる。武内宿禰は成務天皇と同年と傳へられ（第二七頁）、若子宿禰は其名によつても明なるが如く、晩年の所生であるから、其子等は應神天皇よりも年長ではあり得ず、成務朝に國造に任命せられた筈がない。同一氏に屬し、反正朝に定賜せられた江沼國造志波勝足尼が武内宿禰四世孫とあるのを見ても、上記兩國は應神朝の定賜とせねばならぬ。其他都怒國造は紀

臣同祖都怒足尼の子男島足尼、穂國造は生江臣祖葛城襲津彦命四世の孫菟上足尼とあるから同一族であるが、前者は仁德朝、後者は雄略朝の定賜とあつて、本篇の時代外である。

（ハ）彥坐系。　狹穂彥王の後なる甲斐國造、水穂眞若王の後なる淡海（安）國造、大筒木眞若王の孫息長宿禰王の後なる但遲麻及吉備品治國造（第二卷一八五頁以下）の外に稻葉國造をあげ、いづれも景行—成務朝の定賜として居るが、世代又は年代に疑のあるものがある。

鹽海足尼（甲斐國造）。（二六）既出（第二卷一八五頁）

大陀牟夜別（淡海國造）。（二七）既出（第二卷一八八頁）——但し記に多遲摩國造としてあげた大多牟坂王に相當するかのやうに說いたのは誤りで、此は彥坐王三世の孫とあるから、息長宿禰王と世代を同うし、類名ではあるが別人とせねばならぬ。

船穗足尼(但遲麻國造)。[二八] 既出(第二卷一九三頁)

大船足尼(吉備品治國造)。[二九] 既出(第二卷一九二頁)

彥多都彥命(稻葉國造)。[三〇] 彥坐王の兒とあるから、丹波比古多多須美知能宇斯王のことであらうが、其は崇神朝に活躍した皇室の近親であるから、成務朝まで生存して國造に任命せられたとは考へられぬ。恐らくは其女竹野媛の子孫が此地を領し、出系を皇室に託したので、國造を定賜せられたのは成務朝のことであつたかも知れぬ。

(ト)豐城入彥系(上毛野氏)。 此系統に屬するものは次の兩國造のみで、いづれも成務朝任命とある。

賀我別王(浮田國造)。[三一] 崇神天皇五世の孫とあるから、御諸別王の子と思はれる。神功紀によれば韓國に出征したとあり、應神朝に上毛野君荒田別と共に百濟に遣はされた巫別も同人のやうであるから、 巫はカムコと訓み、神

子を意味し、カガ(神子)と同義である(第二巻二〇三、二二七頁)――應神朝の定賜と思はれる。

市入別命(針間鴨國造)。[三二] 上毛野同祖御穗別命の兒とある。御穗別命は右の御諸別王と同人か、――ミモロ即ちミムロ(御室)とミホ(御廬)とはほゞ同義である――或は彦八綱田(第三巻一一二頁)の一子で、彦狹島王の兄弟であつたかも知れぬ。若し然りとすれば景行朝の人とせねばならぬ。市入の名の義は上に述べた。

(チ)爾餘の皇胤。　崇神朝以降の皇別としては次の國造を擧ぐべきである。

彦狹島命(能等國造)。[三三] 活目帝皇子大入來命の孫とあるが、誤傳と思はれることは第三巻(三九、一九二頁)に述べた通りである。

武伊賀都別命(伊賀國造)。[三四] 意知別命三世の孫とあるが、オチ別は垂仁天皇の御子であるから(第三巻五六頁)、其曾孫は應神天皇と同世代で、成務朝任命と

あるのは疑問とせねばならぬ。

伊許自別命(針間國造)。[三六] 稲背入彦命の孫とあり、成務朝定賜とせられて居るが、世代が合はぬから、姓氏錄佐伯直の系譜に從ひ(第四巻二九四頁)、應神朝の任命とすべきである。イコジは齋子主の謂であらう。

須賣保禮命(讃岐國造)。[三七] 景行帝兒神櫛王三世の孫で應神朝の任命とある(第四巻二六六頁)。スメホレの語義は判明せぬが、スメは淨身の意を以て美稱に用ひたのであらう(四―二〇〇頁)。

老男(日向國造)。[三八] 豐國別皇子三世の孫で、應神朝の定賜とある(第四巻二七六頁)。

左記は仁徳朝以降の定賜であるが、少しく論議を要するものがあるから、爰に附記する。

都紀女加(竺志米多國造)。[三九] 息長公同祖稚沼毛二俣命の孫とあり、成務朝定賜

とせられて居るが、稚沼毛二俣王は應神天皇の御子であるから、其孫は雄略天皇と同世代であらねばならぬ。女加は旣記の如く奴加の誤寫で(第五四頁)、カはコ(子)と同じく一種の敬稱であるから、槻野といふ地(恐らくは今の筑前國筑紫郡席田村大字月隈(ツキノクマ))に住したが故に此名を負うたのであらう。

大兄彥君(賀我國造)。[四〇]　三尾君祖石撞別命四世の孫で、雄略朝の任命とある。石撞別命は垂仁皇子であるから、年代はほゞ合致する。

石城別王(羽咋國造)。[四一]　石撞別命の兒とあるのは紀の所傳と契合するが(第四卷一三頁)、之を雄略朝定賜としたのは時代錯誤で、成務朝のことか、然らずば石城別の子孫の一人が雄略朝に就任したのであらう。

(リ)未定皇別。　阿波の長及意岐國造の遠祖と稱せられる觀松彥色止(伊呂止)命は、ミマツ彥を冠稱とする所を見ると、皇族の一員と推定せられ(第二卷五六頁)、イロトは弟王を意味するが(第二卷三四頁)、紀記には此名は見えぬ。世代から

逆算すると懿徳―孝昭朝の人であらねばならぬから、觀松彥香殖稻(カエシネ)(孝昭)天皇の御弟に此名の皇子があつたのかも知れぬ。

韓背足尼(長國造)。(四二)成務朝の任命で、右の觀松彥色止命九世の孫とある。カラセは地名であらうが、所在を詳にせぬ。

十挨命(意岐國造)。(四四)應神朝の定賜で、觀松彥伊呂止命五世の孫とある。應神天皇より五代前といへば、崇神天皇と同世代であるが、上記長國造の遠祖なる觀松彥色止命と別人とは思はれぬから、五は誤記であらう。十挨も亦不可讀なるが故に、――前田本にはトヲエと訓してあるが――挨は握などの誤記で、十ツカと訓み、十世の孫を意味したのかも知れぬ(第四卷一六八頁)。

物部氏族

此氏族は或時代には、皇別に次いで繁榮したから、多くの國造を出して居る。國造本紀に成務朝定賜として擧げられたのは左記の七家である。

知波夜命（參河國造）。（四五）出雲色大臣命五世の孫とあり、物部系譜（舊五）にも共子大木食命の後とあるが、參河との所緣を詳にせぬ。チハヤは靈捷（チハヤ）の意（五—四二頁）。

印岐美命（遠淡海國造）。（四六）伊香色雄命の兒とあるが、世代が相違するから、物部系譜に十市根命の兒とあるを可とする。印岐美はイムキミと訓み、齋君の意と解すべきであらう。——古事記神代卷に建比良鳥命の後とある遠江國造は別系である（三—二〇五頁）。

片堅石命（珠流河國造）。（四七）大新川命の兒とあり、物部系譜には十市根命の子とせられて居る。片堅石をカタシハと訓むべしとすれば、片は蛇足であるが、刊本の如く須堅石として は意をなさぬから、一種の添頭假字と見るべきであらう。堅石の如く健在なれといふ意を以て命名せられたものと思はれる。

船瀨足尼（久自國造）。（四八）伊香色雄命三世の孫とある。フナセは船塞即ち船を圍

ふ處をいひ、久慈河口にも存したので其名を負うたのであらう。

臣賀夫良命(三野後國造)。(四九)出雲大臣命の孫とあるが、成務朝の定賜とすれば少くとも五世の孫であらねばならぬ。物部系譜には出雲醜大臣命の子大木食命の後とある。名の所由不明。

大阿斗足尼(熊野國造)。(五〇)饒速日命五世の孫とあるが世代があはぬ。大阿斗足尼は恐らくは物部氏第二世味饒田命の後なる阿刀宿禰(連)氏人をいひ(五―二二九頁參照)、五世は誤記であらう。

矢田稻吉(末羅國造)。(五一)穗積臣同祖大水口足尼の孫とあるが、此も世代が合はぬから、若し成務朝定賜が誤でないとすれば、少くとも四世の孫とせねばならぬ。矢田は大和の地名で(第一卷一一八頁)、其稻置であつた人が景行天皇の西征に供奉し、此地に殘留したのではあるまいか。倭人勃興の爲に廢絕したのを、仁德朝に至り金連(物部第十三世)をして復興せしめられたものと思は

れる。國造本紀に後者を松津國造としたのは、既述の如く松浦の誤記で、伊香色雄命の孫とあるのも疑問とせねばならぬ。

次の四家は仲哀朝以降の任命である。

印幡足尼（久努國造）。(五二)　伊香色男命の孫で仲哀朝の定賜とある。物部系譜には上掲印岐美連を遠江國造及久努直の祖として居るから、恐らくは其子であらう。其二代後に印葉連といふ人があるけれども、應神朝に大連を拜任したとあるから、同名異人とすべきである。イムバはイミニハ（齋庭）の約であるから（第五九頁）、齋主を兼ねたものと思はれる。

若建命（伊豆國造）。(五三)　神功朝定賜で、物部連祖天蘿桙命八世の孫とあるが、物部系譜にも二十五部物部中にも蘿桙命といふ名は見えぬ。或は後日國造家が交迭し、物部氏人が後を受けたのを誤つて混同したのではあるまいか。

子致命（小市國造）。(五四)　大新川命の孫で、應神朝の定賜とある。物部系譜にも大

新河命の孫大小市連は小市直の祖とあるから、子致は乎致の誤記であらう。但し世代が相違するから、國造といふ稱號を得たものは其二世の後胤とせねばならぬ。

阿佐利（風速國造）。(五五)伊香色男命四世の孫で、應神朝に定賜せられたとある。物部系譜伊與連とある人が之に相當するものゝやうであるが、若しアサリと稱したとすればアセ（阿兄）アリ（貴人）の意の敬稱であらう。

葛木（尾張）氏

此氏族は饒速日命の後とせられて居るが、此高天系の貴人の來着以前から大和國葛城の高尾張に占住した舊名族で、母系承統であつた爲、族長權が饒速日命の子孫を經て武內宿禰系に移つたことは、既に第二卷（八九頁以下）に述べた通りである。族人中の或ものは尾張國に移住して別に尾張（尾治）連家を起し、其他は大和に殘留して葛木直と名乘り、いづれも男系を以て相承するやうになつた。此氏族

から出た國造は左記の三家で、一列に成務朝定賜とある。

小止與命（尾張國造）。(五六) 天別天火明命十世の孫とある。尾張氏系譜（舊五）によれば乎止與命は饒速日命第十一世の孫とあり、――姓氏錄河内神別尾張連の條下には火明命十四世の孫小豐命とある――祖父弟彥命の代に大和から轉住して大海氏に就いたものゝやうで、其子淡夜別命は大海部直等の祖とせられて居る。さればヲトヨの命が國造を授けられたのは、母系の緣によるものとすべきであらう（第三卷三八頁）（第四卷二一〇頁參照）。

大八埼命（斐陀國造）。(五七) 尾張連祖瀛津世襲命とあるのみで、其世次を脫して居る。系譜に甲斐國造等の祖とある尾張氏九世彥與曾命の子大八椅命は之に當るものゝやうで、甲斐は恐らくは斐陀の誤寫、埼と椅とは類字であるから、いづれか一方を誤寫とすべく、八埼（椅）といふ地名から出た稱號であらう。

但し飛驒は交通の不便な山地で、皇化の普及が遲れ、仁德朝始めて將軍を派

遣して土豪宿儺を誅戮せしめられたとあるのであるから(四―一八一頁)、其よりも三代以前なる成務朝に國造を置かれたかは疑問で、或は後日右の大八埼(椅)命の子孫が美濃方面から進出したのであるかも知れぬ。

止波足尼(比多國造)。(五八)葛城國造同祖とある。――刊本には同祖の二字缺――系譜に筑紫豐國々造としてあげた尾張氏九世置部與曾命の子大原足尼と無緣故ではあるまい。大原足尼といふ名の所由を詳にせぬが、止波は豐後國日田郡北山田村大字戸畑といふ地名を負うたものゝやうであるから、葛木氏の一族大原足尼と稱する人が景行天皇の征西に供奉し、日田に殘留して其子止波足尼の代に至り國造に定賜せられたのかも知れぬ。

右の外國史大系本には丹波國造として建稻種命四世の孫大倉岐命が成務朝に定賜せられたとあるけれども、建稻種は右の乎止與命の子で、甚しく世代が相違するのみならず、丹波に國造を置かれたと考へ得られぬことは既述の通りであるから

(第四九頁)、刊本に之なきを可とする。

賀茂及紀氏

キ(木)族中に神魂(玉)命を族祖とする一支が存し、高天原の原始神と混同せられたことは、前篇に於て屢々述べた通りであるが、神代系紀〔舊一〕には神皇産靈尊亦云ニ神祝尊一とあり(一—一二九頁)、國造本紀にも神祝命を祖とする左記の五國造をあげて居る。延佳本には此神祝を盡く神魂と改めてあるが、魯魚の誤と斷定することは困難であるから、少くとも神魂(玉)命の別名を神祝命とする一傳が存したものとせねばならぬ。ハフリはカバネの一種であるから(第一卷二二四頁)、カモ(賀茂)族の魁師といふ意を以て呼稱したので、必しも同一人ではなかつたかも知れぬ。定賜時代の最も古いのは崇神朝の任命とある吉備中縣の國造明石彥で、神祝命十世の孫とせられて居る(第三卷一九三頁)。其外に左記の國造がある。

味波波命(阿武國造)。(五九)　神祝命十世の孫で景行朝の任命とあるが、右の明石彥

と同世代であるから、石見國造と同じく出雲國家存立當時から現在した舊家で、崇神朝に公認を得たのであらう。味波波はアチハハといふ訓もあるが、恐らくはウマシハハ又はミハハで、いづれにしても味の字は美稱として冠せられたものとし、ハハは母の意で族母たる女姓の名であつたと解釋すべきであらう。

建島松命(天草國造)。[六〇] 同じく十三世の孫で、成務朝の定賜とある。タケ(武)は美稱、シママツは天草島のマチ(御主)の意で、其地の土豪であつたのであらう。

佐紀足尼(大伯國造)。[六一] 同七世の孫で應神朝の定賜とあるけれども、若し中縣の國造から分れたものとすれば、七世は誤傳とせねばならぬ。佐紀は地名であらうが、所在を物色し得ぬ。

伊與主命(久味國造)。[六二] 應神朝の定賜で、神祝尊十三世の孫とある。隣地伊與

郡を名に負うたのであらう。

神魂(玉)命は葛野鴨主及三島縣主等の遠祖であるから(五―二一六、二〇八頁)、左記國造も亦此系統に屬するものとせねばならぬ。

小立足尼(都佐國造)。(六三)長阿比古同祖三島溝杭命九世の孫で、成務朝の任命とある。長我孫は續後紀に攝津國の住人、葛城事代主命八世の孫忌寸(忌毛)宿禰の後とあるから、三島氏と同祖となるのである(第一卷第八章參照)。恐らくは攝津國の三島から出た賀茂氏が阿波國長邑(後の那賀郡)に移住して長阿比古と名乘り、更に土佐國土佐郡に進出したのであらう。高賀茂神社を此郡に勸請したのも此國造と思はれる。ヲタチは郡内の一地と思はれるが其名を傳へて居らぬ。

右の外、仁德朝に定賜せられた淡道國造矢口足尼も亦神皇產靈尊九世の孫とあるから、世代には疑があるが、同一系の人であらう。

上記阿武國造と同樣に出雲國家滅亡の際公認せられたと思はれる石見國造大屋古命(第三卷二八四頁)は、紀伊國造同祖蔭佐奈朝命の兒とあり、大屋古は大屋の子といふ意であるが、蔭佐奈朝命は其正訓及名號の所由を詳にせぬ。或はカゲ(蔭)はカガ(神子)に通じ、朝は石見村大字淺井(以前は淺井鄕と稱へた)と關係があるのではあるまいか。次の紀氏は全然別系である。

若彥命(葛津立國造)。(六四)紀直同祖大名草彥命の兒で、成務朝任命とある。名草は紀伊國の郡名であるから、紀直家の一員で、景行天皇の陪從者として西下し、こゝに子孫を留めたものと思はれる。穉日子の名は肥前風土記にも見える(第四卷一二五頁)。

出雲氏

此氏族の宗家は出雲國造で、崇神朝に定賜せられたことは第三卷第七章(二一一頁)に述べた通りであるが、初代國造宇迦都久怒(鸕濡渟)の世次は國造本紀に天穗

日命十一世孫とあり、姓氏錄には十二世乃至十三世の孫とせられて居る(四―二四四頁)。既に屢々論じたやうに祖先を天孫に結託したのは此時代のことであるが、垂仁朝に奉仕した野見宿禰が穗日命十四世の孫と稱した所を見ても(第三卷二七四頁)、十一世は誤傳とせねばならぬ。隣國中伯耆(波伯)及但馬の二方國造は其分派で、國造本紀には成務朝の定賜として居る。卽ち

美尼布命(二方國造)。(六五) 出雲國造同祖遷猶一奴命の孫とある。美尼布はミネフと訓むのであらうが、語義所由共に不明で、遷猶一奴に至つては其訓をすら詳にせぬ。試にいへば遷はウツシ(現)の假字で、猶はコマと訓み、一奴は國音イチヌ(齋野)を表示する音符として用ひられたのであるかも知れぬ。甘美韓日狹の例によれば(第三卷二〇六頁)、コマ(貊)を冠稱としたことも絕無とはいへず、イチヌ及ミネフは地名でも有り得る。

大八木足尼(波伯國造)。(六六) 牟邪志國造同祖兄多毛比命の兒とある。

兄多毛比命は後記のやうに出雲臣祖二井之宇迦諸忍之神狹命十世の孫とあり(三―二〇三頁)、天穗日命の裔とせられて居らぬ所を見ると、鵜濡渟の直系ではなかつたのであらう(第三卷二一二頁)。左記の如く周防の大島にも子孫を留め、阪東方面に進出したとあるから、或時代(恐らくは景行朝)に武將として活動し、武藏國に於て命を終へたものと思はれる。

穴委古(ワコ)命(大島國造)。(六七)无邪志國造同祖兄多毛比命の兒で、成務朝定賜とある。アナを冠稱としたのはアナシ(穴師)族を母氏としたからで、委古は倭古とした本もあるからワコと訓み、ワキ(我公)、アキ(阿子)と同じく敬稱であらう(二―三三二頁)。

阪東諸國中兄多毛比(又は兄多比)命若くは其子孫を初任とする國造家は左記の通りで、いづれも成務朝定賜とあるが、五代に跨つて居る所を見ると、任命にも先後があつたものとせねばならぬ。

兄多比命(旡邪志國造)。(六八)　出雲臣祖名二井之宇迦諸忍之神狹命十世の孫とせられて居ることは上述の通りである。兄多比は上記兄多毛比の毛を誤脱したのか、若くは畧稱したのであらうが、名の義を詳にし得ぬ。但し同族に化多比命といふ人もある所を見ると(後記參照)、ヒ又はモヒ(マヒの轉か)は敬稱で、本號は兄多であつたと思はれるが、前田本の訓の如くエタと稱へたかは疑問である。

伊狹知直(胸刺國造)。(六九)　岐閇國造祖兄多比命の兒とある。既記の如く胸刺はムサシと訓み、旡邪志と同國で、且岐閇とも稱したものと思はれる(第四〇頁)。伊狹知直は恐らくは神功皇后に供奉した海上五十狹茅と同人で、名の義は勇(イサ)主(チ)であらう。

大鹿國直(菊麻國造)。(七〇)　旡邪志國造祖兄多比命の兒とある。大鹿國直の大は美稱、カクニはカコネの轉呼で、カコはカガと同じく神子を意味し、出雲族の

好んで用ひた名號、ネは敬稱である。

茅武彦命(相武國造)。(七一)武刺國造祖神伊勢都彦命三世の孫とある。イセツは上記伊狹知の訛傳で、冠稱の神はカモ(賀茂)に通じ、出雲氏も亦屢々之を用ひた(前篇第四卷參照)。茅武彦の茅は弟とした本もあるが、若し刊本が誤字でないとすれば、チハヤブル等のチにあてた假字とすべきである。世代からいへば仁德朝以後の人であらねばならぬ。

右の外阪東には天穗日命八世の孫と稱する忍立化多比命及彌都侶岐命から出た左記の國造家がある。天穗日命八世の孫は上掲の出雲國造よりも三世代乃至五世代の先行であるが、其時代に出雲氏が阪東に進出した事實があり得たとも思はれず、天孫氏とも名乘つて居なかつた筈であるから、兄多毛比系と同じく二井之宇迦諸忍之神狹命の後と稱したのを、後日出雲臣等に倣ひ、天孫系に結託するに當り、世次をも誤つて言ひ傳へたのではあるまいか。下海上國造の外はいづれも成

務朝定賜とあるが、年代に疑のあることは後記の通りである。

忍立化多比命(上海上國造)。(七二)　忍立はオシタテと訓むべきで、タテはタケ(武)に通じ、オシ(大)と同じく美稱であるが、化多比といふ名の義を詳にせぬ。字音によれば化と兄とは類似して居るから、或は同一人を二樣に言ひ傳へたのかも知れぬ。地理上この國造の分家であるべき菊麻國造が兄多比命の兒とせられ、胸刺國造と同人と推定せられる上記の五十狹茅が海上を冠稱としたのも其旁證である。若し然りとすれば兄多比(化多比)命は總武地方鎭定のため朝廷から派遣せられたものとすべきで、日本武尊の東征以前なることは疑がないが、其時機を確說することが出來ぬ。

久都伎直(下海上國造)。(七三)　上海上國造祖の孫とある。クツキは地名であらうが其所在を詳にせぬ。

大伴直大瀧(阿波國造)。(七四)　天穗日命八世の孫彌都侶岐命の孫とある。ミツロキ

の語義は、確言は出來ぬが、瑞ナル子の意であるかも知れぬ。右の化多比命と同世代の人物で、恐らくは近い親緣であつたのであらう。その孫の大タキ(大田子の意)が大伴直と名乘つたのは、景行朝に編制せられた膳大伴部の頭目であつたからである(第四卷二五六頁)。

伊己侶止直(伊甚國造)。[七五] 安房國造祖伊許保止命の孫とあるが、前條と合致せぬのみならず、イコホトとイコロトとは僅に一音の相違であるから、或は同一人の名を二樣に傳へ、祖父と孫とに配當したのであるかも知れぬ。若し然りとすればイコロトを正しとし、イコは齋子の意、ロは接尾語ラの轉呼で、トはトネ(刀禰)と同意を以て敬稱として用ひたのであらう。

比奈羅布命(新治國造)。[七六] 美都侶岐命の兒とある。ヒナラフは常陸風土記に比奈良珠とあるを可とし(第三卷一八七頁)、ヒナ(夷)族を馴伏させたが故に夷等(ヒナラ)靈(タマ)と呼ばれたのであらう。風土記新治郡の條下に崇神朝の人とあるのは誤傳

で、上總國から日本武尊に隨身して來着し、此地方鎮定に任じたものと推定せられる。

彌佐比命(高國造)。(七七)　彌都侶岐命の孫とあるから、恐らくは右の比奈羅布命の子であらう。ミ(御)は美稱で、サヒは利刄を意味し、上代人が好んで用ひた名號と見えて、上掲建功狹日命(第六二頁)の外に、次にも佐比禰足尼(ネは敬稱)といふ人がある。

上掲の外左記の兩國造も亦出雲系に屬する。

出雲笠夜命(嶋津國造)。(七八)　出雲臣祖佐比禰足尼の孫、成務朝定賜とあるから、祖父以來志摩に定着したものと思はれるが、其緣故を詳にせぬ。カサヤは地名であらう。

素都乃奈美小田命(加宜國造)。(七九)　仁德朝の定賜で、能登國造同祖とあるが、國造本紀に載せられた能等國造は皇別であるから、此は恐らくは能登の一部分

なる高志深江國をいひ(第二卷二二七頁)、其國造の始祖素都乃奈美留命の後裔であらう。雄略朝に皇別の賀我國造が任命せられたのは(第七二頁)、交迭の必要が起つた爲と思はれる。

海 人 族

此種族から出た國造は二三のものを除き、天湯津彦系と天津建許呂系とに屬する。天湯津彦は饒速日命供奉三十二將の一人とせられ(五―二一五頁)、神武東征以前から安藝國安藝郡地方に占據し(第一卷六四頁)、附近の要地には其一族が蕃息して居たものゝやうである。然るに國造として公認せられたのは、此方面では、阿岐、波久岐、怒麻の三家のみで、就中波久岐が最も早く、崇神朝に金波佐彦の孫豐玉根命が定賜せられたとあり(五―二七七頁)(六―二六三頁)(第三卷一九三頁)、成務朝任命の阿岐國造が之に次ぎ、怒麻國造は神功朝定賜とある。之に反し陸奥に於ては白河、染羽、阿尺、信夫(思)、伊久國造が此系統に屬し、阿岐國造と同祖とせられ

て居る。其はこの一族が特に北境開拓の命をうけて大擧移住した事實を語るもので、其時代は一列に成務朝とあるが、南方に隣接する菊多、石城、石背(イハセ)の三國造が後記の如く神功朝以後の任命である所を見ると、其よりも以前に奥地が開かれたとは考へられず、常陸方面から逐次に皇化が普及したものとせねばならぬから、恐らくは天津建許呂命とほゞ時を同うし、若くは少しく後れて此海人系の一氏族が開拓の重任に當つたのであらう。左に既出の波久岐を除き、他の諸國の初代國造を列擧し、同系に屬する佐渡國造をも附記する。

飽速玉命(阿岐國造)。(八〇)天湯津彦命五世の孫とあるが、成務朝定賜が事實であるとすれば、餘りに世次が少いから誤記であつたかも知れぬ。飽は假字で安藝をいひ、ハヤ(捷)は美稱、タマは豐玉彦、玉依姫、豐玉根等の如く、ワダツミ(海人)族に共通なる名號である(六一―二六三頁)。

若彌尾命(怒麻國造)。(八一)右の飽速玉命三世の孫で、神功朝の定賜とある。名號

の所由は確言し得ぬが、或はミヲは澪卽ち水脈を意味し、行船の術に長じて居たから、此名を負うたのであるかも知れぬ。

比止禰命(阿尺國造)。(八二)阿岐國造同祖天湯津彦命十世の孫とある。ヒトネは第一系の意で、國造本紀に此一群中の最初に序したのも、以下諸國造の宗家であつたからであらうが、第一に開發せられたのは地理上染羽國であらねばならぬ。

足彦命(染羽國造)。(八三)阿岐國造祖十世の孫とあるから、右の比止禰命と同世代の卑屬と思はれる。

久麻直(信夫國造)。(八四)阿岐國造同祖久志伊麻命の孫とある。クシイマといふ名號の所有を詳にせぬが、速玉命の後で、安藝國造の族人であらねばならぬから、其國の地名を負うたのかも知れぬ。陸奥に移住したのは其孫の時代で、常陸風土記に石城郡苦麻之村とある地、卽ち今の雙葉郡熊町を最初の占據地

としたから久麻直と名乘り、其より信夫郡に進出したのであらう。

志久麻彦(思國造)。(八五) 阿岐國造同祖十世の孫とある。思が信夫と同一地をいふことは前章(第四六頁)に述べた通りであるから、志久麻彦は久麻直の重出であらう。神功朝に屢々韓地に使した千熊長彦は、百濟記に職麻那那加比跪(シクマナナカヒク)と記されて居たといふことであるから、或は此志久麻彦と同人であるかも知れぬ。シとチとは音便である。

豐島命(伊久國造)。(八六) 上記阿尺、染羽、思の國造と同じく、阿岐國造祖十世の孫とあるから、比止根命と同世代の人と思はれる。

鹽伊乃己自直(白河國造)。(八七) 天降天由都彦命の十一世とある。天由(湯)津彦に天降の二字を冠したのは、天孫に供奉して此國土に來着したものといふ程の意で、恐らくは上掲阿尺國造家から分岐したのであらう。シホイは地名で、今の石城郡神谷村大字鹽をいふのではあるまいかと思はれる。シホはかなり

古い地名であるが、以前はシホイ又はシホエ(鹽江)と呼ばれたかも知れぬ。

コジはコチ(巨主)の轉呼である。

大荒木直(佐渡國造)。(八八) 久志伊麻命四世の孫とあるから、久麻直(信夫國造)よりも二世代後の人で、阿賀川を下り、其河口地方に占住しようとしたのが、夷族の迫害により佐渡に遁がれたのであらう。荒木は佐渡志に和泉村荒貴大明神社とある地で、其祭神は大荒木直であるかも知れぬ。

天津多祁許呂(建許呂、建凝)命は、前篇第三卷(二一二頁)に詳述したやうに、天津彦根命十四世の孫で、神功朝の人であるが、征西の役にも參加したものゝやうで、周防國に其子孫を留め、阪東に同伴した八子中にも筑紫刀禰といふものがある。恐らくは軍功によつて封邑を常陸に賜はり、諸子と協力して化外の地を開發したのであらう。國造に任命せられたのは建許呂自身の外に、右の八子中の七名と、周防に殘した一子で、其半數(石城、石背、馬來田、須惠)は成務朝定賜とある

が、神功朝の人または其子が前々朝に拜任した筈がないから、同系の他の國造と同じく應神朝の定賜とせねばならぬ。

建許呂命（石城國造）。(八九) 須惠、馬來田、師長國造の條下に茨城國造祖建許呂命とあり、常陸風土記にも茨城國造初祖とある所を見ると、此國を後記の筑紫刀禰に讓り、石城に前進したものと思はれる（三一二一二頁）。

建彌依米命（石背國造）。(九〇) 建許呂命の兒とある。其名によれば女性で、依姫であつたとせねばならぬ。

屋主刀禰（菊多國造）。(九一) 同じく建許呂命の子で、屋主はミヤヌシと訓むのであらう（第二卷一二七頁）。

宇佐比刀禰（岐閇國造）。(九二) 建許呂命の兒。ウは大の意、サヒは屢々述べたやうに刺刃卽ち利劔の謂である。

筑紫刀禰（茨城國造）。(九三) 天津彥根命の孫とあるが、上記の如く此國造の初祖は

建許呂命であるから、筑紫刀禰は其子とせねばならぬ(三―二一二頁)。恐らくは命以下に誤脱が存したのであらう。

大布日意彌命(須恵國造)。(九四) 以下三人は茨城國造祖建許呂(侶)命の兒とある。

大布日の語義不明。

深河意彌命(馬來田國造)。(九五) 深河は地名であらうが所在を詳にせぬ。

意富鷲意彌命(師長國造)。(九六) 鷲は借字で、足柄のアシと同語から出た地名ではないかと考へられる(所在不明)。

加米乃意美(周防國造)。(九七) 茨城國造同祖とあるのみであるが、世代からいうても建許呂命の兒と推定せられる。名の義不明。

阪東に隨伴した八子中の一人は之に漏れて居るが、常陸風土記によれば、中男筑波使主(オミ)は茨城郡湯坐連等の初祖也とあるから、國造にはならなかつたとしても、筑波茨城地方に子孫を留めたことは確實である。此は建許呂命が海人系の額田部

湯坐連（三―二〇九頁）の出なることを暗示するもので、右の外姓氏錄には三枝部連（大和）、奄智造（同）、高市縣主（和泉）をも建許呂（建凝）命の後として居る。崇神朝定賜と稱する波多國造天韓襲（アマノカラソ）命も亦海人系の豪族を意味することは、第三卷（二八四頁）に述べた通りであるが、次の二氏も或は同族であるかも知れぬ。

都彌自足尼（明石國造）。[九八] 大倭直同祖八代足尼の兒で、應神朝定賜とある。大倭直は長尾市宿禰の後であるが（垂仁紀）、椎根津彦の裔なる倭國造も亦倭直と稱したものゝやうで（第一卷五〇頁）、倭と大倭とは相通であるから、八代足尼は此氏族の出身で播磨の八代といふ地（今の加東郡社町か）に居住し、其子の代に至り明石郡を占有したのではあるまいか。都彌自はトミジと訓み富主（トミチ）の轉呼と思はれる。――播磨風土記明石郡の記事と思はれる逸文に、仲哀朝の國造石坂比賣命とある女性の後を受けたのであらう。

速都鳥命（穴門國造）。[九九] 景行朝の定賜で、櫻井田部連同祖邇伎都美命四世の孫

とある。應神天皇の妃糸井比賣の父島垂根も亦櫻井田部連之祖〔記〕とあるから、大和國高市郡島之庄（高市村）に占住した名族で、後日飛鳥の櫻井に移り其地の田部の長となつたのであらう。邇佐都美命の出系は不明であるが、其一族と思はれる穴門直が後記の如くワダツミ系であり、其本貫なる島之庄及櫻井は上古ヤマトの大御縣の管內に屬したものゝやうであるから（第一卷二六七頁）、其國造椎根津彥の後と推定せられるのである。

繼體朝に伊吉島造に任ぜられた上毛布直も、新羅海邊（アマベ）の人天津水凝の後とあるから、倭系海人族なることは明白である。其外左記の粟國造も高皇產靈尊の後とあるが、實在人にあらざる此神の血統が傳はつた筈はなく、久米氏を始め海人系氏族中には出系を此神に託した例は少くはないから、或は其族人ではないかと想像せられる。

千波足尼（粟國造）。（一〇〇）　高皇產靈尊九世の孫で、應神朝の任命とあるが、世代

が合はぬから誤記であらう。阿波國阿波郡（現在の板野郡を含む）は往古海人族の占據地であつたやうである（第一七二頁參照）。

以上列擧した九十九の國造中（欽番號がある）、ほゞ確實に成務朝定賜と認定せられるものは四十氏に過ぎぬが、此時代に於ける國造の配置は以上の研究によつて大略明になつたと信ずるのである。

第三章　巡狩（仲哀天皇）

踐祚當時の皇居と陵墓――后妃及皇子女――蒲見別王服誅――笥飯と德勒津――發駕西征――豐浦宮

成務天皇の後をうけて天津日嗣につかれた足仲彥（仲哀）天皇の踐祚の地は明示せられて居らぬ。紀記には角鹿の笥飯宮、紀伊の德勒津宮、穴門の豐浦宮並に筑紫の橿日（訶志比）宮を擧げて居るが、其は明に卽位後の行在所で、角鹿行幸前に敷き坐した皇居があらねばならず、天皇は巡狩征戰の目的を以て諸方に動坐あらせられたとしても、畿甸の統治の爲に中央政府の所在は確定して居た筈である。先朝の例によれば志賀の高穴穗宮を其まゝ繼承せられたものとも了解せられるが、此場合は之を否認すべき理由がある。卽ち

（一）景行天皇の末年志賀に移御せられたのは永久的遷都の目的ではなく、長期の行在所たるに過ぎなかつたことは第一章（三二頁）に述べた通りである。

（二）之を除いては此御代まで未だ曾て前皇居を繼承せられた例はなく、宮處は同地でも宮殿は異り、從つて別個の宮號を有せられたのである。

（三）踐祚當時の寶算は四十有餘で（第一七頁）、多くの眷族を有せられたのであるから、御叔父天皇の許に寓居せられた筈はなく、別に宮殿を構へて居られたものとせねばならぬ。若し然りとすれば其處で踐祚せられるのが例である。

（四）後記の如く日本武尊の陵域に放つ爲に越の國から貢つた白鳥を蘆髮蒲見別王が菟道河邊で奪つたとある所を見ても、當初の皇居は宇治よりも南方に存したとせねばならぬ。

然らば踐祚當時の皇居は何處であつたかといふに、斷言を憚るけれども、左記の如く考察すると、河內の惠賀と推定せられるのである。

(イ)天皇は卽位前に御叔父彥人大兄王の女大中姫を娶されたが、此皇叔は奄智白幣造の祖とあり、河內國高安郡(今の中河內郡南高安村)の恩智に緣故を有せられたやうであるから(第四卷四六頁)、大中姫も或は其地に居住せられたのではあるまいか。若し然りとすれば婦家に近く邸宅を設けられたことは極めて有り得べきである。

(ロ)この天皇の御陵は在二河內惠賀之長江一也とあり(記)、河內國長野陵(紀)とも、惠我長野西陵(式)とも稱へ、現に南河內郡藤井寺村大字岡に存する。從來此方面に帝陵を設けられたことはないのであるから、此御代に特別の緣故を生じたものとせねばならず、豐浦宮から此處に歸葬せられたのは皇居の地であつたが故と推定せざるを得ぬ。

(ハ)白鳥陵も亦長野陵を距ること遠からぬ古市町大字輕墓に存するが、後記の如く孝心の篤い天皇が、琴引原の副陵(第四卷二二九頁)をも尙且遠しとして宮

居の附近に移されたものと拜察せられるのである。

（ニ）御子應神天皇は大和の輕に皇居を設けられたとせられて居るにも拘はらず（次卷參照）、譽田尊（品陀和氣命）と申上げたのは、今の南河內郡古市町大字譽田（訛つてコンダと稱へる）附近を本據とせられたからで、陵墓の地惠賀の裳伏崗の遺跡もこゝに存する。此は御父天皇の御遺產を繼承せられたものと見るの外はないのである。

惠賀は餌香とも書き、雄略紀及顯宗紀にも餌香市とあるから、上古から互市場として繁華の地であつたと思はれる。傳說が此皇居を逸したのは、後述のやうに在宮の日が短かかつた爲であらう。

上記の如く此天皇が最初に娶された妃は大中姬（大中津日賣）で、御從妹にあたる貴女であつたが、其御腹から左記の二皇子が生まれた。

麛坂皇子（香坂王）。　カゴサカ又はカグサカは地名であらうと思はれるが、所在を詳にせぬ。通證は之に關し、次の如き一說をあげて居る。

大和國添上郡有二鹿畑村、押熊村一、今押熊村神祠一座稱二押熊神一、一座稱二麛坂神一

一村社がオシクマといふ地名に因んで二王を祭神としたことは有り得べきであるが、此故を以て其附近の一地點から麛坂といふ名號が出たと斷定することは出來ぬのみならず、鹿畑（今の生駒郡北倭村大字鹿ノ畑）を假にカゴハタと稱へたものとしても、畑と坂との相違がある。若し鹿畑の附近に麛坂といふ地點が存したのであらうといふ推定が許されるとすれば、香山（カグ）の麓を香坂と呼稱したと想像することも可能で、少くとも鹿ノ坂の如き山村が此皇子の居住地又は采邑であつたとは考へられぬ。

忍熊皇子（王）。　オシクマは大隈（オシ）の意で、地形名なることは疑なく、上記のや

うに押熊村（今生駒郡平城村の大字）が之に擬せられて居る。此地は佐保平野に接續する山懷であるから、皇子の居住地に選ばれたことも有り得べく、少くとも湯沐の邑であつたと推定せられる。

此二皇子の事蹟は第七章に述べるが、御父天皇西巡のころには既に成人に近く、大和の留守に任ぜられたのである。紀によれば大中姫の外に、來熊田造の祖大酒主の女なる弟媛をも娶されたとある。來熊田といふ地名は夙に聞えなくなつたので、舊事本紀には天熊田とし、釋紀帝王系圖には熊田と改めてあるが、此名稱はクク（岫）とマタ（御田の轉）との二語より成り、ククは球玖、菊地、菊痲、菊多等の如く屢〻地名に用ひられ、近畿に於ては伊勢國度會郡に久具御厨（神鳳抄）がある。――今の內城田村大字上久具下久具――其神田部の造をククマタの造と稱へたことは有り得べきで、大酒主といふ名も神宮の掌酒として奉仕したことを意味するのであらう。記には此妃をあげず、其所生の左記皇子も應神天皇と御同腹と

して居るが、前後の事情から考へても誤傳とすべきである。

譽屋別皇子(品夜和氣命)。　名の義は秀御屋(宮)で、應神天皇の御名號ホムタ(秀御田)と對立する稱呼であるが、其事蹟が傳へられて居らぬから、命名の所由を明にすることが出來ぬ。神功皇后の所生とすれば、豐浦宮で降誕せられたものとせねばならず、父天皇諒闇の際此皇子の卽位が問題に上らなかつた所を見ると、夭折せられたものと了解する外はないが、姓氏錄には河內皇別の蘇宜部首及磯部臣を此皇子の後として居るのみならず、成人に至らなかつた皇子の名は多くは傳承にもれたものゝやうであるから、紀の所說の如く弟媛の所生で、母氏に於て成長し、美濃國席田郡磯部鄕(和)及土岐郡會木村地方に分封せられ、中央舞臺に上られなかつたものとすべきであらう。

氣長足姫尊(息長帶比賣命)を娶されたのは踐祚後のことであらう。紀記共に其壽考を一百歲として居るから、仲哀天皇の崩後六十九年間生存せられたとある紀

の所傳に大差なしとすれば、天皇の卽位當時は二十三乃至二十五の妙齡であらせられた筈で、冠稱によつて明なるが如く近江の息長に居住せられ、角鹿行幸の路次に娉娶せられたものと思はれる。其出系は旣に第二卷（一三四頁）及第三卷（一九六頁）に揭げた通りで、父系からいへば開化天皇五世の孫にあたり、母系からは天日槍の六代の後裔であるが、外戚但馬氏は旣に昔日の勢威を失ひ、皇胤としても親等の疎い地方の一貴族たるに過ぎぬのであるから、天皇の御從妹に當る大中姬よりも高貴とせられた筈はなく、タラシ（足主）姬尊といふ名號も紀によれば崩御の年の追尊とあるのである。御父息長宿禰は丹波の遠津臣の女なる高材比賣の所生であるが（第二卷一九二頁）・父に從うて大和に在住中、葛城のタカヌカ（高額）といふ地（所在不明）に占居した但馬氏の一女と結婚し、近江の息長に封ぜられるに及び、眷族を伴うて下向し、王子女も亦その地に於て成人せられたのであらう。天皇西征當時に於ては氣長姬は尙弱年であつたので、日本武尊が弟橘媛を伴はれた

やうに、箕帚を奉する爲に陪從せられたものとすべきで、紀に卽位の次年皇后に冊立せられたとしたのは、應神天皇の御生母なるが故に、編者が追尊したのである(第一卷一四頁)。所生皇子は記には二柱とあるが、上述の如く品陀和氣命一柱とすべきである。此皇子については記は次の如く敍述して居る。

大鞆和氣命、亦の名は品陀和氣命。此太子の御名を大鞆和氣命と負はせまつりし所以は、初め生れましし時、御腕に鞆なす宍生ひし故に、其御名を著けまつりしなり。是を以て腹の中に坐して國知ろしめしき

此は御父天皇崩御の際、皇子は尙胎中に居られたことを表明したので、其經緯は後章に於て詳說する。大鞆和氣が大元帥の意味になることは前篇第三卷(二五頁)に述べた通りで、之を鞆狀の胎斑(三一―三二頁)に由るとしたのは、名稱から附會した作說に過ぎず、應神紀に上古時俗號レ鞆謂二褒武多一焉と注し、譽田別尊といふ御名をすら之に牽强したのは妄誕である(次卷第四章參照)。

天皇が踐祚の初に當り、御父日本武尊の副陵を皇居に近く構築せられたといふ推定説は上揭の通りであるが（第一〇三頁）、紀には之と關聯して皇弟蘆髮蒲見別王誅戮の事情が次の如く叙述せられて居る。

元年……冬十一月乙酉朔、詔二群臣一曰、朕未レ逮二于弱冠一、而父王既崩之、乃神靈化二白鳥一上レ天、仰望之情一日勿レ息、是以冀獲二白鳥一、養二之於陵域之池一、因以覩二其鳥一、欲レ慰二顧情一、則令二諸國一俾レ貢二白鳥一、閏十一月乙卯朔戊午、越國貢二白鳥四隻一、於レ是送レ鳥使人宿二菟道河邊一、時蘆髮蒲見別王、視二其白鳥一而問之曰、何處將二去白鳥一也、越人答曰、天皇戀二父王一而將二養狎一、故貢之、則蒲見別王謂二越人一曰、雖二白鳥一而燒レ之、則爲二黒鳥一、仍强之奪二白鳥一而將去（モチサル）、爰（ココニ）越人參赴之請焉（マチス）、天皇於レ是惡二蒲見別王無レ禮下於先王上、乃遣二兵卒一而誅矣、蒲見別王則天皇之異母弟也、時人曰、父是天也、兄亦君也、其慢レ天違レ君、何得レ免レ誅耶

文意は極めて明白で、蒲見別王は前卷(第二八五頁以下)に述べたやうに、參河に分封せられて居たのであるが、兄天皇の踐祚を祝賀する爲に參覲し、其歸途宇治川の邊で、越の使と行逢ひ、白鳥を奪ひ去つたといふのである。若し文面に現はれたのが事實の眞相であるとすれば、頑童に類する行爲で、理不盡此上なしといはねばならぬが、縱ひ紀の編者が時人の口を藉りて筆誅したやうに、天を慢(アナド)り君に違ふものであるとしても、此だけの理由を以て一應の訓誨をも加へずに骨肉の親を滅されたとは考へられぬことで、若し服誅の事實が存したとすれば、他に理由が存したのを、白鳥貢獻に假託して述べたのではあるまいか。參覲中に逆鱗に觸れるやうな行爲があつたとも了解せられぬことはないが、孝心深くあらせられたと思はれる天皇が、私憤の故を以て御父の遺子(ワスレガタミ)の一柱を殺された筈もなし、又郎坐に成敗せずして一旦封國に返した上、兵卒を派遣せられたとあるのも理に合はぬことであるから、恐らくは他に政治上已むを得ぬ事情があつたのであらう。遅

見灣の沿岸は其名によつても明なるが如く、ワダツミ（海人）族の占據地で（二一一七二頁）、既述の如く未だヤマト民族化するに至らなかつたやうであるから（第一〇頁）、此當時若干不穩の形勢があつたので、後顧の患を除かんが爲に西征に先ち之を鎭壓する必要があつたのではあるまいか。蒲見別王自身は御兄天皇に對し、毛頭不悌不忠の念を抱かれなかつたとしても、部下の民衆が騷擾するに於ては連帶責任は免かれず、爲に皇軍の兵刄に斃れたのであらうが、個人的の罪過があつたわけではないから、其子孫が竈口君（鎌倉之別）、小津石代之別、漁田之別として此地方に榮えたのであらう。

武勇絶倫と謠はれた日本武尊の血を承つがれた此天皇も亦、決して消極的の君主ではなく、序說に詳論したやうに卽位と同時に、將來の禍根を一掃する爲に、倭人國征討の大計畫を建てられた。之が爲には御祖父景行天皇が親征に先ち紀

伊、美濃、越方面を鎮壓せられたと同様に(第四巻一〇頁以下)、侯服諸國中形勢不穩なる地方を巡撫する必要がありとせられた。參河出兵も亦其爲であつたと思はれることは上記の通りであるが、大御躬づから巡狩せられたのは越前と紀伊との兩方面であつた。之に關する紀の叙述は次の通りである。

二年春……二月癸未朔戊子、幸二角鹿一、卽興二行宮一而居之、是謂二笥飯宮一、卽月定二淡路屯倉一、三月癸丑朔丁卯、天皇巡二狩南國一、於レ是留二皇后及百寮一而從レ駕二三卿大夫及官人數百一而輕行之、至二紀伊國一而居二于德勒津宮一

記には之に相當する記事はなく、九州行幸に至るまでの行動を一切默殺して居るが、章首に帶中日子天皇、坐二穴門之豐浦宮及筑紫訶志比宮一治二天下一也とあり、長門行在の事實を認めて居るのであるから、傳承が不十分であつた爲、之を省略したものとすべきで、僅に淡道之屯家(ミヤケ)を定められたといふ一事を擧げて居るのみである(巻末原文参照)。紀は新資料に基いて補說したのであらうが、南北巡狩の動

機及目的について説明を缺いて居るのは遺憾とすべきである。恐らくは當時すでに詳傳を失ひ、上文以外に加筆することが不可能であつたからで、今日之を推測せんとするのは冒險に近いかも知れぬが、此行と西征との間に離るべからざる關聯が存するといふ上記の私見に大差がないとすれば、次の如く釋明することが可能である。

角鹿は古來海人族の占據地であるが（第二卷一六二、二三〇頁）、殊に崇神朝任那の聘使蘇那曷叱知若くは意富加羅國王の子都怒我阿羅斯等が來着して以來（第三卷第八章）、此地と朝鮮半島にある倭人國との間に直接交渉が起り、九州の女王國民と同一種族の來住するものが多きを加へたことは有り得べきで、此方面に於ける朝廷の代表者たる角鹿國造（第六二頁）等は、寧ろ新來者の渠帥に壓倒せらるる傾があつたのではあるまいか。朝廷と九州及朝鮮の倭人國との間に戰爭が起つた場合、之と同種の角鹿の海人族の向背は頗る重大視すべきで、近江には息長氏及三尾氏

の如き皇別の豪族があるにしても、其侵襲を支へ得べきかは疑問であるから、遠征に先ち十分に懐柔して置く必要のあつたことは勿論である。

之と同一の事情は紀伊西岸についても想像し得られる。德勒津の所在は紀伊國續風土記によれば、名草郡新在家村（今海草郡四箇鄉村の大字）なりとあり、大日本地名辭書も之に從うて居るが、今も小字として此名を存するといふことの外には確乎たる證據はないやうであるから、或は後人が此傳說に迎合せんが爲に作爲したのかも知れぬ。忍熊王の亂に際し、避難のため紀伊に移しまゐらせた幼帝と御母氣長姬とが日高に於て會合せられたとある所を見ると、眞の遺跡は紀之川よりも更に南方にあつたのではあるまいか。——貝原好古は日高郡江奈村の八幡社地なりと說いたが〔通釋所引〕その根據を詳にせぬ——いづれにしても紀伊國の要津であつたことは疑なく、行幸の目的は其地方に占住する海人族の懷柔にあつたと推定せられる。同國海部（アマ）郡（今の海草郡の一部分）が此族名を負うたものと思は

れることは第一卷（九四頁）に述べた通りで、其南方沿海の地にも同種族が占據し、既に景行朝に於ても手入せられたやうであるが（第四卷一一頁）、新移住者の増加に伴ひ、——共中には倭系の海人族も有り得た——形勢に變化を生じ、更に鎭壓の必要を生じたのであらう。對岸の淡路に屯倉を設置せられたのも、紀には角鹿行幸の月とあるが、或は南巡の際であつたかも知れぬ。

氣長姫が角鹿に供奉せられたのは事實であらうが、南巡に際し百寮と共に笥飯宮に殘留せられたとあるのは、次の別個行動を叙する伏線であらねばならぬ。此妃が北海を航し豐浦に於て天皇に會合せられたといふ紀の所説に疑があることは後記の通りで、假に輕行を要する急變が德勒津に勃發したとしても、角鹿遷都の計畫が存せぬ限り、百寮を此地に留められた筈はなく、當面の殘務を了した後、帝都に引上げしめられたものとせねばならぬ。西國巡狩は長途の征旅でもあり、强敵討伐の目的であつたのであるから、十分の準備を要した筈で、輕裝の旅先か

ら突如として進發せられるが如きことは有り得ず、文武百寮が角鹿に閑日月を送つて居たとは考へられぬことである。

上記の派兵巡幸は要するに大征討の豫備行動で、畿甸附近に不穩の氣勢が絶滅した後に於て、天皇は大纛を長門國に進められた。之に關し紀は次の如く叙述して居る。

當二是時一熊襲叛之不二朝貢一、天皇於レ是將レ討二熊襲國一、則自二德勒津一發之、浮レ海而幸二穴門一、卽日使遣二角鹿一、勅二皇后一曰、便自二其津一發之逢二於穴門一」夏六月辛巳朔庚寅、天皇泊二于豐浦津一、且皇后從二角鹿一發而行之」到二渟田門一、食二於船上一、時海鯽魚多聚二船傍一、皇后以レ酒灑二鯽魚一、鯽魚卽醉而浮之、時海人多獲二其魚一而歡曰、聖王所レ賞之魚焉、故其處之魚、至二于六月一常傾浮如レ醉、其是之縁也」秋七月辛亥朔乙卯、皇后泊二豐浦津一、是日皇后得三如意珠於二海中一、九月興三宮室于二

穴門｜而居之、是謂｜穴門豐浦宮｜

此文の第一段によれば、事急なるによつて氣長姫を召寄せられる遑がなく、德勒津より直に發程あらせられ、妃は勅命により角鹿から乘船して穴門（長門）の豐浦に於て會合せられたものと了解せられるが、旣に先學も疑を挾んだやうに、事實と見るには次の如く不合理の點が多い。

（一）北海は風波が荒く、且長門に至る航程も內海經由に比すれば殆ど一倍半にあたるから、縱ひ角鹿を發程地點とせられたにしても、會合の時機を早めんが爲には、近江及山城を超え、難波津に出で、其處より乘船するを捷路とするから、態々迂路難難の海面を選ばれた筈がない。――或は任那（加羅）の舟が角鹿に來航したことの故を以て、當時の常航路であつたと主張するものがあるかも知れぬが、其は崇神朝以前出雲を終航地とした慣習によるもので、態々此航路を選定したのではない。されば征韓後は常に難波（墨江）を來往港

津とし、欽明朝に高麗の船が越前に來着したるが如きは寧ろ異例に屬する。

(二) 强ひて北航の理由を求めるとすれば、其路次に鎭定を必要とする地方が存したによるものとすべきであるが、其やうな形跡がないのみならず、之が爲には氣長姫を煩はさずとも他に適任の將軍があつた筈である。此貴女は後日の征戰によつて勇名を轟かされたけれども、當時は尙深閨の一小婦で、百寮の中には經驗に富み門地も遙に高い重臣が少くはなかつたのであるから、特に大將軍に選補せられたとは思はれぬ。假に其任に就かれたとしても、百戰の宿將等は恐らくは號令を聞かなかつたであらう。

(三) 二年の紀に立皇后の記事があるので、天皇の御名代として文武百寮を指揮せられたと解するものがあるかも知れぬが、皇后冊立が事實にあらざることは上述の通りで、天皇代理ならば既に成人に近い皇子の一柱を選ばれるのが至當である。後日垂簾の政を聽かれたことは事實であるが、此當時から朝政

に干與せられたとは考へられぬことである。

されば播磨風土記にあらはれた西征に關する數條には盡く息長帶日女命に言及し（後記參照）、釋紀所引の伊豫風土記殘簡にも帶中日子天皇が大后息長帶姫命と御同列で溫泉に行幸せられたとあり、次段に見える渟田門も信友は若狹國三方郡の海面と考證して居るが、以下に論證するやうに安藝國沼田郡說を可とするやうである。紀の所說は恐らくは越前の口碑乃至笥飯神宮の社傳に基くものであらうが、――同社の舊記には神功皇后發航に言及したものが多いから、史實にあらずとするも、古傳たることを失はぬ――地方傳說の例として前後の史實との聯絡にはさのみ意を勞せず、角鹿から天皇の御跡を追はれたと說くことを主眼としたものゝやうで、原傳は或は日本海航路を取られたといふやうな印象を與へるものではなかつたかも知れぬ。然るに紀の筆者は上揭のやうに文飾を施したので、少からず後人を惑はせたのであるが、劈頭に當二是時一熊襲叛之不二朝貢一とある一句が既に

臆斷で、九州西北部の形勢は決して一朝一夕に急變したのではなく、遠征計畫は天皇の卽位と同時（若くは其以前）に起つたものとせねばならぬ。加之叛者を熊襲としたのも正しい稱呼ではなく、事實は倭人國征討であつたと斷定すべきこと序説に詳論した通りである。

書紀の編者は角鹿發航説に誤られて、神功皇后は全然別行動を取られたものとし、之が爲に天皇より二十四日後れて豐浦津に到着せられたと説いて居るけれども、尙他の源泉から出たと思はれる頗る矛盾せる傳說をも之に結びつけて居る。――播磨風土記が資料に供せられなかつたのは未進達であつたからであらう――渟田門の一節が其で、酒を海鯽魚（六―一八四頁）に灑いだのは氣長姬であるが、其魚を得た海人等が聖王所賞というたとある聖王は、如何やうに强辯しても后妃の謂と了解することは困難であるから、天皇も御列座であつたとせねばならぬ。若し然りとすれば渟田門は必然內海の一地區で、仁德紀に安藝國渟田とある地（第

四卷二九五頁）と思はれる。信友は上記の如く北海巡航を前提として、若狹國三方郡の海面丹生浦と常神浦との中間なる七里の海門を以て之に擬し、地方の篤學家がわざ〳〵常神浦に赴いて問尋の結果、一人の老漁から此渡を昔の人がノタノトと稱へたのを耳にしたといふ答を得たことを以て證とした（若狹國官社私考）。但し其地は角鹿を距ること十里に過ぎず、發程が五月以前であつたとすると、其處之魚至于六月一常傾浮如レ醉、其是之緣也とある注文に合はぬので、夏六月辛巳朔庚寅（十日）といふ日附を、天皇の豐浦着御と氣長媛の發程との双方にかゝるものと曲解し、――極めて稀有な偶合であるのみならず、其意ならば「且」の代りに「同日」又は「是日」といふやうな文字を必要とする――同月十二三日に航過せられたものとしたが、屢々述べたやうに紀の月日次は論斷の根據となるべきものではないから、假に六月十日角鹿發航と明記せられて居ても、之を以て旁證とすることは出來ぬ。ノタノトは信友の說の如く長濤之音（ノタノト）を意味する俚言であらうが、海門

の名稱ではなく、渟田門と稱する海面がある筈だが思寄はないかと强ひて尋ねられたので、無學の老夫が幼時海上で聞覺えた言葉をあげたのであらう。一歩を讓つてヌタノトといふ舊名の實在を肯定するにしても、尙日本海航行が事實であり得ぬとすれば、偶々類名が存したといふに過ぎぬのである。

之に反して播磨風土記は次の二條に於て天皇と息長帶日賣命との同行を明示して居る。

〔讃容郡中川里〕　息長帶日賣命、度ニ行於韓國一之時、船宿ニ淡路石屋一之、爾時風雨大起、百姓悉濡、于ㇾ時大中子以ㇾ苫作ㇾ屋、天皇勅云、此爲ニ國富一、卽賜ㇾ姓爲ニ苫編首一

〔印南郡〕　穴門豐浦宮御宇天皇與ニ皇后一俱欲ㇾ平ニ筑紫久麻曾國一下行之時、御舟宿ニ於印南浦一、此時滄海甚平、風波和靜、故名曰ニ入浪郡一

風土記の所傳は地名の由來を說くことを主としたものであるから、以下の諸條と

同じく史實的根據とすることは出來ぬが、神功皇后は播磨沿岸を西航せられたといふ口碑が弘布して居たと見えて、右の外にも――天皇の御件とは明言せられて居らぬけれども――次の如き記事がある。

〔餝磨郡因達里〕　右稱因達者、息長帶比賣命欲平韓國渡坐之時、御船前伊太代之神在於此處、故因神名以爲里名

〔揖保郡大田里〕　所以稱言擧阜者、大帶日賣命之時、行軍之日、御於此阜而敎令軍中曰、此御軍者、慇懃勿爲言擧、故號曰言擧前

〔同石海里〕　宇須伎津……大帶日賣命、將平韓國度行之時、御船宿於宇頭川之泊、自此泊度行於伊都之時、忽遭逆風不得進行而從船越越御船、船猶亦不得進、乃追發百姓、令引御船、於是有一女人爲資上己之負子而墮於江、故號宇須伎

宇頭川……卽是大帶日賣命宿船之泊

伊都村……御船水手等云、何時將レ到ニ於此ー所レ見之乎、故曰ニ伊都ー

〔同浦上里〕　御津　息長帶日賣命宿ニ御船ー之泊

右の外播磨風土記の逸文で釋紀に引用せられた左記の一條は現行本には全然脱漏して居るが、明石郡の記事であつたと思はれる。

播磨國風土記曰、息長帶日女命欲レ平ニ新羅國ー下坐之時、禱ニ於衆神ー、爾時國堅大神之子、爾保都比賣命、著ニ國造石坂比賣命ー教曰、好治ヨ奉我前ー者、我爾出ニ善驗ー而、比比良木八尋桙根底不レ附國、越賣眉引國、玉匣賀賀益國、菰枕有レ寶、白衾新羅國矣、以ニ風浪ー而將ニ平伏賜ー、如此敎賜、於レ此出ヨ賜赤土ー、其土塗ニ天之逆桙ー、建ニ神舟之艫舳ー、又染ニ御衣裳及御軍之著衣ー、又攪ヨ濁海水ー渡賜之時、底潛魚及高飛鳥等不ニ往來ー不レ遮レ前、如是而平ヨ伏新羅ー已訖還上、乃鎭ヨ奉其神於ニ紀伊國管川藤代之峯ー

この一文には二三の誤字があり、辭句にも註釋を要するものが少くはないが、之

を論ずることは本書の目的ではないから、魯魚の衍を正し、旁訓を附するに止めた。――小著「播磨風土記物語」にや丶詳しい説明がある――獨り播磨風土記のみならず、攝津風土記殘簡（萬葉抄引用）にも次の如き傳説がある（「古風土記逸文」に據る）。

美奴賣松原、今稱ニ美奴賣一者神名、其神本居ニ能勢郡美奴賣山一、昔息長足比賣天皇、幸ニ于筑紫國一時、集ニ諸神祇於川邊郡内神前松原一以求ニ祈福一、于レ時此神亦同來集曰、吾亦護佑、仍諭之曰、吾所レ住乃山、有ニ須義之木一、木名 各宜材ヲ採、爲レ吾造レ船、則乘ニ此船一而可ニ行幸一、當レ有ニ幸福一、天皇乃隨ニ神敎一遣ニ命造レ船、此神船遂征ニ新羅一 一云于レ時此船大鳴響如ニ牛吼一、自然從ニ對島海一還ニ到此處一、不レ得ニ乘法一、仍卜占之、曰ニ神靈所レ欲、乃留置、還來之時、祠ニ祭此神於斯浦一、並留レ船以獻レ神、亦號ニ此地一曰ニ美奴賣一

息長足比賣天皇は倭武天皇と同例で、尊崇の餘り、スメラミコトといふ尊稱を添

へたものとも了解せられるが、或は賣の字の下に命與の二字があつたのを誤脱したもので、天皇と御同行であつたことを意味したのかも知れぬ。神名から地名が出たといふのは、前卷にも屢〻述べたやうに本末顚倒で、ミヌメ(海松藻の轉)の浦の神なるが故に、此名を以て呼ばれたものとすべく、能勢郡にも美奴賣といふ山が實在したとすれば、此社の料たる木材を伐採するための神領であつたのであらう。

上記によれば息長帶日賣命は、天皇に供奉して攝津國川邊郡から淡路島の石屋に渡り、明石印南二郡を經、餝磨に於て在住海人族(ウシカ氏等)の舟師を募り、沿岸を航行して揖保郡に達し、風波を避るため宇頭川(揖保川)を遡り、陸上から舟を運んで御津村に出られたといふので、言擧阜の敎令も亦恐らくは天皇が布かれたことを意味するのであらう。此等の口碑が事實に基くものとすれば、天皇は此妃を從へ、內海北岸航路をとつて三原の瀨戶に出で、――備前國牛窓神社(神

社考〕及備後國沼隈郡沼名前神宮の社傳にも之に關する口碑がある〔通釋〕――渟田の海門を航過して伊豫に渡り、此方面に占住する海人族の水師を徵集して、豐浦に向はれたものとせねばならぬ。

豐浦津に於て皇后が如意珠を海中より得られたといふ傳說の出所は判明せぬが、宣長も指摘したやうに如意の二字は訓讀のしやうがなく、釋紀にも尓ヨキと訓ませてある所を見ると、漢語採用後に生まれた話か、然らずとも後日潤色を加へたものとすべきで、假に其事實が存したとしても、如意の字義に重きを置く必要はなく、恐らくはタマ（珠）を名とする或地點の所由說明として案出せられたものであらう。其名稱は豐浦附近には現存せぬが、或はダン。。（壇）ノウラを古はタマ。。の浦と稱へたのかも知れぬ。釋紀所引によれば土佐國風土記にも神功皇后に假託して同樣の地名所由傳說をあげて居る。卽ち

吾川郡玉島　或說曰、神功皇后巡國之時、御船泊レ之、皇后下レ島、休二息磯際一得二一白石一、團如二雞卵一、皇后安二于御掌一、光明四出、皇后大喜、詔二左右一曰、是海神所レ賜白眞珠也、故爲二島名一

豐浦津の珠も亦海中から得たとあるから、シラタマ卽ち眞珠を意味したことは勿論で、之を如意珠といひかへたのは、海宮傳說の潮滿瓊、潮涸瓊(六一―一九五頁)を聯想せしめ、後日韓地征討にあたり、此珠の靈驗によつて意の如く海潮を干滿することを得たといふ印象を與へんが爲であつたと思はれる(釋紀卷八)。後人之を察せず、如意珠とあるが故に奇代の神玉ならざる可からずとして、之が獲得の顚末乃至保管の場所について種々の臆說を生み、或は沿岸の二岩礁を滿珠干珠と名づけて、此如意珠と關係があるかのやうに說いて居るが、いづれも後日の案出で問題とすべきものではない。

豐浦宮趾は今の豐浦郡長府町大字豐浦にある忌宮神社(二宮八幡)であると言ひ

傳へられ、訶志比宮に遷御まで數年の間――紀によれば二年六月から八年正月まで――滯在あらせられたものゝやうである。其が何の爲であつたか明示せられて居らぬが、此地を大本營として策戰せられたものなること勿論である。筑前の沿岸儺及伊覩縣までを平定するに右の如く長月日を要した所を見ると、敵軍の抵抗はかなり頑强であつたとすべきで、未曾有の大戰役といはねばならぬが、其戰況に關しては何等の傳說も殘つて居らぬことを遺憾とする。

第四章　訶志比宮

筑前渡御――寄泊地――神教――殯斂――國之大祓

筑前海岸地方が平定したので、天皇は大纛を儺縣に進められた。紀は之を次の如く叙述して居る。

八年春正月己卯朔壬午、幸二筑紫一時、岡縣主祖熊鰐聞二天皇車駕(ミユキ)一、豫拔テ取百枝賢木一以立二九尋船之舳一而、上枝掛二白銅鏡一、中枝掛二十握劔一、下枝掛二八尺瓊一、參テ迎于周芳沙麼之浦一而獻二魚鹽地一、因以奏言、自二穴門一至二向津野一、大濟(ヲ)爲二東門一、以二名籠屋大濟一爲二西門一、限二沒利嶋、阿閇嶋一、爲二御筥一、割二柴嶋一爲二御甗一、以二逆見海一爲二鹽地一、既而導二海路一、自二山鹿岬一廻之入二崗浦一到二水門一、御船不二得進一、則問二熊鰐一曰、朕聞、汝熊鰐者有二明心一以參來、何船不レ進、熊鰐奏之曰、

御船所ヲ以不ニ得進一者、非ニ臣罪一、是浦口有ニ男女二神一、男神曰ニ大倉主一、女神曰ニ菟夫羅媛一、必是神之心歟、天皇則禱祈之、以ニ挾杪者倭國菟田人伊賀彦一、爲レ祝令レ祭、則船得レ進、皇后別船自ニ洞海一入之、潮涸不レ得レ進、時熊鰐更還之、自レ洞奉レ迎ニ皇后一、則見ニ御船不一レ進惶懼之、忽作ニ魚沼鳥池一、悉聚ニ魚鳥一、皇后看ニ是魚鳥之遊一而忿心稍解、及ニ潮滿一卽泊ニ于崗津一又筑紫伊覩縣主五十迹手、聞ニ天皇之行一、拔ニ取五百枝賢木一、立ニ于船之舳艫一、上枝掛ニ八尺瓊一、中枝掛ニ白銅鏡一、下枝掛ニ十握劒一、參ニ迎于穴門引嶋一而獻之、因以奏言、臣敢所ニ以獻ニ是物一、天皇如ニ八尺瓊之勾(マガタマ)一以曲妙御宇(ミヨシロシメセ)、且如ニ白銅鏡一以分明看ニ行(ミソナハセ)山川海原一、乃提ニ此十握劒一平ニ天下一矣、天皇卽美ニ五十迹手一曰ニ伊蘇志一、故時人號ニ五十迹手之本土一曰ニ伊蘇國一、今謂ニ伊覩一者訛也」己亥到ニ儺縣一、因以居ニ橿日宮一

此は古事記に見えぬ記事で、新資料により編纂せられたものであるが、伊覩縣主に關する一節が後掲のやうに筑前風土記(殘簡)にも存する所を見ると、其資源は

主として地方傳說であつたと思はれる。されば本來貫連した物語ではなかつたのであるが、各個の原傳說に還元することは困難で、唯少くとも左記に關する口碑が含まれて居ることを察知するのみである。

(一) 崗縣主熊鰐の奉迎及貢獻

(二) 大倉主及菟夫羅媛の社の緣起

(三) 魚沼及鳥池の由來

(四) 伊覩縣主五十迹手の奉迎

紀の編者は强ひて之を縫合はせようとした爲に却つて破綻を生じた。例へば豐浦から九州西岸に渡航せられる天皇を周防の娑麼に出迎へたといふが如きは共で、縱ひ發航に臨み東隣の地をも巡察せられる必要があつたとしても、態々娑麼まで引かへして乘船せられた筈はないから、若し此地名が原傳にも存したとすれば、京師から御來著の際、熊鰐が同地まで御出迎申上げたものとすべきで、豐浦宮御

出發よりは數年前のことであらねばならぬ。原說には恐らくは時機を示さず、奉迎奉獻の事實のみをあげてあつたのを、編纂にあたり深く地の理を極めず、筑紫御渡航の際のことゝ速斷したのであらう。熊鰐と五十迹手との幣物に關する描寫が重複して居るのも本來箇々獨立の口碑であつたからで、若し一連の物語であつたなら、今少し叙述に意を用ひて聞きよいやうに工夫したであらうと思はれる。此等の斷片的口碑の綜合から吾人が捉へ得る史實は、ほゞ紀の所說に同じく、豐浦宮御出發にあたり、崗縣主が鄕導に任じ、伊覩縣主は引島(ヒキシマ)(彥島)まで出迎へ、崗津に寄泊の上、海路儺縣に到着あらせられたといふことにあるが、紀の文に拘泥せず上記の如く切離して說述することを便とする。

崗縣主は第一卷(六〇頁)以下に述べたやうに、スハ族系統(宗像氏)で、神武朝以來皇室との緣故が深く、周防國就中娑麼は同族の占住地であつたのであるから(第四卷五〇頁)、天皇の行幸を耳にして同地まで參候したことは有り得べきで、鏡

劔玉を賢木に取かけて奉進したのは、恭順の表示なることは疑なく、此當時に存した慣例か、然らずば之を意味する話術の一樣式であつたのであらう。されば景行天皇の前鋒隊を出迎へた神夏磯媛の場合にも(第四巻五八頁)、次の伊覩縣主についても同樣の記事があるのである。上揭の紀の文には重複を厭うて少しく辭句と序次とをかへ、五百枝賢木と百枝賢木とに區別してあるが、——百の上に五を加へた本もあり、類聚國史にも兩者共に五百枝としてあるが、多數を概示するに過ぎぬから、モ、エ(百枝)というても少しも差支はなく、言葉としてもさのみ耳立たない——要するに幣物奉獻の謂に外ならぬのである。

豐浦附近は後文によれば穴門直踐立の管下であつたやうであるが、多數の兵士を給養する爲には、大量の海陸產物を需要するから、崗縣主の領土領海をも提供せしめられたので、穴門から向津野卽ち對岸に至るまでを魚鹽の地と定め、——從來句讀を誤り、自二穴門一至二向津野大濟一と點し、向津野を濟の名稱又は一地の

固有名詞と見なして類名の地點に牽强して居るが、大濟以下は次の句に屬し、向津野は後記の向津國(第一四九頁)と同じく對岸の陸地の謂である——東は大濟(恐らくは下之關海峽東口のことであらう)を限り、西は名籠屋大濟、卽ち今の若松と戸幡(名古屋岬)間の渡を堺として、之を東門、西門と稱へたといふのである。又沒利嶋と阿閇嶋とを御筥とし、柴嶋を御甂(此云二彌那陪一と訓註してある)とし、逆見海を鹽地としたとあるのも、供御給養の爲の獻地を謂ひ、筥と甂とを以て之に譬へたのは、いづれも食器なるが故で、ハコの原義は葉笥であるが、上古は主として食物を盛る器を意味したことは播磨風土記の用例(餝磨郡枚野、揖保郡大家、美嚢郡志深里の條下)によつても明である。ナベはニ(土)へ(容器)の轉呼と思はれる。沒利はモツリ又はモトリと訓み、今もムツレ(六連)と稱へ、其西に接する藍嶋は阿閇嶋の轉訛であらうと言はれる。柴嶋は筑前風土記(殘簡)に塢舸(崗)縣の海中に在るとある資波島のことで、現に白島と稱へて居るが、逆見海は所在を詳にせ

ぬ。鹽地とある所を見ても古の製鹽材料たる海藻の繁茂する海面であつたとせねばならぬから、サカミも亦榮水の謂であるかも知れぬ。下之關市武久町の沖をサカミの海と稱へるといふ説もあるが、遠賀島の北岸にも現に逆水と稱する地點がある(陸地測量部廿萬分の一圖)。

筑紫渡御にあたり、崗縣主が郷導に任じたとあるのはさも有るべきことであるが、伊覩縣主五十迹手といふものが遙々參侯して穴門の引嶋(今の彥島)に出迎へたのは、歸順を確證する爲であつたとせねばならぬ。——引嶋は舊訓ヒケシマとあるが、低(ヒキ)島の意と思はれるから、ヒキシマと訓む方がよい。ヒコ(彥)島は其訛である——此縣主も亦玉鏡劒を賢木に取附けて獻上したとあるが、舳艫に之を建てたといふことが文飾でないとすれば、天皇と氣長足姫とに各一隻を奉つたものと了解すべきであらう。品物に假託した壽詞中に、如㆓八尺瓊之勾㆒以曲妙御宇とある勾を舊訓マガレルとし、曲妙をタヘニと點してあるが、八尺瓊は必しも勾

玉には限らぬから(三―二〇頁)、勾は迹語に用ひたのではなく、マガタマに充てた假字で、播磨風土記にも例のあることである(第四卷二三頁)。されば曲妙の曲を省いて讀むことは出來ぬが、曲妙の字義にあたる古言(熟語)は思ひ當らぬから、タワヤカの意を表示する假字であらう。白銅鏡もマスミのカガミの義譯である(二―一八五頁)。

天皇が五十迹手の功を賞してイツシと仰せられたから、其本鄕をイソの國と稱へたのを、イトと轉呼したとあるのは例の戲說で、甚廻りくどい釋明であるのみならず、伊覩は魏志倭人傳にも見えるから、仲哀朝以前から存した地名なること疑なく(第二卷二四四頁)、伊覩の主なるが故にイトチと呼ばれ、イトテと轉呼したものと了解すべきである。此一段と原說を同うする筑前風土記殘簡(釋紀所引)は少しく內容を異にするから、重複の部分もあるけれども左に抄出する。

昔者穴戶豐浦宮御宇足仲彥天皇、將レ討ニ球磨噌唹一、幸ニ筑紫ニ之時、怡土縣主等

祖五十迹手、聞二天皇幸一拔二取五百枝賢木一立二于船舳艫一、上枝挂二八坂瓊一、中枝挂二白銅鏡一、下枝挂二十握劒一、參二迎穴門引島一獻之、天皇勅二問阿誰人一、五十迹手奏曰、高麗國意呂山自レ天降來日桙之苗裔、五十迹手是也、天皇於レ斯譽二五十跡手一曰二恪手一 謂伊蘇志、五十迹手之本土可レ謂二恪勤國一、今謂二怡土郡一訛也

イソシを恪勤の意とするのは轉義で、本來イサ(勇)といふ形容詞の活用形であるから、原説に於ては恐らくは其意に用ひられたのを、後人が誤つて恪又は恪勤の字を配したのであらう。伊覩は第二卷第六章に論じたやうに、女王國配下の一地方で、其君長は韓地から渡來した倭種であつたから、意呂山に天降した日桙の裔と名乘つたのである。ヒホコは倭系貴人の用ひた稱號で(第二卷二三七頁)、天日槍一人に限られた固有名詞ではなく、此は全然別人とせねばならず、意呂山は神功紀に意流村(オルスキ)とある地の山をいひ、全羅南道康津郡の一地點と思はれる(次卷第一章參照)。然るに高麗國と冠稱したのは、後日新羅に代はつて全半島を支配した高麗

朝の國號を遡つて用ひたので、此風土記が延長再撰に屬するものであつたからであらう。

天皇は此兩土豪の鄕導により海路南下せられたのであるが、航路及寄航地に關する詳說は傳はらず、紀に崗津行幸を揭げて居るのみである。さりながら其原傳は決して上揭のやうな形式で說かれたのではなく、崗水門と洞海とについて、左記の如く全然聯絡のない二つの口碑が存したのであらう。

(一) 崗水門(第一卷六〇頁)に近い一神社がある。其祭神は大倉主及菟夫羅媛といふ國つ神で、仲哀天皇の御代に祭祀せられた。其は天皇が山鹿岬を廻り、崗浦から遠賀河口卽ち崗水門に進入せられた時、御船が淺洲に膠着して動かなくなつたので、案內者熊鰐の進言に從ひ、大和國菟田の人伊賀彥といふものをして右の男女神を祭祀せしめられたら、忽ち浮び上つて無事に崗津に到達

せられた。

(三) 洞海の邊に魚沼及鳥池といふ池沼がある。其は神功皇后が此海を經て崗津に向ひ御渡航中、干潮に會して御船が海底に膠着した爲に御景色を損じたので、御迎に出た崗縣主が恐懼して此池沼を作り、魚鳥を聚めて御慰め申上げた。其中に潮が滿ちて崗浦に安着せられた。

此還元が不當でないとすれば、(一)は神社の緣起、(二)は地物の由來を說いた口碑に過ぎなかつたのであるが、紀の編者は之を史實と見なし、一方には天皇のみを擧げ、他方には皇后だけが表面に現はれて居るので、終始別個の行動をとられたものと了解して、二つの話を纏めて上揭の如き紀行を作り上げたのではあるまいか。――豐浦迄の旅行も別々であつたとしたのは之から類推したのであるかも知れぬ――さりながら上揭播磨風土記の所傳によつても明なるが如く、神功皇后が餘り有名であるので、代表的に其御名のみを揭げたことも有り得るから、御同

列でなかつたといふことの證據にはならぬ。山鹿岬（筑前國遠賀郡島郷村妙見崎）迂廻が正傳であつたか、或は洞海の捷路を取られたのか判定しかねるが、崗津御寄泊は確に事實であつたと思はれる。此附近は海水が淺く、干潮時には坐洲することがあるので、上記のやうな傳說が生まれたものらしく、殊に御船が他の舟に比し大型であつたといふ意味も含まれて居るものゝやうである。

大倉主は字の如く大集團の共有倉庫の管理者卽ち族長の謂で、ツブラには穀粒の義もあるから、倉（穀倉）の緣によつて女神に此名を負はせたものと了解せられるが、伊豫の武國凝別皇子の妃にも都夫良媛といふ女性のある所を見ると（和氣系圖）、倉の緣語ではなく、ツはツヨ（强）、ツハモノ（兵）等の語根でチ（靈）に通じ、フラはフリ（奮）を意味し、ハフリ（第一卷二二四頁）と同じく酋長の稱號であるかも知れぬ。山鹿地方に割據した豪族の祖神なることは疑がないが、熊鰐との關係の有無は不明で、之を祭祀したのも必しも仲哀天皇以前のことではなく、風土記傳

説の發生當時現存した社であつたかも知れぬ。菟田の伊賀彦は大和國宇陀郡伊賀見村(今曾爾村の大字)を名に負うたものゝやうで、挾杪(カヂトリ)とあるのは船頭卽ち御船の乘員の上席者の謂であらう。

此津以後の航路については紀は之を默殺して居るが、筑前風土記殘簡(釋紀第六卷所引)の左記一文は此時の航海に關する口碑と思はれる。

糟屋郡資河嶋。昔時氣長足姬尊、幸ニ於新羅一之時、御船夜時來泊ニ此嶋一、有下陪從名云ニ大濱、小濱一者上、便勅ニ小濱一遣ニ此島一覓レ火、得早來、大濱問云、近有レ家耶、小濱答云、此嶋與ニ打昇濱一近相連接、殆可レ謂ニ同地一、因曰ニ近嶋一、今訛謂ニ之資河島一

資珂島は今の志賀島村で、博多灣頭北角に位し、香椎から地つゞきであるが、往昔離島であつたことは地形によつても想像せられる。皇軍の本營は香椎に存したが故に、同地から朝鮮に向つて發航の際には此附近の地理は既によく知られ、文

に見えるやうな問答は起らなかつた筈であるから、此は初めて來航した時の話とせねばならぬ。されば皇舟は崗津から宗像糟屋二郡の海岸に沿うて南下し、志賀島を廻つて儺縣に達したものとすべきである。

儺縣は倭人傳の奴國にあたり（第二卷二四四頁）、二萬餘戸を有する大邑であつたのであるが、既に先發部隊によつて占領せられて居たから、天皇は此地に大本營を設けられたので、其宮趾は今も香椎宮と稱し、仲哀神功二尊を祭り、官幣大社に列して居る。神名帳に之を載せて居らぬのは、天皇昇天の聖地として御陵と同樣に取扱はれて居たからであらう。然るに中世以降專ら神功皇后を祭祀する神社と見なされたのは、序說に論じたやうに此皇后の雄武が天皇の御威德を蔽うた結果で、近代二神靈を幷祭するやうになつたのは極めて當を得たことである。香椎は地名で、記には訶志比と假名書し、紀にも橿日の二字を充てゝ居るが、筑前風土記（殘簡）には咠襲（可紫比也と注せられて居る）、萬葉集に可之布、姓氏錄（韓矢

田部連の條下）に糟冰とあり、和名抄糟屋郡香椎は加須比と訓註せられて居る所を見ると、カシヒの外にカシフともカスヒとも稱へられたものとせねばならぬから、カは接頭語で、聚落を意味する古語シフ、スヒ、シヒ（第一巻五二頁）から出たものと思はれる。

天皇が橿日宮を根據として肥前筑後方面の賊を討伐せられたことは、後掲の如く紀に强撃ニ熊襲一不レ得レ勝而還之とあり、一云として天皇親伐ニ熊襲一中ニ賊矢一而崩也と分注せられて居るのを見ても想像に餘りがあるが、戰況に關する傳承を缺き、神靈の啓示のみが詳密に叙述せられて居る。其大意は神が皇后に憑いて韓地討伐の必要を勸告したといふのであるが、傳誦者によつて區々に潤色せられたと見えて、紀記の所説が一致せず、其外に一云として神功紀に分注した一異傳がある。便宜のため左に先づ記の所傳を掲げる。

其大后息長帶日賣命は、當時歸神したまひき。故天皇筑紫之訶志比宮に坐して、熊曾國を撃たむとしたまふ時、天皇御琴を控かして、建內宿禰大臣沙庭に居り、神の命を請ひき。是に大后歸神して、言ひ教へ覺し詔りたまはく、西の方に國あり、金銀を本とし、目之炎耀種々の珍寶その國に多なり。吾今その國を歸せ賜はむと詔りたまふ。爾に天皇答白たまはく、高き地に登りて西の方を見れば國土は見えず、唯大海こそあれと答へたまひて、詐せさす神にこそと謂ほして、御琴を押退けて控きたまはず、默坐しき。爾その神大く忿りまして、凡この天の下は汝の知らすべき國にあらず、汝は一道に向はせと詔りたまひき。是に建內宿禰大臣白さく、恐し我天皇、猶其大御琴を阿蘇婆勢と白せば、稍その御琴を取依せて那麻那摩に控き坐しき。故未二幾久一て御琴の音聞えず、卽ち火を擧げて見れば既に崩り訖ませりき

彈琴卽ち神樂を奏し、沙庭に忌人を立てることは、神靈を寄せる爲に或時代に行

はれた作法であつたと思はれる。サニハは淨庭の義で、ユニハ(齋庭)といふに同じく、其處に立つのは神靈の降臨を祈る爲であらねばならぬ。然るに紀には後揭の爲ニ審神者一をサニハトスと訓し、釋紀に引いた公望私記には師說として沙者唱進之義也、言出居神樂稱ニ沙佐之庭一也、今代號ニ撫レ琴人一爲ニ沙庭一者少有レ意、依レ相ヨ兼號一耳とある所を見ると、平安朝に於てはサニハを審神者の義とも、出居の神樂の謂とも解したのかも知れぬが、大なる誤謬とせねばならぬ。重臣建內宿禰を沙庭に立たせ、天皇大御躬づから琴を遊ばしたとあるのは、祈請した神が極めて尊貴であることを意味し、皇祖神の降臨を暗示したものゝやうで、天皇に對する託宣の辭に其意を含め、次の文にも是天照大神之御心者とあるのである。然るに天皇が之を信じたまはず、御心の中に爲詐神と思召したるにより、神罰を受けて崩御せられたかのやうに說きなされ、凡茲天下者、汝非ニ應レ知國一、汝者向ニ一道一と呪詛せられたとある。ヒトミチは上天の道を意味すること勿論で、神譴を恐(カシコ)し

と見た建內宿禰の勸により、天皇は再び琴を引寄せられたが、御氣もちが進まぬので、ナマナマ(生々)卽ち澁々彈奏せられたが、間もなく琴の音が絶え、はやくも昇天せられたといふのである。

紀は託宣の神靈を天照大御神とせず、從つて崩御の直接原因も後記の如く傷病であつたかのやうに記述して居る。卽ち

秋九月乙亥朔己卯、詔二群臣一以議レ討二熊襲一、時有レ神託二皇后一而誨曰、天皇何憂二熊襲之不一レ服、是膂之空國(ソジシノムナクニ)也、豈足二擧レ兵伐一乎、愈二茲國一而有二寶國一、譬如二美女(ヲトメ)之睩一、有二向津國一眼炎(メノカガヤク)之金銀彩色、多在二其國一、是謂二𣑥衾新羅國一焉、若能祭レ吾者、則曾不レ血レ刃、其國必自服矣、復熊襲爲レ服、其祭之以二天皇之御船及穴門直踐立所レ獻之水田、名大田、是等物一爲レ幣也、天皇聞二神言一有二疑之情一、便登二高岳一遙望之、大海曠遠而不レ見レ國、於レ是天皇對レ神曰、朕周望之有レ海無レ國、豈於二大虛一有レ國乎、誰神徒誘レ朕、復我皇祖諸天皇等、盡祭二神祇一、豈有二遺

神一耶、時神亦託ニ皇后一曰、如ニ天津水影一押伏而我所レ見國、何謂レ無レ國、以誹ニ
謗我言一、其汝王之如レ此言而遂不レ信者、汝不レ得ニ其國一、唯今皇后始之有レ胎、其
子有レ獲焉、然天皇猶不レ信以强擊ニ熊襲一不ニ得勝一而還之

此傳によれば神は請はざるに皇后に憑いたといふので、神教も亦單に西方に富國ありといふばかりではなく、其歸伏を待たずして熊襲を討つことの不利益を陳述したとある。膂之空國は既に高千穗傳說にも見えた語句で(六—七一頁)、後記一書の如ニ鹿角一以無レ實國と同じく、實質の貧弱なる國といふ意であるが、肥筑は決して窮乏な國土ではなく、當時物質的には富足であつたと思はれることは第二卷第七章に述べた通りである。美女之睩(此云ニ麻用弭枳一)は半島の遠望を畫眉に譬へたのであらうが、此時代の我婦女子が右の如き化粧を施したかは疑問で、向津國は既述の如く對岸の國土をいふのである。之を拷衾新羅國としたのは傳誦者の追加で、當時シラ又はシラキ(新羅)は朝鮮半島の總稱ではなかつたのみならず、

皇后の遠征も新羅王國を目的とせられたのではない(序說參照)。上記の如く託宣したのは未知の神靈とせられて居るので、右の寶の國を大御手に入れ奉る條件として、祭祀を要求したとあるのであるが、其幣物として御船の外に穴門直踐立が獻じた水田を指定したとあるのは注意を要する。この水田は豐浦宮行在中の供御及文武百寮兵衆の給養の爲に、其地の支配者が獻納したものゝやうであるから、之を要望したのは其地に緣故のある神靈とせねばならぬ。踐立は借字で、ホ(秀)ミタ(水田)チ(主)を意味し、其出自は明示せられて居らぬけれども、後日山田邑に奉齋せられた三筒男神の祭主に任じたとある所を見ると、ワダツミ系の海人族(六―二五二頁)であつたと思はれるから、踐立又は其族人が祖神の託宣をかりて、獻上の土地を還付し、且船舶を貸し給はらば、倭人の本據を衝き一擧にして禍根の勦絕を圖りたいといふ建策を、皇后を經て奏上した事實が存し、其を上掲のやうな形式を以て叙述したのではあるまいか。後記の一異傳に神が先づ娑麼縣主に

託宣し、然る後皇后の口をかりて示教したとあるのは、右の推定を裏書するものである。如三天津水影一は押伏而我所見國の序で、水面に影を寫す天空のやうに、俯瞰して國土の存在を確認したといふ意であるが、其にも拘はらず國なしといふて誹謗せられたことを忿つて、天皇に對し詛がましい言葉を發したとあるのは、其策が容れられなかつたので、肥筑平定の不成功を豫言したといふほどの意であらう。

右の如く考察すると紀の傳は神祕化せられて居るけれども尙事實に基くものとせねばならぬ。記の所說のやうに皇祖神の敎示を請ふといふことも、上代に於ては屢〻行はれたと思はれるが(第三卷九頁)、其場合には託宣は絕對で、之に疑を挾み、其指導に悖るといふやうなことは何人も思ひ及ばなかつた筈である。假に天皇が時人を超越した科學智識を有せられ、託宣必しも神意にあらざることを知つて居られたとしても、既に神敎を仰がれた以上、之を無視して文武百寮に號令せ

られることは不可能であつたと思はれるのみならず、神罰が天皇御一人に降つたとあるのも、上代の連帶責任觀念(第三卷一〇四頁)に反するもので、縱ひ重臣等が盡く內心叡慮に不贊成であつても、傳ふるが如き神威冒瀆が事實であつたとすれば、神譴は決して諒闇だけでは濟まぬとせられたに違ひないから、此傳承は託宣云々が事實の神祕的叙述の一樣式であることを忘れた後に於て、神教のみに重きを措き、天皇に誨を垂れる神は皇祖の外なしとして、前後を作りかへたのであらう。されば紀は之に從はず、古傳を復活したので、其は神功紀に揚げた次の異傳に徵しても首肯せられるのである。

一云、足仲彥天皇居二筑紫橿日宮一、是有レ神、託二沙麼縣主祖內避國避高松屋種一、以誨二天皇一曰、御孫尊也、若欲レ得二寶國一耶、將二現授レ之、便復曰、琴將來、以進二于皇后一、則隨二神言一而皇后撫レ琴、於レ是神託二皇后一以誨之曰、今御孫尊所レ望之國、譬如二鹿角一以無レ實國也、其今御孫尊所レ御之船、及穴戶直踐立所レ貢之水

田名大田爲レ幣、能祭レ我者、則如二美女之睩一而金銀多之眼炎國以授二御孫尊一、時天皇對レ神曰、其雖レ神何謾語耶、何處將有レ國、且朕所レ乘船既奉二於神一、朕乘二曷船一、然未レ知二誰神一、願欲レ知二其名一、時神稱二其名一曰、表筒雄、中筒雄、底筒雄、如是稱二三神名一、且重曰、吾名向匱男聞襲大歷五御魂速狹騰尊也、時天皇謂二皇后一曰、聞惡事之言坐婦人乎、何言二速狹騰一也、於レ是神謂二天皇一曰、汝王如レ是不二信必一不レ得二其國一、唯今皇后懷妊之子、蓋有レ獲歟、是夜天皇忽病發以崩之

内避國避高松屋種は一人の名で、――刊本には國の上にも高の字があるが攙入であらう。薩摩本にはないといふことである――ウツサルは前卷（第六八頁）に述べたやうに君長を意味するサルといふ語に美稱ウツ（珍）を冠したものであるから、國サルも亦國君の謂であらねばならぬ。屋種はヤタといふ地名と敬稱ネとより成り、ヤタは和名抄に吉敷郡八田鄕とある地で、今も同郡大内村の大字に殘つて居る。されば高松も亦地名か、他の同名の地と區別する爲に、地物によつて高い松。

の木のある八田と稱したのかも知れぬ。沙麼は既記の如くスハ族から出た名稱であるが（第四卷五〇頁）、此人の子孫が沙麼の縣主となつたのは後日のことであるから、必しも地方人と同種族なることを要せず、寧ろ踐立と同じくワダツミ系であつたと思はれるのである。

紀の本文の傳と異る所は、神が直接託宣したのではなく、先づ屋種に憑いて、天皇に寶の國を得たいといふ思召があらば、皇后に琴を撫かせて請はせ給へと奏したので、其通りにしたら、皇后の御口をかりて金銀の國を征略せんと申出たとあることである。天皇が之を疑はれたのは前二傳と同樣であるが、こゝには其神が卽坐に名乘をあげ、三筒男神及向匱男聞襲大歷五御魂速狹騰尊なることを明にしたとある。前者は住吉の社の祭神であるから、上記の如く屋種及踐立の祖神と推定せられるが、後者は他に見えぬ神靈で、名號の訓詁についてすらも定說がない。案ずるに聞襲大歷は舊訓の如くキキソホフとよみ、聞とオソホフとの連約

で、オソホフはオソヒ(襲)の一活用形態(進行格)に過ぎず、その語幹のオソはオソリ(恐)とも用ひられるから、オソヒの原義も亦他を慴れしむることであつたのであらう。「向津(ムカヒツ)の雄が聞恐れる嚴の御魂」は冠稱で、其本號は速狹騰といひ、ハヤは捷の意の美稱とも、南人(ハヤ)の義による區別稱とも了解せられるが、狹騰については確說しかねる。尊の字を用ひた所を見ると紀の編者は至貴の神靈と解したのであらうが(二—二二一頁)、突如としてこゝに現はれたのは合點のゆかぬことであるから、或は舊訓のやうにサナボリの假字で、サ(接頭語)、アナホ(穴穗)、リ(貴人)の三語分子より成る名號であるかも知れぬ。アナホは志賀の高穴穗(第四卷一三頁)、石上之穴穗(安康天皇の宮名)、伊賀の穴穗(第三卷一三八頁)の如く諸方にある地名で、穴居の遺跡のある高地を意味するものゝやうであるから、穴門國にも之を名とする地點の存したことは絕無でない(第四卷一四九頁)。されば天皇も之を聞咎めて、何言二速狹騰一也と仰せられたので、ノボリがカムアガリ(崩)と同じく上

天の意にも通じ、ハヤは早期の義とも聞えるので、之を諱まれたのであらう。

話の筋は紀の本文の傳と同一であるが、人名神名等は猥に改修することの出來ぬものであるから、紀の編者が之に基いて本文のやうな說を作爲したものとは思はれず、大和の傳承以外に右の如き一異傳が存したものとすべきであらう。若し然りとすれば此は豐浦郡住吉坐荒御魂神社〔式〕の社傳で、踐立の子孫の間に右の如く言ひつがれたのではあるまいか。いづれにしても記の所傳に比すれば遙に事實的色彩が强いから、三筒男神を奉じて征韓の役に從事したのは、恐らくは此一族であつたのであらう。

右の異傳及記の所說によれば、天皇は神讃によつて卽日上天あらせられたとあるが、紀は之を採らず、五ヶ月の後崩御せられたものとして居る。卽ち

九年春二月癸卯朔丁未、天皇忽有ニ痛身一、而明日崩　時年五十二、卽知、不レ用ニ神言一

而早崩、一云天皇親伐二熊襲一、中二賊矢一而崩也

痛身は御負傷をいふものゝやうであるが、崩年干支は序文に論じたやうに、記の注文に壬戌年とあるを正しとすべきである。此重大なる時機に際して突然諒闇に遭逢した上下の恐慌は想像に餘りがあり、善後の策を誤ることなく、能く國難を脱したのは、神功皇后の英明と武內宿禰以下重臣宿將の忠勇によるものと言はねばならぬ。紀は之に關し次の如く叙述して居る。

於レ是皇后及大臣武內宿禰、匿二天皇之喪一不レ令レ知二天下一、則皇后詔二大臣及中臣烏賊津連、大三輪大友主君、物部膽咋連、大伴武以連一曰、今天下未レ知二天皇之崩一、若百姓知レ之有二懈怠一乎、則命二四大夫一領二百寮一令レ守二宮中一、竊收二天皇之屍一、付二武內宿禰一以從二海路一遷二穴門一而殯二于豐浦宮一爲二无火殯斂一、甲子大臣武內宿禰、自二穴門一還之、復二奏於皇后一、是年由二新羅役一以不レ得レ葬二天皇一也

喪を祕した例は和漢古今ともに珍らしくないから、此一段の如きも想像から出た

附說と了解せられぬことはないが、无火殯斂（此謂ニ褒那之阿餓利ニ）といふ特種の表現が用ひられて居る所を見ると、少くとも此やうな古傳が存したものとせねばならず、推古天皇の御代に筑紫で薨去せられた來目皇子を周芳の娑婆に殯せられたことを思ひ合はせても、決して絶無とはいへぬ。モガリのミヤ（殯宮）に移し奉るには、夜中篝火を焚いて執行ふ例であるのに、人に知られぬやうに火を滅して奉仕した程であるから、新に殯宮を造營して人目を欹てしめた筈はなく、豐浦宮が其まゝ之に供用せられたものと思はれる。後日其宮趾に神社を起して忌宮（式）と稱へたのも之によるもので、其祭神を息長足姫命なりとする特選神名牒の說は從はれぬ。地方人は忌宮神社の西方なる大雲山日願寺の境内を殯斂の跡と言ひ傳へて居るが、上代のモガリは假埋葬の謂ではなく、殯殿内に安置したのであるから、縱ひ祕密に附する必要がなかつたとしても、殊更に別地を選定したとは考へられぬ。

密議に參與した四大夫中の三人は、垂仁朝にも名を列ねた大官の後で、烏賊津連は天應元年七月栗原勝子公（コキミ）の上言に意美佐夜麻之子也とあるから（續紀）、大鹿嶋の孫にあたり、膽咋連は物部十千根の兒、武以連も大伴武日の子である（第三卷一三五頁）。大友主の名は垂仁紀にも見えるが（第二卷二三五頁）、崇神朝に召出された大田田禰古命の孫であるから、仲哀朝にも奉仕したことは有り得る。膽咋及武以は武將で、烏賊津連は內廷の臣、大友主は神職として朝廷に重きをなしたのであらう。

記にはモガリの宮の所在を明示して居らぬが、崩御直後に擧行せられた國之大祓と結びつけて、次の如く說かれて居る所を見ると、訶志比宮または其側近に殯せられたものとしたのであらう。

爾ち驚き懼みて、殯（アラキ）の宮に坐せて、さらに國の大奴佐（ヌサ）取りて、生剝、逆剝、阿（ア）

離(ハナチ)、溝埋、屎戸(クソヘ)、上通(オヤオカシ)、下婚(コオカシ)、馬婚、牛婚、鷄婚(カケオカシ)、犬婚の罪の類(タグヒ)を種々まぎて、國の

大祓して……

國。

國の大奴佐といひ、國の大祓とあるのは、國民を代表して行はれた祓除なるが故で、ヌサは野麻(ヌサ)を意味し、ユフ（木綿）と同じく神に奉る纖維原料であるが（三一一—三二頁）、こゝでは幣の義に代用したものである。突如たる凶變の因を「天の益人等が過ち犯しけむ種々の罪」（大祓祝詞）にあるものとして、國内に行はれたあらゆる罪を探求し、大祓を執行せられたといふのであるが、天皇御自身の瀆神の罰によつて崩御せられたとある上文と抵觸する嫌があるのみならず、罪穢の限りを探し求めるやうな悠長な態度を執るべき場合ではないから、生剝逆剝以下は漫然天津罪國津罪を羅列したものとして、單に大不祥を祓ふ爲の神事と了解すべきである。生剝、逆剝、阿離、溝埋、屎戸は前篇第三卷（七四頁以下）に説明した天つ罪で、上通、下婚、馬婚、牛婚、鷄婚、犬婚は大祓祝詞の己母犯罪、己子犯罪、畜犯罪に相當し、

通。及婚。はいづれもオカシ(姧)にあてた假字で、原義は記の神代卷に久美度邇興。而とあるオコシと同じく、本初は性交をオコナフといふ意であつたのが、干犯の義にも轉用せられ、犯の字をあてるやうになつたのである(二—六一頁)。然るに宣長は婚をタハケと訓した結果、上通の讀法に苦しみ、眞福寺本に上通下通婚(下の通の右旁に御本无レ之と註してある)とあるに從うて、オヤコタハケと意訓したが、無批判に肯定することは出來ぬ。他の罪が皆二字を以て表現せられて居るのに、五字一句とすることは倫を失するのみならず、タハケに婚又は通の意はない。鷄をトリと訓したのも亦誤りで、後代語でトリと稱へるのはニハツトリ(ニハトリ)の上略であるから、こゝではカケオカシと訓まねばならぬ。いづれにしても種々求以下二十五字は攙入にあらずとするも傳誦者の追加で、原説は上記の如く單に大祓を擧行せられたといふに過ぎなかつたのであらう。紀にも後掲の如く解罪改過といふ一句がある所を見ると、大祓の執行は事實とすべきで、上代の宗教観念

に一致するのである（前篇第三卷第五章參照）。

第五章　肥筑鎭壓

繼位決定――韓地征討軍分遣――女王國滅亡――松浦方面鎭撫――皇子降誕

序說に述べたやうに、書紀は神功皇后を御一代と建てゝ居るので、前章所掲を以て仲哀天皇の卷を閉ぢ、第九卷に於て次の如く說き起して居る。

氣長足姬尊、稚日本根子彥太日日天皇之曾孫氣長宿禰王之女也、母曰二葛城高顙媛一、足仲彥天皇二年、立爲二皇后一、幼而聰明叡智、貌容壯麗、父王異焉

出系は記の所傳(第二卷一三四、第三卷一九六頁)と一致し、資性風采も亦此說の通りであつたのであらうが、立皇后が事實でないことは既述の通りで(第一〇九頁)、天皇崩御の際すでに懷胎して居られたから、重臣等は合議の上、胎內の皇胤を擁立し、其母后なるが故に氣長姬を總帥に仰いだのであらう。されば若し麛坂忍熊二

王または其一柱が從軍して居られたならば、天津日嗣は應神天皇に及ばなかつたかも知れぬが、此危急存亡の秋に於て、都に使を派して指揮を仰ぐやうな餘裕のなかつたことは勿論であるから、此以外に執るべき策がなかつたのである。記は之を神教によるものとして次の如く叙述して居る。

亦建内宿禰沙庭に居て神の命を請ふ。是に教へ覺したまふ狀は、具(ツブサ)に先の日の如く、凡(オホ)し此國は汝命の御腹に坐す御子知さむ國(ソトノリタマフ)者也。爾建内宿禰白さく、恐し我大神、その神腹(ミハラ)に坐す御子は何子(ミコ)ぞと白せば、男子(ヒコミコ)なりと答詔(コタ)へたまひき。爾に具に請(ウケタマハリ)之て、今かく言ひ教へたまふ大神は、其名(ミナ)を知らまく欲りすと白せば、是は天照大神の御心なりと答詔へたまひき

之に續けて三筒男神の名も表はれたと說き、渡海施設について示の教を得、之に從うて進發したかのやうに叙して居るが、上揭の如く天皇に對して凡茲天下者汝非二應レ知國一といひ(第一四六頁)、今また凡此國者坐二汝命御腹一之御子、所レ知國と

指定するが如きは、皇祖神にして始めて可能なることで、三筒男神などが容喙すべきことではなく、文脈も頗る辿々しい所を見ると、皇祖の神教と三筒男の啓示とは、本來別個の傳說であつたのを、一つに纏めて皇后の渡海に結びつけたのであらう。

具如二先日一とあるのは、西方の珍寶の國のことを反復したといふ意であらうが（第一四六頁）、今次の神教奉請は之が爲ではなく、寧ろ繼位問題であつたと解すべきである。胎中の皇胤の男女性も判明せぬのに、之を儲君と豫定することは、縱ひ當時の狀勢上已むを得なかつたとしても、決して國民を心服せしめる所以ではないから、皇祖神の教示に託して之を布告したことは極めて有り得べきで、敬虔淳朴なる上代人は之を信じて疑はなかつたのであらうが、萬一皇女が降誕せられたとすれば、武內宿禰等の詭計は破れ、女帝を戴いた先例のない我國に在ては、麛坂忍熊二王の亂以上の大事變が勃然したことは必然であるから、皇后は申すに

及ばず、重臣等の苦衷は察するに餘りがある。――品夜和氣命が息長帶日賣命の所生であるとすれば、豐浦宮に於て降誕せられ、現に陣中に居られた筈で、此やうな危險を冒して胎中の皇子を擁立する必要はなかつた筈であるから、記の所說は既述の如く訛傳とせねばならぬ(第一〇七頁)――紀が此一條を默殺したのは、其傳承を疑はしとした爲であらうが、右の如く分拆して考察するに於ては、當時の機微が隈なく窺はれるやうな心ちがするのである。

神功皇后は當初から征韓論に贊成せられたもの丶やうで、託宣とあるのも、或は此意見を執奏せられたことを意味したのかも知れぬ。されば天皇の崩御後直に右の獻策を採用せられたのであるが、肥筑方面の敵が尙屈服せぬのに、全軍を海外に差向けることは不可能であるから、主力を筑紫に留め、倭人征討に當らしめると同時に、建議者の請を許し、若干の舟師をそへて分派せられたもの丶やうで

ある。記事の內容を檢討するに先ち、此の如き豫斷を下すことは私の最も好まぬ方法であるが、古傳說の例として、分遣隊の軍事行動は盡く默殺せられ、一切を皇后の親征に結びつけて敍述してあるので、豫備智識なくしては記事を正解することが困難であるから、敢て一言するのである。此重要なる史實について從來判然たる釋明が與へられなかつた原因も一にこゝに存する。紀は之に關し次の如く敍述して居る。

九年春二月足仲彥天皇崩二於筑紫橿日宮一、時皇后傷下天皇不レ從二神敎一而早崩上、以爲、知二所レ祟之神一、欲レ求二財寶國一、是以命二群臣及百寮一以解(ハラヘ)レ罪改レ過、更造二齋宮於小山田邑一、三月壬申朔、皇后選二吉日一入二齋宮一、親爲二神主一、則命二武內宿禰一令レ撫レ琴、喚二中臣烏賊津使主一爲二審神者一、因以二千繒高繒一置二琴頭尾(コトカミコトシリ)一而請曰、先日敎二天皇一者誰神也、願欲レ知二其名一、逮二于七日七夜一乃答曰、神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮所レ居神、名撞賢木嚴之御魂、天疎向津媛命焉、亦

問之、除二是神一有レ神乎、答曰、幡荻穗出吾(ハタススキホニヅル)也、於二尾田吾田節之淡郡一所レ居神之有也、問二亦有耶一、答曰、於レ天事代、於レ虛事代、玉籤入彥、嚴之事代神有之也、問二亦有耶一、答曰、有無之不レ知焉、於レ是審神者曰、今不レ答而更後有レ言乎、則對曰、於二日向國橘小門之水底一所レ底而、水葉稚(ミナハワキ)之出居神、名表筒男、中筒男、底筒男神之有也、問二亦有耶一、答曰有無之不レ知焉、遂不レ言二且(マタ)有一レ神矣、時得二神語一隨レ教而祭

解罪改過は前章に述べた國の大祓をいふものゝやうであるが、財寶國を求めんが爲の行事であるかのやうに說いたのは誤で、記の所說の如く諸の不祥を禳祓することが目的であつたとすべきである。小山田邑(糟屋郡山田村)に齋宮(イムミヤ)を設けられたのは、橿日宮に死の穢を生じたからで、皇后は大祓の後新宮に遷坐せられたのであらう。齋宮は舊訓イミノミヤ又はイハヒノミヤとあるので、豐浦の忌宮と混同し〔通證〕、或は祭場の謂と解したものもあるが、此はイムハタドノ(齋服殿)な

どのイムと同じく、清淨なる宮といふ意を以てイムを冠したのであるから、皇后の行在所に充てられたものとすべきである。請神の目的は曩に西方經略の必要を啓示した神の名を知らんが爲とあり、其儀禮は、擔當者を異にするけれども、前章に於て記の所傳について說明した所と大差はない。琴の頭尾に千繒高繒を置いたとあるのは、幣として多くの布帛（ハタ）を高く積み重ねたことをいひ、――ハタといふ語を重ねたのは、上代話術に好んで用ひられた莊重なる一表現樣式である――爲₂審神者₁は居₂於沙庭₁の義譯に過ぎず、之に任じた烏賊津使主は上記の烏賊津連のことで、中臣氏のカバネとしてはオミ（臣）は不當であるが、大身の意の普通名詞として敬語的に用ひ、カバネにあらざることを表示する爲に、特に使主（同じくオミと訓む）の字を假用したのであらう。かくて七日七夜を經て始めて神名を知ることを得たとあるが、其は儀禮の重大性を表示する方便に外ならず、七は屢〻見えた神祕數である（五―一九九頁）。

出現した神の名も長い序及多くの冠詞をそへて極めて莊重に表現せられて居るが、いづれも所在と名號との兩部分より成り、唯一柱のみは神名を逸して居る。左に逐一之を説明する。

天疎向津媛命。　撞賢木嚴之御魂と冠稱し、神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮所居神とある。傍線を劃したのは枕詞で、撞賢木は杖につく榮木といふ意を以てイツ(出)にかゝり、拆鈴は宣長説の如く拆釧(サククシロ)の誤記かとも思はれるが(記傳一五)、字に從うて解くとすれば、サク(榮)スス(清淨)の意からイ(齋)に言ひかけたのであらう。伊勢國度逢縣五十鈴は皇太神宮の所在地であるから、從來此女神を天照大御神と同一視し、或は荒祭宮に祭祀する大御神の荒御魂と臆斷して居るが、荒御魂が本靈と同一神格であることは前篇第四卷(二〇九頁以下)に詳論した通りで、皇祖神は三筒男等と同列に擧げ奉るべき神靈ではないから、此名の神が別に存したものとせねばならぬ。

他に所見はないが、或る時代に天疎向津媛といふ神が五十鈴宮の末社として祭られて居たことも絶無とはいへぬのである。向津媛は舊訓の如くムカツヒメと稱へたとすればミカツ媛の轉呼で、出雲傳説の天甕津日女及天御梶日女と同じく、御嚴主媛を意味し(四―八四頁)、天疎を冠稱とした所を見ると、海人族とは疎遠な種族であつたとせねばならぬから、或は倭姫世記に五十鈴川の後江で大御饗を獻つたとある出雲建子命一名伊勢津彦命等の族母と仰がれた女神であつたかも知れぬ。

淡郡所居神(逸名)。　尾田(ヲタノ)吾田節(アタクシ)はアハ(粟)の序で、小田の私粟の意味を以て淡(阿波)にいひかけたのである。オホヤケ即ち宮家の禾(ケ)に對し、私田のクサ(穀草)をワタクシと稱へ、轉じて公私の區別稱呼に用ひられるやうになつたので、上句の穂の緣語である。神名を逸して居るので、斷言することを憚るが、淡郡は恐らくは阿波國板野郡及阿波郡方面をいひ、長邑(那賀郡)と同じ

く海人族の根據地であつたやうであるから、此神も亦同系の或氏族の祖神と思はれる。幡荻穗出吾也といひ起して名乘をあげたとある穗ニ出ヅル（ホニデシと訓むは非）は勿論「あらはれる」といふ意で、ハタススキは之にかゝる枕詞である。――荻をススキと訓することは、原義上少しも妨がない（三一―三〇頁）。

嚴之事代神。　釋紀は事代主神と改め、玉籤入彥といふ冠稱を櫛笥に入る義と取なし、箸墓傳說（第三卷一六四頁）を引いて大物主神の子であると說いて居るが、頗る牽强であるのみならず、前二者の所在が伊勢及阿波で、後の三筒男が日向の神とせられて居る所を見ても、この嚴は借字とすべきで、恐らくは伊豆國の神であらう。コトシロは顯宗紀に阿閇臣事代といふ名が見え、敢尾連は天辭代命の子國辭代命の後也（姓）ともあり（四―二二九頁）、必しも常に主の字を添へることを要せぬから、伊豆國に事代といふ名の神があつたとして

も差支はない。タマは美稱、クシは靈異を意味し、外來者なるが故に入彥と稱へられたので、コトシロは事知であるから、天地間の事を知るといふ意を以て於レ天事代、於レ虛事代と冠稱せられたものと思はれる。伊豆は上代から造船術が發達して居たと見えて、應神朝に巨船建造を課せられたとあり〔紀〕、伊豆手船といふ名稱が萬葉集にも用ひられて居るから、征韓の水師及船舟中に此地から出たものが參加したことは有り得る。此神も亦海人系であつたと思はれることは第七章に論ずる通りである。

表筒男、中筒男、底筒男神。　此三神はイザナギの命の禊に化生したと稱せられるから(二一一七〇頁以下)、於二日向國橘小門之水底一所レ底而とあるので——下の底の字を居又は生と改めた本もあるが、誤字にあらずとすれば、シキ(敷)の假字に用ひたものとして所底而の三字をシキキテと訓すべきである——水葉稚之はミナハワキと訓み、水沫をかき別けて出で居る神といふ意である。

アワ(沫)は本來アハ(粟)から分化した語であるから、ミナハに相當する水葉の二字を充てたのは不當ではなく、之は前續字が動詞なることを表示する爲の助字であるから、稚之はワキ(別)の假字と思はれる。此三神はいづれの傳にも見えるから、征韓の役に最も活動したものが、其子孫であると稱せられたのであらう。

上記の如き託宣を得て後、隨レ教而祭とあるから、御料の船舶と共に穴門直踐立から獻上した水田を寄進せられたのであらう。上掲の神功紀の異傳にも、然後皇后隨二神教一而祭とあり、極めて重要な語句であるのに、從來之に注意したものがなかつた。神教の趣旨は祭祀を條件として寶の國を奉るといふのであるから、既に其希望が容れられた以上、諸神は活動を始めたものとせねばならず、事實談に飜譯すると、韓地征討案が採用せられたので、之を建議した豪族等は遲滯なく出征の途についたといふことになるのである。三筒男神が穴門直踐立等の祖神と思は

れることは上記の通りで(第一五〇頁)、淡郡の神を奉齋した氏族も海人系であるとすれば水軍に長じて居たと想定せられ、伊豆の舟師が之に參加したことも極めて有り得べきである。唯向津媛のみは如何なる理由を以て此列に加へられたか判明せぬが、出雲族が從軍したことは隱れもない事實であつたと見えて、上揭播磨風土記逸文にも國堅大神の子と稱する女神が征韓の役に助力したと說かれて居るのである(第一二五頁)。其爾保都比賣は或は右の向津媛と同一神靈をいふのではあるまいか。若し然りとすれば其氏族が紀伊國管川に移つたので、——現今伊都郡天野村大字上天野に丹生都比女神社(式)として祭られて居る——伊勢國に於ては夙に其祀を絕つたものとも了解せられるのである。

皇軍の主力は筑紫に留まり、賊徒討伐に從事した。之に關する紀記の記事は豐富といふことは出來ぬが、大體に於て要を約して居る。以下主として紀により、

古事記、風土記其他を參酌して叙述する。

然後遣二吉備臣祖鴨別一、令レ撃二熊襲國一、未レ經二浹辰一而自服焉、且荷持田村(ノトリタノフレ)有二羽白熊鷲者一、其爲レ人強健、亦身有レ翼、能飛以高翔、是以不レ從二皇命一、毎略ヨ盜人民一、戊子皇后欲レ撃二熊鷲一而自二橿日宮一、遷二松峡宮一、時飄風忽起、御笠墮レ風、故時人號二其處一曰二御笠一也、辛卯至二層增岐野一、卽擧レ兵撃二羽白熊鷲一而滅レ之、謂二左右一曰、取ヨ得熊鷲一我心則安、故號二其處一曰レ安也、丙申轉至二山門縣一、則誅二土蜘蛛田油津媛一、時田油津媛兄夏羽、興レ軍而迎來、然聞二其妹被レ誅而逃之

此一段は記に見えず、又文中語戯的說明が多いけれども、其は地方傳說を資料とした爲で、之を除けばよく當時の事情に契合するから、嚴然たる事實に基くものとせねばならぬ。卽ち山門縣(邪馬臺國)を本據として諸倭人國を統轄する女王國に總攻撃を加へんが爲に、腹背二道より兵を進められたことをいふので、吉備鴨別(第二卷一六六頁)が分派せられた熊襲國は眞のクマ族の占住地方を意味し、海路

八代方面に進出して、女王國とは不和なる狗奴國(第二卷二五二頁)其他の土豪を驅り催し、南方より攻め上らしめ、主力は今の筑前國朝倉郡を根據として抵抗を敢てする羽白熊鷲といふものを誅戮後、山門郡に向つて進發したのである。

羽白熊鷲は賊帥の名であるが、勿論字の義によつて命名せられたのではなく、他に意味があつたのであらう。クマワシはクマワニと同形の名であるから、或はシはチ(主)の音便、ニは敬稱ネの轉呼で、クマワ(隈回)は其居住地の地形を表示するのかも知れぬ。若し然りとすればハシロは地點名と解すべきである。然るに紀には字によつて身有レ翼、能飛以高翔と說かれて居るが、其やうな人間が實在した筈はない。或は之を神話上の人物として取扱はうとするものがあるかも知れぬが、人間界の出來事はいかに奇々怪々に說かれて居ても神話と名づける事は出來ぬ。例へば天狗に攫はれて知らぬ國々を巡歷したといふ話が今も尙一部の人に信ぜられて居るとしても、祭政を管掌する內務省の次官々邸に物の怪があつて、不

祥事が續發するといふ事實があつても、其は摩訶不思議といふだけで神話ではない。仲哀神功朝の傳說も亦神祕的に叙述せられて居るが、神界のことを談ずるものではないから、熊鷲が空を飛んだとすれば、役行者と同樣に幻術を知つて居たものと釋明するの外はないのであるが、恐らくは上述のやうに後人が字によつて附會した說であらう。

熊鷲の本據地は荷持田村とあり、荷持此云二能登利一と訓註せられ、今も秋月町大字野鳥に其名を留めて居る。村をフレと訓したのは、フルと同じく古韓語ポル(邑)の轉呼で(五―一九〇頁)、倭人の與へた呼稱と思はれるから、ノトリにも或は文字以外の意義が存し、陸前のナトリ(名取)、越後のヌタリ(沼垂)と同系に屬する異族語であるかも知れぬ。以下の地名にも本義について考察を要するものが少くはないが、語原を說くことは本篇の目的ではないから之を省略する。皇軍を邀へて一戰に及び、却つて擊滅せられた地點は層增岐野とあるが、其名を傳へず所

在も判明せぬ。或は怡土郡雷山なりとし、或は肥前國彼杵郡彼杵郷を以て之に擬するものがあるが、前後の文脈によるも安と荷持田との中間であらねばならぬから、或は今の夜須村大字篠隈が其名殘であるかも知れぬ。ササクとソソキとは通音で、マは地區の意である。

皇后は橿日の大本營から松峽宮に遷り、御笠といふ地を經て、右の層增岐野に出陣せられたとある。御笠は和名抄にも見える郡名鄉名で、今も筑紫郡の東邊に一村として殘つて居るが、松峽の所在は不明で、其よりも西方の一地と推定せられるのである。――夜須郡栗田村なりとする筑前續風土記の說は地の理に合はぬ――此一條にも亦次の二つの地名所由說が附帶して居るが、文字から得た着想であるから論ずるに足らぬ。

(一) 飄風が御笠を吹き墮したから其地を御笠と名づけた。――此は姓氏錄の加佐米山の故事(第二卷一六八頁)の類話である。

(三) 皇后が熊鷲を滅して我心則安と仰せられたから、其地を安と稱する。夜須方面の賊徒が平定したので皇軍は山門縣に進出した。其地の君長は田油津媛と稱したとあるが、恐らくは倭人傳に見える女王壹與(第二卷二五四頁)のことであらう。田油はタブラに當てた假字で、ツブラに通じ(第一四二頁)、ツ(津)はチの轉呼のやうであるから、配下から此稱號を以て呼ばれたことは有り得べきである。戰況は傳へられて居らぬが、結局田油津媛は服誅し、餘衆は潰亂したのである。其兄と稱する夏羽の名の義も、之が根據地も判明せぬが、山門(今東山村の大字)を距ること遠からぬ一地點の名で、其地の君長なるが故にナツハ彥又はナツハ禰と稱したのであらう。

主盟國滅亡の結果として諸小國は解體の運命を免かれず、肥前方面の倭人も亦風を望んで降服し、若くは遠地に遁竄したものと思はれるが、尙鎭撫の爲に諸將

を各地に分遣する必要があつた筈で、皇后御自身もまた松浦方面を巡幸せられたものゝやうである。古事記は征韓の記事の後に於て次の如き樣式を以て之を敍して居る。

> 亦筑紫の末羅縣之玉嶋里に到りまして、其河邊に御食したまふ時、四月の上旬に當れりき。爾に其河中の磯に坐して御裳の糸を拔き取り、飯粒もて餌として、其河の年魚を釣らしき。其河の名を小河といふ。亦その磯の名を勝門比賣といふなり。故四月上旬の時、女人裳の糸を拔き、粒を餌として年魚を釣ること今に絕えざる也

此文によれば、恰も行樂の爲の御旅行であつたかのやうに思はれるが、前後の事情から考へても、右の如き閑日月を有せられた筈はないから、少くとも巡撫の爲の行啓であつたか、若くは渡韓の途次の寄航とせねばならず、若し然りとすれば征韓役前のことで、行文の便宜上順序を轉置したものと思はれる。されば紀には

次の如く譯述加筆して居る。

夏四月壬寅朔甲辰、北到二火前國(ヒノミチノクニ)松浦縣一而進ヨ食於玉嶋里小河之側一、於レ是皇后勾レ針爲レ鉤、取レ粒爲レ餌、抽ヨ取裳糸一爲レ緡、登二河中石上一而投レ鉤祈之曰、朕西欲レ求二財國一、若有レ成レ事者、河魚飲レ鉤、因以擧レ竿、乃獲二細鱗魚一、時皇后曰、希見物也、希見此云二梅豆邏志一、故時人號二其處一曰二梅豆羅國一、今謂二松浦一訛焉、是以其國女人、毎レ當二四月上旬一、以レ鉤投二河中一捕二年魚一、於レ今不レ絶、唯男夫雖レ釣、以不レ能レ獲レ魚

地名所由説を附會して居る所を見ると、此も亦地方傳説から資料を得たものとすべきで、現行の肥前風土記にも全然同一の傳説を載せて居る。さりながら此地名は末盧國として魏志倭人傳及其原書なる魏略にも見えるから(第二卷二四三頁)、仲哀朝以前から存したものとせねばならず、餌を投ずれば魚が喰ふのは當然のことで、地方人も熟知して居た筈であるから、後人の作話と認めざるを得ぬ。されば

原口碑には恐らくは此地巡啓だけが說かれて居たので、其は紀の序次の如く韓地遠征以前のことであつたのであらう。

玉嶋里は今も東松浦郡に一村として存し、其地を流れる川を玉島川とよび、記の註文の如く小河とも稱へるといふことである。――萬葉集第五卷に收めた遊ニ於松浦河一歌には「松浦なる玉島川」とも「松浦河玉島浦」ともあるが、今の松浦川は玉島川の西方一里餘を距てゝ居る――磯の名を勝門比賣といふとある注も解せぬことであるが、此名の女神を祭つた磯の謂か、或は比賣の下に字を脫したのかも知れぬ。四月は古言ウヅキであるが(第一卷二三頁)、上旬に相當する熟語はなく、紀にはカムノトヲカと旁訓せられ、記傳はハジメノコロ及ツキタチと二樣に訓ませて居るけれども、恐らくは單にウヅキのカミと稱へたのであらう。其季節に女人が裳の糸を拔き、飯粒を餌として魚を釣ることを慣例としたのかも知れぬが、其は此傳說から出た一種の行事で、釣魚が主なる目的ではあるまい。然るに紀及

風土記の所傳に肝要な裳の糸と飯粒とを省き、男子には釣れぬと附說したのは、原傳の眞意を捕捉し得なかつたからで、之を見ても傳說といふものゝ變遷が急速で、還元の困難なることが痛感せられるのである。

紀には天皇の崩御を二月六日とし、四月三日には玉島に行啓せられたとして、僅々五十六日の間に豐浦宮の殯斂を了し、荷持田村及山門縣の賊徒を勦滅せられたかのやうに說いて居るが、皇后がいかに英邁であらせられたとしても、先帝が一年有餘の歲月を以てしても尙且成功せられなかつた難事業を兩三旬の間に遂行せられたとは考へられぬことで、當時の交通狀態を以てして其やうな神速なる軍事行動は絕對に不可能であつた。されば記は仲哀天皇の崩御を前年の六月十一日とし〔注文〕、正に十ヶ月を經て、翌年四月上旬に玉島に巡啓あらせられたとあるのである。六月十一日といふが如き詳密なる日附については尙疑があるが、諒闇

の善後處分及肥筑平定に相當の歲月を要したのは事實とすべきで、其間に胎內の御子も降誕せられたのであらう。紀の所說の如く其年の九月に懷胎のまゝ新羅に出征せられ、同じ年の十二月凱旋後分娩せられたといふことは、左記の理由により斷じて訛傳とせねばならぬ。

（一）先帝崩御當時旣に受胎の兆が顯著で、廷臣も之を認めたとすれば、少くとも妊娠三ヶ月以上であつたとせねばならぬから、遲くとも九月には產褥につかれた筈である。

（二）假に禁厭の力により分娩期を遲延することが可能であつたとしても、臨月に近かつたのは事實とせねばならず、上述のやうに胎中の皇胤は國家の運命を擔うて居られるのであるから、有らゆる手段を盡して安產を庶幾するのが當然で、母體に異常の動搖を及ぼす行旅、就中舟行を試みるが如きは、殆ど無謀の冒險である。

(三) 或は之を辯護して、神の加護と鎭懷石の靈驗とを確信した淳朴なる上代人は、上下共に敢て之を意としなかつた――尠くとも傳承者はさう信じた――と主張するものがあるかも知れぬが、當時の政狀は既述の如く極めて不安であつたのであるから、皇子の降誕の一日も速ならんことを祈るのが人情で、危惧の日の永續を希望したものはあるまい。必ず王男子が出生せられるといふ神敎は、皇后と武内宿禰外若干の重臣が聞いただけで、文武百寮乃至國民は其宣傳を信じたのみであるから、異常の出產遲延を見ては必然無關心であり得なかつたであらう。

(四) 此等の危惧不安にも留意することを許さぬほど、急いで渡航せられねばならなかつたとすれば、何故に四月から九月に至るまで五ヶ月の間を徒爾に過されたのであらうか。其は降誕を待つて居られたのであると說明する外はあるまい。

紀の年月日次の信ずるに足らぬことは既に屢〻述べた通りであるが、若し諒闇から凱旋に至るまでの期間が、更に長日月に亙つたものとすれば、還啓後の分娩說は益々不合理になるから、之を排斥せねばならぬ。恐らくは紀の編者は地方傳說に誤まられて深く考察することなく、漫然之に從うたのであらう。鎮懷石傳說は後記の如く古事記、萬葉集、風土記にも見えるが、假に其やうな事實が存したとしても、諒闇後戰場來往を必要とせられた皇后が、胎動を鎮める爲に此手段を用ひられたものとも解釋し得られる。其故に古事記は之を征韓記事の後に擧げて居るにも拘はらず、其文面によれば韓地から還啓後の分娩といふ印象は少しも與へられぬのである。即ち

故その政未だ竟へざる間、その懷妊臨產としつ。即ち御腹を鎮めむがために、石を取りて御裳の腰に纏かして、筑紫國に渡りまして、其御子は阿禮坐しき。故その御子の生れまし〻地を號けて宇美と謂ふ也。亦その御裳に纏か

せりし石は筑紫國之伊斗村に在也(アリ)

筑紫國に渡御とあるのは、豐浦宮から訶志比宮に遷られたことゝも了解せられ、臨月に近かつたけれども、供奉の用務が多端であつたので、出來る限り延期するやうに、當時の俗習に從ひ、裳の腰に石を挿まれたといふのであらう。とかくする中に突然諒闇となり、繼位についても相當議論があつたであらうが、上述のやうに京畿から長皇子を迎へ奉る事も出來ぬ狀勢であつたから、目睫の間に迫つて居る御出産を待つて大計を確立しようといふのが重臣等の意見で、其まで國喪を祕し、皇子降誕と同時に帝位に擁立し奉つたといふのが事實の眞相と思はれる。宇美に於て分娩せられたといふことは、後揭の如く紀及筑紫風土記も同說であるから、正傳とすべきで、今の糟屋郡宇美町が其遺跡と推定せられる。和名抄には見えぬが、此地は倭人傳の不彌國に當り(第一卷二四五頁)、千餘戶の大邑であつたのであるから、巡撫のため親臨せられた事は有り得べきで、其際產褥に就かれた

のではあるまいか。應神紀に生二於筑紫之蚊田一とある蚊田は、恐らくは神田(カタ)の謂で、邑中の一地點であつたと思はれる。鎭懷石の所在地伊斗村(伊都縣)又は兒饗野と混同して、宇美も亦怡土郡に在りと說き、或は深江附近の一地に牽强しようとするものもあるが、移動物件なる鎭懷石の所在地と降誕地とが所を異にしても少しも奇とするに足らぬのみならず、奈良朝まで殘存した靈石についても疑のあることは後記の通りである。

紀には九月の條下に

適當二皇后之開胎一、皇后則取レ石挿レ腰而祈之曰、事竟還日產二於茲土一、其石今在二于伊都縣道邊一

とし、十二月の條下には生二譽田天皇於筑紫一、故時人號二其產處一曰二宇瀰一也とあるのみであるが、釋紀(第十一)に引用した風土記殘簡には次の說がある。

筑紫風土記曰、逸都縣子饗原、有二石兩顆一、一者片長一尺二寸、周一尺八寸、一者長

一尺一寸、周一尺八寸、色白而便圓如ニ磨成一、俗傳云、息長足比賣命、欲レ伐ニ新羅一閲レ軍之際、懷娠漸動、時取ニ兩石一挿ニ着裙腰一、遂襲ニ新羅一、凱旋之日、至ニ芋湄野ニ太子誕生、有ニ此因縁一曰ニ芋湄野一、謂レ產爲ニ芋湄一者風俗言詞耳、俗間婦人忽然娠動、裙腰挿レ石、厭令レ延レ時、蓋由レ此乎

筑前國風土記曰、怡土郡兒饗野在ニ郡西一此野之西、有ニ白石二顆一一顆長一尺二寸、太一尺、重卅一斤、一顆長一尺一寸、太一尺、重卅九斤　曩者氣長足姫尊、欲レ征ニ伐新羅一、到ニ於此村一、御身有レ娠、忽當ニ誕生一、登時取ニ此二顆石一、挿ニ於御腰一祈曰、朕欲レ定ニ西堺一、來ニ着此野一、所レ娠皇子、若此神者、凱旋之後、誕生其可、遂定ニ西堺一、還來卽產也、所謂譽田天皇是也、時人號ニ其石一曰ニ皇子產石一、今訛謂ニ兒饗石一

兩傳記の發生年代及其史的價値は不明であるが、或時代に右の如き口碑が此地方に存したといふことだけは疑を容れぬ事實で、天平朝の歌人筑前守山上臣憶良も亦、那珂郡伊知鄉蓑島の人建部牛麻呂から聞いたとして、――されば當時兩風土

記は尙存在しなかつたものとせねばならぬ——左記の如く序を添へた一篇の長歌を賦して居る（萬五）。

筑前國怡土郡深江村子負原、臨レ海丘上有二二石一、大者長一尺二寸六分、圍一尺八寸六分、重十八斤五兩、小者長一尺一寸、圍一尺八寸、重十六斤十兩、並皆楕圓、狀如二鷄子一、其美好者不レ可二勝論一、所謂徑尺璧是也、或云、此二石者、肥前國彼杵郡平敷之石、當レ占而取レ之 去二深江驛家一二十許里、近在二路頭一、公私往來莫レ不二下レ馬跪拜一、古老相傳曰、往者息長足日女命、征二討新羅國一之時、用二茲兩石一、插二著御袖之中一、以爲二鎭懷一、實是御裳中矣 所三以行人敬二拜此石一、乃作レ歌曰

懸まくは　あやに惶し　たらし姫　神の命　韓國を　むけ平げて　御心を鎭めたまふと　い取らして　齋ひたまひし　眞玉なす　二つの石を　世の人に　示したまひて　萬代に　いひつぐがねと　わだの底　沖津深江の　海上の　子負の原に　御手づから　置かしたまひて　神ながら　神さびいます

くし御玉　今のをつゝに　貴きろかも
天地の　共に久しく　いひつげと　此くし御玉　しかしけらしも

胎動を鎮める爲とは明言して居らぬけれども、憶良は當代の學匠で、勿論上掲の紀の文を知つて居たと思はれるから、言外に其意を含めたのであらう。深江は兵部式にも見える舊驛で、今も糸島郡の一村名であるが、子負原が其地を距ること二十許里にあつたとすれば、六町一里としても怡土郡疆外になるから、誤聞であつたとせねばならぬ。筑前續風土記によれば、今の深江の西方五町に子負原の遺跡と稱する地點があるといふことで、沖つ深江の海上とある歌詞とも一致するから、憶良は或は物好にも倭人傳の里程(第二卷二四二頁)を用ひたのかも知れぬ。驛家の位置が現在の上深江(一貴山村の大字)附近であつたとすれば、ほゞ地の理に合ふのである。書紀傳には地方人の說として、怡土郡池田村(今の糸島郡波多江村の大字)の産宮と稱する社は、白石を神體とし、其大さも風土記所載に一致するか

ら、記に在二筑紫國之伊計村一とあるのは、此地の謂であらうと說いて居るが、この計は延佳宣長說の如く斗の誤寫とすべきで、若し風土記の寸法に合致する石を神體として居るならば、後記の如く明に後人の作爲である。

石の大さに關する筑紫風土記の說は、憶良の文とほゞ一致して居るが、筑前國風土記は圍一尺八寸を太一尺とし、直徑に於て約四寸を加へ、斤兩をも倍加して居る。――大石卌一斤、小石卌九斤とあるが、小石の卌は卅の誤記であらねばならぬ――同書が實測の上記述したものとすれば、天平年間とは石が變つて居たと解する外はないが、此は注記であるから、後人が想像を以て加筆したのかも知れぬ。いづれにしても右の如き大石を腰に挿むといふことは事實上あり得ぬから、鎭懷傳說に基き容易に紛失せぬほどの大さの美石を求めてコブ(子産の音便)と名づけ、皇后に由緣のある地點(第二〇八頁參照)に鎭祭したのであらう。憶良の序文の注に彼杵郡平敷から、占に當つたが故に取寄せたといふ一說を擧げて居るのは

注意すべきで、兒(子)饗といふ字をあてたのは、饗にアフ(アへの活用形態)といふ訓があるからであらう。さればコブと稱へられたことは言ふまでもなく、宇美乃至蚊田と同一地ならざる可らずとするのは理由のないことである。

右の如く論究すると、或る時代に鎭懷石と稱するものが實在したとしても、必しも皇后が實用に供せられた石ではなく、況や韓地から還啓後に分娩せられたことの證據にはならぬから、單に筑紫地方の俗信を語る口碑と見なすべきで、應神天皇の降誕に結びつけて色々に說かれるやうになつたのであらう。

第六章　海外遠征

神明の加護――祈禱と嚴呪――出征――敵國降服――異說――筒男の荒魂

肥筑方面の倭人國が平定したから、之と氣脈を通じて我國を脅威した韓地在住の同族を鎭壓し、兼て半島に於て勃興しつゝある諸王國を慴服せしむる目的を以て、大蘱を彼地に進められたのは極めて當然の順序である。前章に於て論じたやうに、古事記の叙述を以て事實の先後に從つて序次したものと速斷することが許されぬと同時に、書紀の所說の如く九州征戰を終了するまで、韓地の處分には着手せられなかつたと解することも亦、所謂神敎の趣旨に反するものであり、軍略上から考察しても、少くとも援軍を牽制する必要があつたとせねばならぬ。其故に私は主力が尙筑後方面轉戰中に、一支隊を韓地に分遣して攻略に任ぜしめたも

のと認定したので、其は紀記いづれの傳とも少しも抵觸するものではない。

支隊の軍事行動は古傳說の例として叙述せられて居らぬが、諒闇後間もなく分派せられたものとすれば、皇后の渡韓までに相當の月日があつたのであるから、敗退したものとせぬ限り、着々地步を占めて居た筈で、或は目的の大部分を達成し、皇后の來着を待つて居たのかも知れぬ。親征期間を二ヶ月以內とした紀の月日次は信ずるに足らぬとしても、いづれの傳承によるも長期に亘り滯在せられた形跡はなく、又大和の形勢は決して皇后の淹留を許さなかつたのであるから、歸伏地を巡視し、諸君長の降伏をうけ、統治の基礎を定めた後、鎭戍軍を殘して還御あらせられたものと想定することは決して不當ではあるまい。韓人就中倭種は必しも戰鬪を回避するほど柔弱ではなく、其地の廣袤は九州の倭人國に數倍するのであるから、皇后がいかに英邁で、皇軍がいかに慓悍であつても、大潮に乘じて押寄せ、「船師海に滿ち、旌旗日に耀き、鼓吹の聲が山川を振動させた」だけで

は、海濱の地はいざ知らず、內地の住民をも慴服せしめることは不可能で、必ずや若干の抵抗に逢ひ、兵刄を血らねばならなかつたであらう。されば紀記に極めて無雜作に征服を了して振旅せられたかのやうに說かれて居るのは、傳說子の誇張と潤色とによるものとせらるを得ぬ。

さりながら二百浬に近い海面を渡つて外征を試みられたといふことは、大和朝廷に在つては實に破天荒の企であるから、神明の加護によつて成功したものと確信し、且其意味に說かねば世人を納得せしめることが出來なかつたのは寧ろ當然で、さればこそ此事件は殊更に神祕的に說かれて居るのである。記は天照大神の教示(第一六四頁)につゞけて、次の如く極めて簡單に叙して居る。

亦底筒男、中筒男、上筒男三柱の大神者也(ナリ)。此時その三柱の大神の御名は顯はれき。今寔に其國を求めんと思さば、天神(アマツカミ)、地祇(クニツカミ)に、亦山の神と河、海の諸神(カミタチ)とに悉く幣帛(ミテクラ)を奉り、我が御魂を船上(フネノヘ)に坐せて、眞木の灰を瓠に納れ、亦箸と比

羅傳とを多（サハ）に作りて、皆々大海に散し浮けて可度（ワタリマセ）と詔りき。故備に教へ覺しのごと軍を整へ、船を雙べて度幸（ワタリマ）す時、海原の魚（イヲ）不問大小（ノカギリ）悉く御船を負ひて渡りき。爾ち順風（オヒカゼ）大に起りて、御船浪に從ひき。故その御船の波瀾（ナミ）、新羅の國に押騰（アガ）りて、既く國半に到りき

此傳によれば直接加護を垂れたのは三筒男神のみであるかのやうに聞えるが、其は戰功拔群であつたワダツミ氏族の祖神なるが故に、代表として擧げたので、前章に述べたやうに、先發隊の諸將は其々族祖の靈を奉じて出征したのである。――但し玉身と師船とは皇祖神の和魂荒魂によつて守護せられたとある紀の傳の方が上代信仰に合致するやうである（第三卷九頁）――箸とヒラデ（第一卷一八六頁）とを多く作つて海に散し浮けたのは、海中の生靈供養の爲とも解せられるが、眞木の灰を瓠に納れて流した理由を詳にせぬ。或は一種の厭勝か、然らずは西洋の船乘が荒波を鎭める爲に油を流すと同樣の用途に供せられたのかも知れぬ。大小魚

と順風との助によつて香椎から一路韓地に直航したかのやうに說いたのは、物語を切つめる爲の略叙で、後記の如く安全なる航路を選び、泊を重ねて目的地に達せられたのである。御船と共に大潮が新羅國に押寄せたとあるのも、後段に述べるやうに譬喩にすぎぬ。

紀の所傳は之に反し、玉島川の條下にも見えるやうな嚴呪又は祈禱に關する記事が多い。其は上掲の心理により此征戰を神祕化した多くの地方傳說を採錄した爲であらう。左に一節づゝ轉載して批判を加へる。

旣而皇后則識二神教有レ驗、更祭二祀神祇一、躬欲二西征一、爰定二神田一而佃之、時引二儺河水一、欲レ潤二神田一、掘レ溝及二于迹驚岡一、大磐塞之、不レ得レ穿レ溝、皇后召二武内宿禰一、捧二劔鏡一令レ禱二祈神祇一而求レ通レ溝、則當時雷電霹靂、蹴二裂其磐一令レ通レ水、故時人號二其溝一曰二裂田溝一也

迹驚岡(トドロキ)は筑前續風土記に那珂郡安徳村の一丘なりと斷定して居るが、里人トドロキの岡といふことを知らずとあるのみならず、特に此地を選んだ理由を説明して居らぬ所を見ると、引二儺河水一とある一句によつて今の那珂郡の流域ならざる可からずとし、地形から擬定したのかも知れぬが、山嶽とは異り、河身は變遷の甚しいものであるから、上代の儺河の流路を確めずして地點を物色するのは危險である。此地方を貫流する諸河川、例へば多多良川の如きも、往昔は儺津に流出したこともあり得べきで、儺河は廣く本支流の總稱であつたかも知れぬ。若し然りとすれば其神田はカダと稱へ、應神天皇の降誕地と稱せられる宇瀰の蚊田(カダ)の謂で(第一八九頁)、安産の奉賽の爲に此處に神田を設けたのであるかも知れぬ。トドロキといふ地名は殘つて居らぬが、本來普通名詞であるから、湍(タギ)つ早瀬をいひ、其瀬に臨む岡にも此名を與へたことは有り得べきで、其麓に池溝を通ぜんとして大磐石に塞へられたのを、神威により開通するを得たと言ひ傳へたのであらう。裂

田は借字でサキタと訓み、幸(サキ)(榮)田の意とすべく、雷電霹靂は舊訓の如くカムドキ(神着)卽ち落雷をいひ、之が爲に磐が裂けたのは、皇后の命によつて武內宿禰が祈願をこめたからであると說かれたので、地名所由を神祕的に叙述したに過ぎぬ。之に次いで左の一段がある。

皇后還詣二橿日浦一、解レ髮臨レ海曰、吾被二神祇之敎一、賴二皇祖之靈一浮三涉滄海一、躬欲二西征一、是以今頭潎二海水一、若有レ驗者、髮自分爲レ兩、卽入レ海洗之、髮自分也、皇后便結二分髮一而爲レ髻(ミヅラ)」因以謂二群臣一曰、夫興レ師動レ衆、國之大事、安危成敗必在二於斯一、今有レ所二征伐一、以レ事付二群臣一、若事不レ成者、罪有二於群臣一、是甚傷焉、吾婦女之加以(ニシテマタ)不肖、然暫假二男貌一、强起二雄略一、上蒙二神祇之靈一、下藉二群臣之助一、振二兵甲一而度二嶮浪一、整二艫船一以求二財土一、若事就者、群臣共有レ功、事不レ就者吾獨有レ罪、旣有二此意一、其共議之、群臣皆曰、皇后爲二天下一計レ所三以安二宗廟社稷一、且罪不レ及二于臣下一、頓首奉レ詔

前半もまた一種の嚴呪(カジリ)をいひ、頭髮自ら二つに分れよというて海水を沐(ア)みたら、——本には濮とあるが、集解によれば古本沐に作るとあり、通證は沐と通用と說いて居る——果して二つに分れたので、ミヅラ(髻)に結ばれたといふのである。女性の御事であるから、平日は被髮であつたのであるが、軍事行動には不便であるので、男子と同樣に分髮結髻せられたのであらう(三一一九頁)。されば今回に限らず、筑後方面の征戰に於ても同樣の裝束であつたと思はれるが、此際は之を以て事の成否をトせられたといふのである。傳說は恐らくは此だけに止つたのであらうが、紀の編者は、皇后が男裝して三軍を指揮せられたことを特に重大視し、臣下を以て總帥に任ずるとせば、不成功の曉重責を負はせる結果なることを不便と思召して、御躬づから其衝に當られたものと解釋し、其意を宣旨及答奏の形式を以て表現したのであるが、其は理由にならぬことで、熊鷲及田油津媛討伐の爲にも出陣あらせられたとある前段の記事とも矛盾するから、筆者の想像によつて

追記せられたものとすべきであらう。紀は更に次の如く叙述して居る。

秋九月庚午朔己卯、令二諸國一集二船舶一、練二兵甲一、時軍卒難レ集、皇后曰、必神心焉、則立二大三輪社一以奉二刀矛一矣、軍衆自聚

此大三輪神を釋紀には夜須郡の於保奈牟智神なりとして居るが、三輪の祭神は大物主で、大己貴とは別神とせぬばならぬことは前篇第四卷(二〇三頁以下)に詳論した通りである。いづれにしても軍兵の召集を妨げたものが大三輪神であつたとすれば、其理由が示されて居らねばならぬのに、之に言及して居らぬ所を見ると、神名帳には掲載せられて居らぬが、香椎附近に大三輪神を祭る舊社があつて、其社人等が緣起を之に託したのを、無考察に繼承したものと思はれる。其は釋紀が引用した左記筑前風土記殘簡によつても推定せられるのである。

氣長足姫尊、欲レ伐二新羅一整二理軍士一、發行之間、道中遁亡、占レ求其由一、卽有二祟神一、名曰二大三輪神一、所以樹二此神社一、遂平二新羅一

此神社とあるからには風土記編纂當時には尙現存し、香椎から程遠からぬ地であつたのであらう。――私は其を八幡大菩薩筥崎宮の前身であらうと推測するが、確證がないから斷言し得ぬ――此朝の四大夫中大三輪大友主君は此神の裔孫であるから、滯在中に祖神を勸請したことも有り得るが、其神が軍旅を阻止しようとした理由がない。紀は右の一節の後に偵察及軍令を叙し、更に次の如く附記して居る。

旣而神有レ誨曰、和魂服二玉身一而守二壽命一、荒魂爲二先鋒一而導二師船一、卽得二神敎一而拜禮之、因以二依網吾彥男垂見一爲二祭レ神主一

神名は明示せられて居らぬが、後段祭祀の記事によれば皇祖天照大神の御事と想定せられる。――之を筒男神とする說は從はれぬ。其は皇室の氏(守)神たるべきものではないのである――和魂、荒魂は珥岐弭多摩、阿邏瀰多摩と訓註せられ、前篇第四卷(二〇九頁)に述べたやうに、別個の神靈又は同一神の分靈を意味するの

ではなく、ニギ(和穆)及アラ(顯崇)は美稱で、同じ神靈が玉身の護ともなり、舟師の指導にも任じたといふことを右の如く對句を以て表現したので、上代話術の文である。例へば八千矛神の歌に「さかし女を有りと聞かしてくはし女をありと聞こして」とある〔記〕サカシメ及クハシメは共に沼河比賣のことで、二人の女性の謂ではない。されば後日廣田國に鎭祭せられるに當つても荒魂のみを掲げ、和魂は默殺せられて居るのである。祭祀に任じた依網吾彦男垂見は開化天皇の皇子建豐波豆羅和氣王の後裔で、比較的近親な皇別であるから、皇祖神の奉齋に適すとして選拔せられたものと思はれる。ヲは美稱で、垂見はタルミミ(足御身)の謂であらう。

船舶の徴發並に部隊の編制を完了した後、進發に先ちて水路の視察を行ふと同時に、軍令を嚴にせられたことは有り得べきで、紀は之に關し、次の如き記事を

あげて居る。

於是使ニ吾瓮海人烏摩呂ニ出ニ於西海ニ令ㇾ察ニ有ㇾ國耶ㇾ還曰、國不ㇾ見也、又遣ニ磯鹿海人名草ニ而令ㇾ視、數日還之曰、西北有ㇾ山、帶雲橫絚、蓋有ㇾ國乎、爰卜ニ吉日ニ而臨ㇾ發有ㇾ日、時皇后親執ニ斧鉞ニ令ニ三軍ニ曰、金鼓無ㇾ節、旌旗錯亂、則士卒不ㇾ整、貪ㇾ財多慾、懷ㇾ私內顧、必爲ㇾ敵所ㇾ虜、其敵少而勿ㇾ輕、敵强而無ㇾ屈、則姧暴勿ㇾ聽、自服勿ㇾ殺、遂戰勝者、必有ㇾ賞、背走者、自有ㇾ罪

國の有無といふことは仲哀天皇も問題とせられたかのやうに說かれて居るが(第一四六頁以下)、崇神朝に任那から入貢したものがあり、九州方面の人は頻々韓地と交通して居たのであるから、其存在は疑を容れぬ事實であり、當時は先鋒隊も既に派遣せられて居たとせねばならぬのであるから、今更之を觀測せしめられる筈もなく、若し視察の必要があつたとすれば、橿日浦から如何なる航路を取るべきかを決定する爲とせずばなるまい。其故に海事に精通するアマ族人を選んで此任

務を課せられたので、吾瓮（アヘ）の海人は前章に擧げた阿閇島の人（第一三六頁）、磯鹿の海人は資珂（志賀）の住民であらうが、烏摩呂が視察を遂げ得なかつたに反し、名草は對馬まで進出し、雲煙漂渺の間に遙に韓地を望んで渡海の確實安全なることを報告したといふのである。上代の航海には眼界に陸影を失はぬことを必須條件としたので（五―二六八頁參照）、烏摩呂が選んだ玄海灘横斷航路よりも、後記のやうに唐津灣海岸に沿ひ、呼子から壹岐に達し、其より對馬の南端に渡り、同島西岸を北上して鰐浦に於て天候を見定め、一路東萊方面に向ふ方が安易とせられたことは勿論で、倭人國と帶方郡との交通も此順路を取つたのである（第二卷二四二頁以下）。

出征に莅み皇后が發せられたとある軍令は道理至極のことではあるが、果して此内容の通り宣布せられたかは疑問とすべきで、多少漢意を加へて編者の手で起案せられたものゝやうであるから、多くの和訓が施してあるけれども、其意義を

論ずるのは無益といふべく、普通の漢文と同様に音訓併讀を可とし、註釋を加へるが如きは、本書の讀者のやうな高級智識階級の人士に對しては寧ろ禮を失するから、一切省略する。

紀はこゝに鎭懷石に言及し、次で既而則撝ニ荒魂一爲ニ軍先鋒一、請ニ和魂一爲ニ王船鎭一とあるのみで、和珥津（對馬の鰐浦）に至るまでの航路を示して居らぬが、此靈石が伊都縣の道邊に在るといふのは、還航の終點が此地であつたことを暗示するものであるから、發航地も亦同處ではなかつたかと考へられる。倭人傳によれば帶方郡及諸韓國との來往使節は常に伊覩を經由したとあるから、海外交通の要津が存したものとすべきで、鎭懷石の歌に見える深江（第一九一頁）が其であつたと推定せられる。此地は唐津灣の極東澳であるが、肥前風土記によれば灣の西側にも皇后御寄泊の口碑を傳へた二地點がある。即ち

逢鹿驛。　曩者氣長足姬尊、欲レ征ニ伐新羅一行幸時、於ニ此道路一有レ鹿遇レ之、因

名ニ遇鹿驛一

登望驛。　昔者氣長足姫尊、到ニ於此處一留爲ニ雄裝一、御臂之鞆落ニ於此村一、因號ニ鞆驛一

地名の所由は勿論信を置くに足らぬが、兩地は兵部式にも見える古驛で、逢鹿は今の東松浦郡湊村大字相賀、登望は同郡呼子村大字大友及小友に其名を留めて居るから、皇后の巡幸が事實とすれば、上記深江から進發し、唐津灣の海岸に沿うて航行せられたので、前章に掲げた玉嶋行啓も、紀には其處から一旦香椎に還御せられたかのやうに說いて居るが、或は此途次のことであつたかも知れぬ。登望進出が壹岐を經て對馬に渡航する爲であつたことは、地圖上一見首肯せられるから、既記の如き航路を取られたものと推定せざるを得ぬのである。然るに肥前風土記彼杵郡周賀郷の條下には、之と矛盾する次の記事がある。

昔者氣長足姫尊、欲レ征ニ伐新羅一行幸之時、御船ヲ繫ニ此郷東北之海一、艫舳之栰戳

化而爲レ磯、高二十餘丈、周十餘丈、相去十餘町、突出嵯峨、草木不レ生、加以(マタ)陪從之船、遭レ風漂レ波、於レ茲有二土蜘蛛一、名鬱比袁麻呂、救二濟其船一、因名曰二救郷一、今謂二周賀郷一訛之也

周賀郷は和名抄にも見えず、其名も殘つて居らぬが、在二郡西南一と注せられて居る所を見ると、今の西彼杵郡中外海に面した地域をいふものゝやうで、香椎方面から韓地に向ふに之を發程地若くは寄泊地とするが如きことは地理上あり得ぬから、異形なる岩礁(磯)の由來を征韓の役に假託したのであらう。さりながら歸航の軍船の若干が朝鮮海峽に於て荒天に逢ひ、松島附近に漂着したことは絶無とはいへぬから、袁麻呂が之を救濟したといふのは事實傳説かも知れぬ。ウツヒは貴(ウツ)胤(ヒ)の意で、之を美めて冠稱したのであらう。但し救を周賀と訛ることは有り得ぬから、栖處(スカ)卽ち聚落の意から出た地名と思はれる。

壹岐對馬兩島に於ける寄泊地については所見がないが、紀は次の如く和珥津卽

ち對馬の北端鰐浦から韓地に直航せられたかのやうに說いて居る。

冬十月己亥朔辛丑、從㆓和珥津㆒發之時、飛廉(カゼノカミ)起㆑風、陽侯(ウミノカミ)擧㆑浪、海中大魚悉浮挾㆑船、則大風順吹、帆船隨㆑波、不㆑勞㆓櫨楫㆒便到㆓新羅㆒、時隨㆑船潮浪、遠逮㆓國中㆒、卽知天神地祇悉助歟

渡航の光景は上揭古事記の文の漢譯で、大和に於ては右の如く言ひ傳へられたのであらうが、事實描寫と認定すべからざること勿論である。

韓地經略の記事は一層漠然として居る。其は記所載の傳承以外に、之を驗證する資料がなかつたからで、三國の歸服は遠征の結果ではあるが、序說に論じたやうに、必しも本初の目的ではなく、皇后の御上陸地點が其疆域外であつたとすれば、三國の口碑又は記錄に之を漏したことは不可解とするに足らぬ。大和朝廷に於て語り繼がれたのは、前後若干年に亙る征戰の成果を約縮したもので、之を親

征中一時に發生した事蹟であるかのやうに說いたのは、上代話術の常套手段であると同時に、皇后の威武を過大視した偉人崇拜心理に外ならぬのである。此見地を以て記に掲げた次の一節を讀めば、何等の矛盾も不合理もなく、一篇の事實傳說として容易に首肯せられる。

是に其國主畏惶(カシコ)みて奏言(マヲ)さく、今より以後(ノチ)、天皇(オホキミ)の命に隨ひて、御馬甘(ウマカヒ)となり、毎年(トシドシ)に船をならべ、船腹乾さず、柂檝(カヂ)乾さず、天地の共與(ムタ)無退(オコタラズ)仕へ奉らむと奏す。故是を以て新羅國には御馬甘を定め、百濟國には渡屯家(ワタノミヤケ)を定めたまふ。爾に其御杖を新羅國主の門に衝立て丶、卽ち墨江大神の荒御魂を、國の守神として祭ひ鎭めて、還り渡りましき

任那諸國就中新羅と隣接する加羅國について一言も說き及ぼして居らぬのは大に注意を要する。或は此地方は崇神朝以來引つゞき我藩國であつたからであると解釋するものがあるかも知れぬが、其一邦なる狗邪韓國が當時ヤマト朝廷の支配を

受けて居なかつたことは、倭人傳によつても明白であるのみならず(第二卷二四二頁)、記は任那入貢の事實をすら認めて居らぬのであるから、默殺の理由は之を他に求めねばならぬ。案ずるに此地方は壹岐對馬と共に既に先鋒部隊によつて平定せられ、皇后の舟師は何等の抵抗を受くることなくして、其一地點に安着したが故に、傳ふるに足る軍事行動もなく、所在の小君主の奉迎を受けられたことを、新羅百濟歸服に關する後日の事實と混淆して叙述したものと思はれる。

先鋒部隊によつて征服せられた地方君主の一人(恐らくは加羅國王)が皇后を奉迎して誓詞を奉つたことは有り得べきで、御馬飼は必しも賤職ではなく、當時は尙存在しなかつたやうであるが、後日の皇室直隷民部の一であるから、臣從の意を表現するに用ひたのであらう。其宮邸の門に御杖を衝立てられたといふのは、杖に靈異の力があると信ぜられたからで(二—一三三頁)、皇后の代理として監視に當らしめるといふ意味があつたものと思はれ、墨江大神の荒御魂を國の守神とし

たといふのも、ワダツミ氏族の將軍を留めて鎭戍に任ぜしめたことをいふのであらう(墨江大神は後日の稱呼を遡つて用ひたのである)。さりながら其君長を新羅國主としたのは、上記の如く前後の事實を混淆した結果で、同國は久しからずして歸順したものと思はれるが、皇后が短い御滯在中に當時慶州附近に存した其都城を圍み、城下の盟を强ひられたとは考へられぬことで、百濟に至つては神功皇后の四十六年の紀に始めて我國と通じたとあるから、渡屯家を定められた事實があつたとしても、其は遙に後の事であらねばならぬ。新羅國者定御馬甘、百濟國者定渡屯家といふ二句を、從來新羅國ヲバ御馬甘ト定メ、百濟國ヲバ渡屯家ト定メと訓んで居るが、熟考するに一國を馬飼部と定めることは有り得ぬから、者の字はニハと訓み、新羅國ニハ御馬甘ヲ定メといふ意と了解すべきで、次句も亦百濟國ニハ渡屯家ヲ定メと讀み、此國内に一屯倉を建設せられたことを述べたものと思はれる。若し然りとすれば渡は河海の渡頭にあたる一地點(所在不明)をいひ、

ワタ又はワタリのミヤケと稱へたのではあるまいか。宣長はワタを「海を渡りゆく彼方にある」意と說いたが、此語には決して其やうな意味はない。

紀の所說も大意に於ては異りはないが、新羅國王及質子等の名を擧げて居る所を見ると、外國關係事項に關し主として參照の用に供した百濟の舊記錄によつて修補を加へたものと思はれる。卽ち

新羅王於ㇾ是戰戰栗栗、厝ㇾ身無ㇾ所、則集二諸人一曰、新羅之建國以來、未三嘗聞二海水凌ㇾ國、若天運盡、國爲ㇾ海乎、是言未ㇾ訖之間、船師滿ㇾ海、旌旗耀ㇾ日、鼓吹起ㇾ聲、山川悉振、新羅王遙望以爲、非常之兵、將ㇾ亡二己國一、讋焉失ㇾ志、乃今醒之曰、吾聞、東有二神國一、謂二日本一、亦有二聖王一謂二天皇一、必其國之神兵也、豈可二擧ㇾ兵以距一乎、卽素旆而自服、素組以面縛、封二圖籍一降二於王船之前一、因以叩頭之曰、從ㇾ今以後、長與二乾坤(アメツチノムタ)一伏爲二飼部一、其不ㇾ乾二船柂一而春秋獻二馬梳及馬鞭一、復不ㇾ煩二海遠一以每ㇾ年貢二男女之調一、則重誓之曰、非二東日更出ㇾ西、且除二阿利那

禮河返以之逆流一、及三河石昇爲二星辰一、而殊闕二春秋之朝一、忽廢二梳鞭之貢一、天神地祇共討焉、時或曰、欲レ誅二新羅王一、於レ是皇后曰、初承二神敎一、將レ授二金銀之國一、又號三令三軍一曰、勿レ殺二自服一、今既獲二財國一、亦人自降服、殺レ之不祥、乃解二其縛一、爲二飼部一、遂入二其國中一、封二重寶府庫一、收二圖籍文書一、卽以二皇后所レ杖矛一樹二於新羅王門一爲二後葉之印一、故其矛今猶樹二于新羅王之門一也」爰新羅王波沙寐錦、卽以二微叱己知波珍干岐一爲レ質、仍賫二金銀彩色及綾羅縑絹一、載二于八十艘船一令レ從二官軍一、是以新羅王、常以二八十船之調一、貢二于日本國一、其是之緣也、於レ是高麗百濟二國王、聞下新羅收二圖籍一降中於日本國上、密令レ伺二其軍勢一、則知レ不レ可レ勝、自來二于營外一、叩頭而款（マヲサク）曰、從レ今以後、永稱二西蕃一、不レ絕二朝貢一、故因以定二內官家一、是所レ謂之三韓也、皇后從二新羅一還之

漢文式潤色が多く加はつて居るが、前半はほゞ記の所傳の譯文で、馬梳馬鞭を貢獻すとあるのは、新羅王がウマカヒベ(飼部)とならうというたとあるからであら

う。誓詞中の東日更出レ西、阿利那禮河、返以之逆流は國語の表現様式ではないから、韓人の傳承又は記錄によつたものとせねばならぬ。阿利那禮河は私記に師說として新羅國之河名也とあるのみで、所在を明示して居らぬが、韓語アリ(아리)は「下」の意、ナル(나루)は「江口」「渡頭」「渡津」等の義があるから、或は洛東江の古名であつたかも知れぬ。アは鴨(アフ)、リは綠の略音で、鴨綠江の謂なりとする松下見林說は廣く知られて居るが、既に武鄉も駁論したやうに、單に逆流せぬことの譬に引くだけならば、どの河でも差支はなく、態々領國以外の河名を用ひたとは考へられぬ。國主の門に建てた杖を矛としたのは、同じ靈驗を有すとせられたからで、之が樹立を後葉の印の爲とし、今も尙其門に樹つて居るとしたのは文飾に過ぎまい。

以上は皇后の韓地御滯在中の事蹟とせられて居るけれども、上述の如く其後の事實と見ても少しも妨はないが、國主の名を波沙寐錦(ハサムキム)と明記したのは大なる注意

を要することである。此やうな固有名は我國人の揑造し得るものではないから、眞僞はともかくも據があつたものとせねばならず、類名を既知人物中に求むるとすれば、新羅第五代の國王婆娑尼師今の外にはない。三國史記によれば此王の在位は西歷八〇—一一一年で、征韓の役よりも遙に前代の人とせられて居るが、第一卷序說(三五頁)に言及し、次卷に於ても詳論するやうに、新羅史の編年は信ずるに足らぬものであるから、或は紀の所傳が事實に合うて居るのかも知れず、質子微叱己知の名は次の五年の紀にも見えるから(次卷參照)、架空人物として抹殺することは困難である。新羅の爲に滅された百濟王族中、安住の地を我國に求めたものは少くはなく、其將來した資料を編史局に提供した形跡は顯著であるから、其中に右の如き一傳が存したことも有り得べきで、以二八十船之調一貢二于日本國一とあるが如きも、我國人の筆致ではない。さりながら縱ひ其が事實傳說であつたとしても、波沙寐錦が質を入れたのは、上述のやうに皇后還啓後のこと丶せねばな

らぬ。

百濟高麗の歸服は更に其よりも後のことで、殊に高麗は遠隔の地であるから、朝威の波及も最も遲く、應神天皇七年の紀に百濟、任那、新羅人と共に來朝したとあるを初見とする。されば皇后の滯韓中に兩國王が營外に來て降伏したといふのは、先學も論じたやうに後日の事實を附說したものとせねばならぬ。內官家は繼體紀には單に官家とあり、欽明紀の海表諸彌移居とあるに當るやうであるから、記の屯家と同じくミヤケの謂なることは明白で、內を冠したのは內屬を意味したのであらう。次の異傳に新羅王の言として爲二內官家一無レ絕朝貢とあり、孝德紀にも以二百濟國一爲二內官家一とし、恰も全國を擧げて內官家といふものに爲されたかのやうに用ひられて居るが、倭屯家(第四卷一六頁)が倭全國又は全鄕をミヤケとしたといふ意でないと同樣に、其國內に若干の屯倉を設置せられたことをいふものと了解せねばならぬ。三韓はもと馬韓、辰韓、弁韓を意味したのであるが、後日

新羅、百濟、高麗が鼎立するに及び、之をも三韓と總稱するやうになつた。さりながら南宋時代（我仁德―雄略朝）の倭國王は都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國軍事又は之に加羅を加へて七國軍事都督と稱したといふことが宋書に見えるから、其ころまで尚秦韓（辰韓）及慕韓（馬韓）といふ稱呼が用ひられ、高麗は三韓中に加へられて居なかつたとせねばならず、所謂之三韓也とあるのは勿論後人の附記とすべきである。

紀には一云として上掲の如く神教に關する異傳をあげたが、其續きに皇后の征韓事蹟を次の如く叙述して居る。

則皇后、爲二男束裝一征二新羅一、時神導レ之、由レ是隨レ船浪之、遠及二于新羅國中一、於レ是新羅王宇流助富利智干參迎、跪之、取二王船一、即叩頭曰、臣自レ今以後、於二日本國一所レ居神御子ニ爲二內宮家一無レ絕朝貢」一云、禽二獲新羅王一、詣二于海邊一、

拔二王臏筋(ヒザノスヂ)一令レ匍二匐石上一、俄而斬之、埋二沙中一、則留二一人一、爲二新羅宰一而還之、然後新羅王妻、不レ知下埋二夫屍一之地上、獨有二誘レ宰之情一、乃誂レ宰曰、汝當令レ識下埋二王屍一之處上、必篤報レ之、且吾爲二汝妻一、於レ是宰信二誘言一、密告二埋レ屍之處一、則王妻與二國人一共議之殺レ宰、更出二王屍一、葬二於他處一、時取二宰屍一、埋二于王墓土底一、以擧二王櫬一、窆(オロシスヱ)二其上一曰、尊卑次第固當レ如レ此、於レ是天皇聞之、重發二震忿一、大起二軍衆一、欲三頓滅二新羅一、是以軍船滿レ海而詣之、是時新羅國人、悉懼不レ知レ所レ如、則相集共議之、殺二王妻一以謝レ罪

此は明に前後二話より成り、前者は皇后の親征に關する異傳であるが、後者は天皇が震忿せられたとあるが如く、後日の事件を附記したものゝやうである。新羅王宇流助富利智干の宇流助は語義を詳にせぬけれども冠稱と見るべきで、富利智は新羅本紀(三國史記)の九世王伐休(又は發暉)にあたり、ポルキと稱へたのを訛つたのではあるまいか。――キとチとは往々相通ずる――次卷序説に詳論するや

うに新羅初代の諸王は必しも相承ではなく、殊に朴氏と昔氏とは併立した時代があつたやうであるから、征韓の役が朴朝では婆娑尼師今の代にあたり、昔氏に於ては伐休の在位中であつたとしても少しも奇とするに足らぬ。富利智干降伏の一條が若し前段の神教と一連の物語であつたとすれば、或は穴門の住吉社の傳承であつたかも知れぬが、縱ひ相當の根據があるにしても、皇后親征中の出來事と斷定することは困難である。

後半に掲げた新羅王戮殺の一條は、自服勿殺の玉旨に抵觸するが、後日の事件とすれば有り得ぬことでもなく、韓地駐在の我宰臣が賞罰の宜を失して事端を惹起した例は少くはなかつたやうで、東國通鑑にも沾解王二年の條下に次の如き記事がある。

夏四月倭寇㆓新羅㆒、殺㆓于老㆒、初倭使㆓葛耶古㆒聘㆓新羅㆒、王使㆓于老㆒接㆑之、于老戲曰、早晩以㆓汝王㆒爲㆓鹽奴㆒王妃爲㆓爨婢㆒、倭王聞㆑之、遣㆓將軍于道朱君㆒來侵、王

出居ニ于柚村一、于老曰、今日之寇、由ニ臣言一致レ之、臣請當レ之、遂抵ニ倭軍一曰、前日之言戯之耳、豈意ニ興レ師至レ此耶、倭人執レ之、積レ薪燒ニ殺之一乃去、後倭使來聘、于老之妻請ニ於王一、私饗レ之、及ニ其醉一、使ニ人執而焚レ之、倭怒、來攻ニ金城一、不レ克引去

海濱に引出して臏朒——本にはアハタコとミハタコとの二訓をあて、和名抄にも髕は膝骨也阿波太古とあるが、朒の字を無視することは出來ぬ。案ずるに朒は筋卽ちスヂをいひ、臏(髕)とつゞけてヒザノスヂと訓むのであらう——を拔いて殺したのと、薪を積んで燒殺したことゝの相違はあるが、妻の復讐といふ點が共通であるから、或はこゝの新羅王は于老のことであるかも知れぬ。于老は伐休の曾孫であるが、葛耶古も亦蘇我石川宿禰の孫韓子(カラコ)宿禰をいふのではあるまいか。

以上の如く論究すると、神功皇后の渡韓は頗る誇張せられ、且神祕的に叙述せられて居るが、尚嚴然たる史實と見なすべきで、序說に於て概論し、以下各章に

言及するやうに、禍根を勦絶する爲には韓半島南部、所謂弁辰地方に占據する倭人を征服する必要ありとして、肥筑討伐と同時に有力なる舟師を派出し、抗拒者の討伐を了した後、皇后御躬づからも其地方を巡狩せられたので、任那の一君長(恐らくは加羅國主)の降をうけ、同地に確乎たる根據を樹立し、重軍を配して引つゞき隣接地の攻略に當らしめ、御自身は直に筑紫に引返されたものと想定せられるのである。

紀には筑紫還啓後、十二月十四日に宇瀰といふ地に於て應神天皇を生まれたとあるが、其說の信ずべからざることは前章に詳論した通りである。之に次いで左記の一節がある。

於レ是從レ軍神表筒男、中筒男、底筒男三神誨ニ皇后一曰、我荒魂令レ祭ニ於穴門山田邑一也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓ニ于皇后一曰、神欲レ居之

地、必宜レ奉レ定、則以二踐立一爲下祭二荒魂一之主上、仍祠立二於穴門山田邑一從軍の神は此三柱のみではなく、翌年一齊に祭祠せられたとあるのに（次章參照）、特に此荒魂を先にしたのは理由のあることであらねばならぬ。或は記に國守神として韓地に祭鎭せられたとあるに倣うたのであるかも知れぬが、其は上記のやうに鎭戍のためワダツミ族人を殘留せしめられたことを意味するのであるから、此も亦其族人によつて既に山田邑に祭られて居たのを、偉勳者の祖神なるが故に、官社と定められたことをいふのであるかも知れぬ。穴門直踐立が此氏人であつたと思はれることは第四章（第一五〇頁）に論じた通りであるが、此人と共に定祠の必要を建白した田裳見宿禰もまた同族で、紀には明示せられて居らぬが、舊事本紀（卷一）によれば、此氏は齋二祠住吉三所前神一とある。然るに同書尾張氏系譜（卷五）には五世建筒草命の後裔中に此氏名をあげ、姓氏錄にも尾張宿禰同祖火明命八世孫大御日足尼之後也とあるが、異氏族のものが祭主となることは上代の慣例でな

いのみならず、神名帳によれば攝津國住吉郡大海神社は元津守氏人神と注記してあるから、明にアマ(海人)族と認められて居たとせねばならぬ。其祖田裳見宿禰は踐立と同じく、征韓軍に參加して勳功を建てたが故に、帝都の要津たる墨江の津守(知港事)に任命せられ、同地に祭られた三筒男神の祭主となつたのであらう(次章參照)。タモミといふ名號の所由について住吉神代記といふ書に、皇后の御裳を搓み奉つたが故に手搓宿禰と名乘つたとあるのは(通釋による)、論ずるに足らぬ俗說で、地名を負うたものと解するの外はなく、大同類聚方に攝津國田裳(田面)浦津守家の處方をあげて居る所を見ると、或は津守鄉(和)の一地域で、其處に占住したが故に田裳回(タモミ)の宿禰と呼ばれたのかも知れぬ。若し然りとすれば後の稱號を遡つて用ひたものとすべきである。

　山田邑に祭祀せられたのは三筒男の荒魂とあるけれども、アラミタマは上述の如く神靈に對する一種の美稱で(第二〇四頁)、大津渟中倉之長峽に奉齋せられた和

魂（第二四五頁）と神性に於て變りがあるのではなく、寧ろ宗支の關係にあるものとすべきである。然るに住吉（スミノエ）に勸請せられた和魂は、要津の守護神として特別の尊崇を受け、持統朝に奉幣使を派遣せられたことがあり（紀）、平城天皇の元年には既に從一位に叙せられ（後紀）、住吉神といへば三筒男と了解せられるやうになつたので、穴門の本社をも神名帳には住吉坐荒御魂神社三座として擧げて居るが、墨江から勸請したのでないことは上文によつて明である。筑前國那珂郡にも住吉神社があるので（式）、其地（今の福岡市住吉町）を以て此神の發祥地、即ち日向の橘の小門なりとするものがあるが、筑前が日向國の中に含まれて居らぬことは前篇（二一一五四頁以下）に論じた通りで、貞觀元年正月位階を初叙せられた際には、長門の住吉荒魂神は既に從五位下であつたのを見ても、創祀は其よりも新しいものとせねばならぬ。恐らくは此地が大宰府の要津となつた後に於て、攝津から勸請せられたのであらう。

第七章　麛坂忍熊王

喪船――祈狩――諸神祭祀――阿豆那比之罪――莬道の戰――忍熊王の自滅

仲哀天皇の崩御から、皇后の筑紫還啓に至るまでの期間を紀に約十ヶ月半としたのは、深く信ずるに足らぬが、長い歳月でなかつたことは前後の事情からも想定せられ、政局の不安一掃といふ重大案件を控へて居たのであるから、歸洛の一日も速ならんことが要望せられた筈で、橿日宮御歸着後、此地方の安定を見屆けて東上を急がれたことは言ふまでもない。紀は筒男三神の祭祀につゞけて次の如く記述して居る。

明年春二月、皇后領二群卿及百寮一移二于穴門豐浦宮一、卽收二天皇之喪一從二海路一以向レ京

第五章に述べたやうに此書には天皇を豐浦に殯したとあるのであるから、先づ之を收めて東上せられたと說くのが當然の順序であり、西國に山陵を設けたといふ傳承も存せぬ所を見ると、此際轜輦を移しまゐらせたのは事實であらう。然るに記は之に言及せず、喪船は伴つて喪を發した幼帝の棺櫬を載せたものであるかのやうに說いて居る。卽ち

是に息長帶日賣命、倭に還り上ります時、人の心疑はしきに因りて、喪船を一つ具へて、御子を其喪船に載せまつりて、先づ御子既く崩りましぬと言ひ漏さしめたまひき

此は後段の喪船襲擊の伏線であるが、忍熊王が之を奪ひ取らうとせられたとある所を見ると、弟皇子の棺櫬ではなく、御父天皇の轜輦であつたとせねばならぬ。何となれば、幼皇子の夭折が信ぜられたとすれば、皇位は當然二王中の一柱の手に歸するのであるから、强ひて兵を構へる必要はなく、其御遺體の爭奪は無意義

で、先帝の棺櫬が到着する豫定であつたればこそ、紀には赤石に山陵を設けて葬り奉らんとしたとあるのである。されば原傳說には單に喪船に供奉して征西軍が歸還したとあつたのを、傳誦者が臆斷によつて語り僻めたのであらう。

長門から播磨に至るまでの路次については何等の異聞もないから、一路平安であつたものと思はれるが、各地に寄泊せられたことは言ふまでもない。播磨風土記には揖保郡萩原の條下に、還航に關する左記の一口碑をあげて居る。

所ヨ以名二萩原一者、息長帶日賣命、韓國還上(ヨリ)之時、御船宿二於此村一、一夜之間生二萩樹一、高一丈許、仍名二萩原一、卽闢(ハル)二御井一、故云二針間井一、其處不レ墾、又墫水溢成レ井、故號二韓清水一、其水朝汲不レ出、爾造二酒殿一、故云二酒田一、舟傾乾、故云二傾田一、春米女(イナツキメ)等陰(ノホドヲ)陪從婚斷(オカシタチキ)、故云二陰絕田一

右は萩原(ハリ)（榛原）、針間井（墾區井(ハリマ)）、韓（空）清水、傾田（傾子(カタブコ)といふ人の田）、陰絕田（秀處(ホト)田主(タチ)といふ人の田）といふ地名の所由を凱旋軍に牽强したもので、荒誕論す

るに足らぬが、揖保川を泝つて萩原(今揖保村の大字)と稱する地に立寄られたといふ口碑の存したことは有り得べきである。同書印南郡大國里の條下にも次の如き傳說がある。

此里有レ山、名曰二伊保山一、所以帶中日子命乎坐二於神一而、息長帶日女命、率二石作連大來一而、求二讃伎國羽若石一也、自レ彼度賜、未レ定二御廬一之時、大來見顯、故曰二美保山一

羽若(ハワカ)石は墓(ハカ)石の意で(古語大辭典)、讃伎國で之を求められたが、獲られなかつたから、播磨に渡航せられ、印南郡大國里で發見したといふのである。此傳說から次の事實が推定せられる。

(一) 皇后は讃岐國にも上陸せられた。——從つて內海南航路(第四卷一四頁)を取つて東上せられたやうである。

(二) 天皇の陵墓を播磨に築設しようとせられたといふ口碑が少くとも同國に存

した。――其は二王が赤石に山陵を興さうとしたといふ後掲の紀の所傳と無關係ではあるまい。

西國に於ける政局の推徙は大和には判明せぬ點が多く、諒闇の報は傳はつたけれども、麛坂忍熊二王中の一柱を天津日嗣と仰いで、四方に號令するといふ運びには至らなかつた。其は事實上政府が京畿を離れ、武内宿禰以下の重臣も多くは西下して居たので、其意嚮を察知し得なかつたからであらう。然るに當歳の皇子が卽位せられ、文武百寮を率ゐて還幸せられるといふ風聞が達したので、二長皇子の不平は爆發した。紀は其事情を次の如く叙して居る。

時麛坂王忍熊王、聞二天皇崩、亦皇后西征、幷皇子新生一而密謀之曰、今皇后有レ子、群臣皆從焉、必共議之立二幼主一、吾等何以レ兄從レ弟乎、乃佯下爲二天皇一作上レ陵、詣二播磨一、興三山陵於二赤石一、仍編レ船絙二于淡路嶋一運二其嶋石一而造レ之、則毎レ

人令レ取レ兵而待ニ皇后一、於レ是犬上君祖倉見別、與ニ吉師祖五十狭茅宿禰一、共隷ニ于麛坂王一、因以爲ニ將軍一令レ與ニ東國兵一

必立ニ幼主一とあるのみで應神天皇の卽位を明示して居らぬのは、此書に於ては攝政期間を一代と建て、皇后の崩後に始めて踐祚せられたものとして居るからであるが、胎中天皇の御名に背かず、御降誕前から大統を繼承せられたので、御兄皇子も之を知つて抗拒を敢てしたのである。赤石に山陵を造ることを口實として配兵したとあるのも、上掲播磨風土記の所傳の如く此國が山陵候補地の一であつたからでもあらうが、尙明石海峽に於て上洛を遮り、先帝の玉柩を奪ひ、之を奉じて天下に號令する計畫であつたと想定せられる。此議に參與した犬上君祖倉見別は、記には其名が見えぬが、恐らくは稻依別王の子で、二王の從兄にあたり、最近親皇族として加擔したので、與ニ東國兵一とあるのも、日本武尊の子孫中には前卷第八章に列擧したやうに近東在住者が多いから、其應援を求めたことをいふの

であらう。五十狹茅宿禰は古事記には難波吉師部之祖伊佐比宿禰とあり、姓氏錄によれば吉志は難波忌寸同祖大彦命之後で、難波忌寸の出系は次の如く說かれて居る。

> 阿倍氏遠祖大彦命、磯城瑞籬宮御宇天皇御世、遣レ治ニ蝦夷一之時、至レ於ニ兎田墨坂一、忽聞ニ嬰兒啼泣一、卽認覓獲ニ棄嬰兒一、大彦命見而大歡、卽訪ニ求乳母一、得ニ兎田弟媛一、便就ニ嬰兒一曰、能養長安酬レ功、於レ是成レ人奉送之、大彦命爲レ子愛育、號ニ得彦宿禰一者、異說並存

此兒が難波忌寸(吉志)の祖となつたといふのであるが、北國に遣はされた大彦命が宇陀の墨坂を經由したといふのは奇怪であるのみならず、此時代に養子制度が存したとも考へられぬから、恐らくは大彦命が弟媛といふ女性に生ませた子で、母氏に屬して居たのが後日父系に復歸したことをいふのであらう。得(エ)彦は兄彦の謂で、五十狹茅(勇主)又は伊佐比(勇胤)は其後裔であらうが、吉師は新羅から轉

入した稱號であるから（第三卷二四一頁）、後日之をカバネとしたのであらう。

二王は兩將を伴うて菟餓野（今の神戸市夢野）まで進出したが、不祥事に出會して引上げたとある。卽ち

時麛坂王忍熊王、共出二菟餓野一而祈狩之曰、若有レ成レ事、必獲二良獸一也、二王各居二假庪一、赤猪忽出之、登二假庪一咋二麛坂王一而殺焉、軍士悉慄也、忍熊王謂二倉見別一曰、是事大恠也、於レ此不レ可レ待レ敵、則引レ軍更返屯二於住吉一

祈狩は文面によつて明なるが如く、事の成否を卜する爲の狩をいひ、此云二于氣比餓利一と訓註せられ、記にも宇氣比獦と書かれて居る（第三卷二一八頁）。狩獵中に右の如き珍事が發生したことは絕無とはいへぬが、或は此も亦神祕的描寫で、戰鬪の爲に落命せられたのを此形式を以て表現したのかも知れぬ。されば記にもウケビ狩の後尙一戰を交へたとあるのである。卽ち

如此上り幸す時、香坂王忍熊王聞きて、待ち取らむと思ひ、斗賀野に進み出

で丶宇氣比獵したまひき。爾に香坂王歴木に騰り坐して見たまふに、大怒猪出で丶其歴木を掘り、卽ち其香坂王を咋食ひつ。其弟忍熊王その態を畏みず、軍を興して待向ふ時、喪船に赴きて空船を取らむとす。爾に其喪船より軍を下して相戰ひき

斗賀野と菟餓野とが同一地點をいふことは勿論で、不祥事が起つたが故に後日トガ(谷)野と名づけたのを遡つて用ひたのであるが、トガはツミ(罪)、ツツミ(障、恙)等の語幹ツに、ケガ(穢)、マガ(殃)、サガ(祥)等のガ(顯著の意を表示する接尾語)をそへたツガの轉呼であるから、古は寧ろツガヌと稱へられたのであらう。歴木に上つて見分中怒猪が來て掘り起し、木から落ちた皇子を咋殺したとあるのは誇張で、側近の人が提身救援することなく、袖手傍觀したとは考へられぬから、紀に假庪上に於ける出來事とあるを可とする。

喪船襲擊の事實があつたとすれば、上述のやうに天皇の玉樞を奪はむが爲とす

べきであるが、記は幼帝の僞棺と說いて居る爲、こゝにも將取空船としたので、船は棺に通じ(二一―二三五頁)、內容のない棺槻なるが故はムナシ(實無)杋というたのである。——取の字諸本に攻とあり、其でも攻取る意と解せられぬことはないが、眞福寺本が攻として右旁に御本と細書して居る所を見ると、判然攻とは讀み得ぬ字で、恐らくは取の行書であつたのを、空船を字の義と誤解して攻と改めたのであらう。さりながら上文によれば喪船は實は御座船であつたのであるから、供奉警護の者が陪乘して居た筈で、空船ではあり得ぬ——味方にもかねて準備があつたので、兵衆が跳り出て之を激へ擊ち、こゝに交戰が開始せられたのであらう。記は後揭のやうに此時から對敵行動がつゞいたかのやうに敘述して居るが、紀によれば忍熊王の軍は一旦住吉まで退却したとあるのである。

上記の一戰は明石海峽から菟餓野までの間に起つたもので、紀が之を省いたの

は其眞相を明にし得なかつた爲であらう。さりながら其以後の經過については記に見えぬ多くの記事が補はれて居る。以下逐次說述する。卽ち

時皇后聞二忍熊王起一レ師以待一之、命二武內宿禰一懷二皇子一、横出二南海一、泊二于紀伊水門一、皇后之船、直指二難波一、于レ時皇后之船廻二於海中一以不レ能レ進、更還二務古水門一而卜之、於レ是天照大神誨之曰、我之荒魂不レ可レ近二皇居一、當レ居二御心廣田國一、卽以二山背根子之女葉山媛一令レ祭、亦稚日女尊誨之曰、吾欲レ居二活田長峽國一、因以二海上五十狹茅一令レ祭、亦事代主尊誨之曰、祠二吾于御心長田國一、則以二葉山媛之弟長媛一令レ祭、亦表筒男、中筒男、底筒男三神誨之曰、吾和魂宜レ居二大津渟中倉之長峽一、便因看二往來船一、於レ是隨二神敎一以鎭坐焉、則平得レ度レ海、忍熊王復引レ軍退、到二菟道一而軍之

武內宿禰を添へて幼帝を紀伊國に移しまゐらせたとあるのは、住吉の津を扼して居る敵軍と一戰を免かれぬ形勢にあり、陣中に置きまゐらせることを危險とした

からで、明示せられては居らぬが、明石海峽から淡路嶋の東岸に沿ひ、友ヶ島水道を經て紀伊に渡られたのであらう。紀伊水門といへば紀伊川河口と了解せられるが、後日母后と日高で會合せられたとある所を見ると、名草方面も尙安全ならずとして、更に南下したのかも知れぬ。皇后は舟師を引率して直に難波に向つて進擊せられたが、今次は戰不利であつたと見え、一旦務古水門(神戸市兵庫)に引還されたとある。紀は之を諸神祭祀と結びつけ、船の進まなかつた理由をトうた所、神々の要望が祭祀にあると判明したので、神教に從うて鎮祭し、滯なく渡ることを得たと說いて居るのであるが、住吉の如きは當時尙敵地に屬し、祭神設備に着手することが出來なかつた筈であるから、此傳說を其まゝ史實と認定することは困難である。其が四社六神である所を見ると、小山田邑の齋宮に於て名乘をあげた神達に概當するやうであるが、神名にも多少の相違があるから、本初奉賽の爲に創祠せられたものであつたとしても、社家に於て傳承中に漸次轉訛したの

ではないかと思はれる。左に先づ四社について各別に考察する。

天照大神の荒魂。　御心廣田國(郷)に居りたいといふ神教があつたとあり、ミココロはヒロ(廣)にかゝる枕詞で、今も武庫郡大社村大字廣田に官幣大社として祭られて居る。アラミタマは上記のやうに顯祟なる神靈の義であるが、師船を導き軍の先鋒となられたとあるから(第二〇四、二〇八頁)、奉賽の爲に伊勢大神宮の外に別に一社を創立して奉齋せられたことも有り得べきである。さりながら不レ可レ近ニ皇居一——刊本には皇后とあるが、オホモトと旁訓して居る所を見ると、后は居の誤寫とすべきで、古寫本にも皆居とあるさうである。然るに荒き御魂なるが故に皇后に近づけてはならぬのであると解したものもあるが、其はアラミタマの意義の誤解から出發した議論であるのみならず、荒魂に非ずとも現身(ウツシミ)に近づけ奉るを畏しとして既に崇神朝に宮外に移しまゐらせたのであるから、今更云々する必要はない——とあるのは理由の

ないことで、恐らくは此地に奉齋した理由を説明するが爲に後人が附加したのであらう。特選神名牒に祭神を天疎向津媛命としたのは、之を皇祖神の荒魂に與へた名稱と誤解したからであらうが、此女神が全然別個の神靈であることは既に第四章に論じた通りである。

祭主として山背根子の女葉山媛を配屬せしめられたとあるのは注意を要することで、姓氏錄(攝津神別)によれば山代根子は天御影命十一世の孫で、山代直の祖とあるから、明に海人系である(三—五四、二一四頁)。屢々述べたやうに上代に於ては異氏族の人を以て祭主とすることは不當と考へられたのであるから、若し皇別の依網吾彥男垂見を罷めて、無緣の葉山媛を後任とせられたとすれば、其理由が說かれて居らねばならぬのに、突然此女性をあげた所を見ると、或は若干の訛傳が存したのかも知れぬ。吾人に許される想像は、山代直氏の女が奉齋したのは皇祖神ではなく、海人系の神であつたのを混同し

たのではないかといふことである。換言すればこゝに掲げる四社の外に、更に一社が存したのが其傳を失うたのではあるまいか。上掲請神の條下(第一七一頁)に見えた淡郡所レ居神(逸名)も奉賽に預つて然るべきであるのに、之を漏して居るのは合點の行かぬことであるから、原說には或は葉山媛をして祭らしめたとあつたのかも知れぬ。其が攝津風土記(殘簡)に見える汶賣神ではないかと思はれることは後記の通りである。

稚日女尊。　活田長峽國に鎭祭せられたとあり、今も神戶市下山手通に官幣中社として存する。稚日女尊は神代紀一書に素盞嗚尊の勝さびに脅されて梭を以て身を傷け、神退ましたとあるの外所見はなく(三一八一頁)、舊事本紀には天照太神之妹也と注記せられて居るけれども、他の神達と同列に奉賽を受けられる理由もない。思ふに此社は本初天疎向津媛卽ち爾保都比賣を祭祀したのであつたが、其神が紀伊國管川に遷座後、廣田神社の緣によつて皇祖神の

妹（私記には御子とある）と稱せられる此女神を勸請したのではあるまいか。されぱこそ當初の祭主には出雲族なる海上の五十狹茅（第八六頁）が選任せられたのであらう。――之を淡郡所レ居神なりとする說は根據のない當推量である。

事代主尊。　吾を御心長田國に祠れと示敎したとあり、今も神戶市長田村に官幣中社として祭られて居るが、祭神を事代主尊とするのは訛傳で、請神條下の嚴（伊豆）の事代の謂なることは勿論である。コトシロを事代主と稱へることは少しも妨はないが、尊の字は紀の用例によれば此神に用ひることは不當であるから、集解には命と改めてある。嚴之事代が鴨事代主卽ち八重事代主命と全然別神であることは旣述の通りで（第一七二頁）、上記葉山媛の妹長媛をして祭らしめたとある所を見ても、伊豆の嶋に定着したアマ族の祖神とすべきである。

筒男三神の和魂(ニギミタマ)。官幣大社住吉神社の祭神である。宜レ居二大津渟中倉之長峡一とある大津は、いふまでもなく墨江の大津で、ヌナクラは沼之畔(ヌナクロ)の轉呼、ナガヲは長丘の意であるから、當初の社地は此津の沮洳地に瀕する丘上にあつたものと思はれる。之を和魂としたのは穴門國の山田邑の祠と區別する爲で、和魂と荒魂とによつて神性を異にするのではない(第二二六頁)。看二往來船一とあるのは、後日此要津の守護神とせられてから語りそへられたので、本初は他の三社と同じく奉賽の目的を以て祭祀せられたのであらう。祭主の名は明示せられて居らぬが、田裳見宿禰であつたことは既述の通りである。

スミノエの原義は洲回之江(スミノエ)であるが、後世住吉の字をあて、專らスミヨシと稱ふるにより、攝津風土記(釋紀所引)には次の如き説明を與へて居る。

所三以稱二住吉一者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而、巡三行天下一覓二可レ住國一時、到二於沼名椋之長岡之前一前者今神宮南邊是其地 乃謂、斯實可レ住之國、遂

讃ニ稱之ニ云ニ眞住吉住吉國一、乃是定ニ神社一、今俗略之直稱ニ須美乃叡一

さりながら此は記に墨江の字をあてゝ居ることを無視した俗說で、神が住むべき地を求める爲に天下を巡行したとあるのも右の祭祠傳說に背馳するものである。

上述の如く考察すると此四社は本來征韓の役に偉勳のあつた神を奉齋したのであるが、歲月の間に祭神及祭主に關する傳承に過誤漏脫を來したものとせねばならぬ。右の外既記の美奴賣神に關する攝津風土記の所說によれば、此神も亦皇后還來之時祠祭せられたとある。此社は神名帳に八部郡汶賣神社とあり、武庫郡西灘村大字岩屋に現存し、素盞嗚尊を祭神として居るが、此やうな知名な神が加護したとすれば、征韓傳說に殘らなかつた筈はないから、其は正しい社傳を失うた後に於て勸進せられたので、本初は他の神を祭祀したのかも知れぬ。若し然りとすれば上揭の淡郡所居神が其で、葉山媛をして奉齋せしめたのを、廣田社と混同したのであらう。神名をすら失うたほどであるから、其位な錯亂はあり得べきで

ある。

之を要するに舟師の進航し得なかつたのは、上記諸神の意志ではなく、强敵が前路を遮つたが爲で、再擧によつて敵軍を擊破し、此方面の掃蕩を了したのである。紀によれば皇后は、敵軍追擊と京畿鎭定とを諸將に委ね、幼帝を迎へる爲に紀伊國に赴かれた。此にも亦一挿話を結びつけて次の如く說いて居る。

皇后南詣紀伊國、會太子於日高、以議及群臣、遂欲攻忍熊王、更遷小竹宮、適是時也、晝晤如夜、已經多日、時人曰、常夜行之也、皇后問紀直祖豐耳曰、是恠何由矣、時有一老父曰、傳聞、如是恠、謂阿豆那比之罪也、問何謂也、對曰二社祝者共合葬歟、因以令推問巷里、有一人曰、小竹祝與天野祝共爲善友、小竹祝逢病而死之、天野祝血泣曰、吾也生爲交友、何死之無同穴乎、則伏屍側而自死、仍合葬焉、蓋是之乎、乃開墓視之實也、故更改棺櫬

各異レ處以埋之、則日暉炳燦、日夜有レ別

日高は今の日高郡の名の出た一地であらうが、其所在を斷定し得ぬ。地方人は同郡衣奈村衣奈八幡社地を行宮の遺跡と言ひ傳へて居るが〔名所圖會〕、確證のないことである。小竹宮は釋紀祕訓にシノノミヤト可讀之とあり、那賀郡志野村(今、長田村大字北志野、南志野)なりといひ〔續風土記〕、その東方三里に天野(伊都郡)といふ地もあるから、小野祝と天野祝との交友を說いた此物語に契合するやうであるが、特に此山間の地に行宮を設けられたとすれば理由のあることであらねばならぬ。紀伊國名所圖會(高市志友著)に、此地から大木峠を經、和泉方面に越えられたとあるのは一應尤な說明で、皇后は近江の息長に於て成人せられ、先帝に召された後に終始征旅に供奉し(第一〇八頁以下)、大和には邸宅を所有せられなかつたのであるから、差あたり入御せられたのは河内國の譽田宮(第一〇三頁)であつた筈である。されば那賀郡の志野から河内に出られたといふのは地理に合ふやうである

が、若し其爲ならば沿岸航路を取り、堺浦邊から上陸せられる方が一層便利であつた筈で、態々陸路を迂廻せられたとは考へられぬから、或は水路北上中、住吉方面が安定するまで滯在せられた行宮が偶々小竹宮と稱へられたので、必しも那賀郡の志野ではなかつたかも知れぬ。紀伊續風土記(仁井田好古著)によれば、今の海草郡安原村大字江南(エナミ)を以て、日高郡からの來著地として居る。其附近の津田浦なる御船山と稱する二個の堆土は皇舟が化したものと傳へられ、村內には皇后を祭神とする西宮といふ小祠がある。武內宿禰の生誕地なる阿備柏原も其北に接するから(第四卷一一頁)、紀直を始め其親屬故舊が忠勤を勵んだことは想像に難からず、或る期間こゝに駐蹕せられたことも有り得べきである。若し然りとすれば小竹宮も此地に存したのかも知れぬ。其名は殘つて居らぬが、小竹は借字で、磯に近く設けた宮、卽ち磯野(シヌ)の宮の意とも了解せられるのである。偶々那賀郡にも志野といふ地があり、其土豪のアヅナヒの罪に關する傳説が存したので、之を皇后

に結びつけて說いたのであらう。されば天野社記と稱する古文書には〔通釋所引〕、之を應神天皇巡幸時のことゝし、次の如く敘述して居るのである。――△點を附した字は不可讀又は誤寫と認められるものである。

品太天皇、天都社國都社、山ノ門、川海ノ門定賜時爾、伊刀郡佐夜久乃宮ニ大座時爾、爲雲々△在時止時爾、鷄毛不レ鳴伎、故爾時爾(ソノトキ)、常爾冥(ヤミ)爾在止知奴、占相依ニ此事ヿ、然間諸人等召ヲ集弖問爾、不レ得ニ知事ヿ、但國造豐耳、占相弖申弖牟止、伊刀村君等祖兄地(エツチ)、弟地二人申伎、召上時、參向來德神、陰明一町明而參上來坐伎、然卽奈爾在(ナリ)止、天皇問賜伎、卽申久、都奈比爾在止申伎、卽奈蘇、都奈合止問賜伎、卽天野乃祝止、神野乃祝止、二人同心在弖、死邪利止、死止母、生止母、同棺枯入牟止云伎止、卽豐耳占相申伎

小竹祝の代りに神野祝とあるけれども、同一原から出た傳說なることは勿論で、神野は恐らくは隣地神田村(今天野村の大字)のことであらうが、小竹祝とする一

傳も存したものと思はれる。されば紀の所傳も亦皇后の御事蹟と切離して單純なる一挿話として釋明するを可とする。

此話の大意は、數日に亙り天色晦冥で、晝夜を辨へぬ狀態であつたので、其原因を求めた所が、古老の說に、是はアヅナヒの罪といふもので、兩男子が同穴に埋められたにより起つたのであらうといふたから、普く探索せしめたら、果して小竹祝（神猪祝）と天野祝といふものゝ間に其事實が存した。乃で墓を掘り起して分葬したら、天日再び照り耀いたといふのである。二社祝とあるけれども、此ハフリは巫覡卽ちヒ（靈能）フリ（降）の轉呼なるハフリをいふのではなく、神武紀の居勢祝、猪祝（第一卷二二四頁）、蝦夷の首帥大狩振邊（第四卷二九八頁）等の如く、酋長の稱號として用ひられたものゝやうであるから、社の字は後人が賢しらに加へたのであらう。天野は既記の如く式內丹生都比女神社の所在地であるが、此女神は本初郡東管川に祭られて居たとあるから（第一二五頁）、神功乃至應神朝に此地に

或社が存したといふ證據にはならず、小竹又は神野社については聞く所がない。

常夜即ち恆久の夜が來るといふ意を常夜行くというたのは古言で、上代は運動の方向を區別することをさのみ必要とはしなかつたから、ユクとクとは相通じて用ひられたのである。アヅナヒのツミの語義は既に前篇(三一八八頁)に說明したが、天野社記に都奈比(又は都奈合)とあるのが誤傳でないとすれば、紀のアヅナヒはツナヒに接頭語アを冠したものとすべきで、ツナ(綱)を語幹とし、之に活用語尾ヒを添へて連結の意を表現したものと見るべく、現代のツナギ(繫)に相當する。いづれにしてもアヅナヒのツミは同穴の穢の謂で、上古合葬は忌まねばならぬものとせられて居たのに、兩祝が之を犯したから此殃が降つたと認定せられたのであらう。紀直祖豐耳は武内宿禰の外祖父にあたる菟道彥(第四卷一〇頁以下)の後裔であることは言ふまでもなく、紀國造系譜には始祖天道根命(三一二三八頁)以下歷代の名をあげ、菟道彥を第六世、等與美々命(豐耳)を第九世として居るが、

皇室の世代と餘り懸絶して居るから脱漏があつたのかも知れぬ。

皇后は上述のやうに攝河泉地方の安定を待ち、幼天子を擁して河内の譽田宮に入御あらせられたものと推定せられるが、紀記共に之に言及せず、直に忍熊王討伐を叙して居る。就中紀の記事は詳密であるから、先づ之を掲げる。

三月丙申朔庚子、命㆓武内宿禰、和珥臣祖武振熊㆒、率㆓數萬衆㆒令㆑撃㆓忍熊王㆒、爰武内宿禰等選㆓精兵㆒從㆓山背㆒出之、至㆓菟道㆒以屯㆓河北㆒、忍熊王出㆑營欲㆑戰、時有㆓熊之凝者㆒、爲㆓忍熊王軍之先鋒㆒、熊之凝者、葛野城首之祖也、一云多呉吉師之遠祖也則欲㆑勸㆓己衆㆒因以高唱之歌曰

をち方の　あらゝ松原　まつ原に　渡り行きて　つく弓に　まり矢をたぐへ　うま人は　味(ウマ)人どちや　いと子はも　いと子どち　いざ合はな我は
たまきはる　うちのあそが　腹の血は　いさごあれや　いざ合はな我は

時武內宿禰令㆓三軍㆒悉令㆓椎結㆒、因以號令曰、各儲弦藏㆓于髮中㆒、且佩㆓木刀㆒、既而擧㆓皇后之命㆒誘㆓忍熊王㆒曰、吾勿㆑貪㆓天下㆒、唯懷㆓幼王㆒從㆓君王㆒者也、豈有㆓距戰㆒耶、願共絕㆑弦捨㆑兵、與連和焉、然則君王登㆓天業㆒、以安㆑席高㆑枕、專制㆓萬機㆒、則顯令㆓軍中㆒悉斷㆑弦、解㆑刀投㆓於河水㆒、忍熊王信㆓其誘言㆒、悉令㆓軍衆㆒解㆑兵投㆓河水㆒而斷㆑弦、爰武內宿禰令㆓三軍㆒出㆓儲弦㆒、更張以佩㆓眞刀㆒、度㆑河進之、忍熊王、知㆑被㆑欺、謂㆓倉見別、五十狹茅宿禰㆒曰、吾既被㆑欺、今無㆓儲兵㆒豈可㆓得戰㆒乎、曳㆑兵稍退

記の所傳は左記の如く遙に簡略であるが、弓弦を斷つて敵を欺いたといふ點は一致して居るから、事實傳說が色々に潤色して語りつがれたのであらう。即ち

此時忍熊王は難波吉師部の祖伊佐比宿禰を將軍(イクサノキミ)とし、太子(ヒツギノミコ)の御方は丸邇臣之祖難波根子建振熊命を將軍と爲(セ)りき。故追ひ退(ソ)げて山代に到りし時、還り立ちて各もおのも退かず相戰ひき。爾に建振熊命權(ハカ)りて、息長帶日賣命は既

く崩（カムアガ）りましぬれば、更に戰ふべくもなしと言はしめて、卽ち弓弦を絕ちて、欺陽（イツハ）りて歸服（クダ）りき。是に共將軍既（コトゴト）く詐を信（ウベ）なひて、弓を弭し兵を藏めにき。
爾に頂髮（タキフサ）の中より設弦（マケユヅル）を採出でゝ更に張りて追ひ擊ちき

伊佐比宿禰については既に述べた通りで、武振熊又は難波根子建振熊命は、姓氏錄に和爾部朝臣の祖とある彥姥津命三世孫難波宿禰にあたるものゝやうである。根子と宿禰とはほゞ同義で(第二卷六一頁)、難波に居住したから右の如く呼稱せられたので、本號はタケフルクマであらう。タケ(武)は美稱であるから、後揭の忍熊王の歌にも單に布流玖麻とあり、古熊卽ち老熊の義とも了解せられるが、忍熊及熊之凝の例によれば、尙地名を負うたものとすべきであらう。

記には武內宿禰の參戰を說いて居らぬが、紀にあげた歌詠にウチのアソとあるのは、仁德天皇の御製によつても明なるが如く、武內宿禰のことであるから、此貴人が總帥であつたといふ一說の存したことは疑がない。官軍は住吉方面から淀

川沿岸に出で、河内平野を北上したので、從二山背一出之至二菟道一以屯二河北一とあるのは、山代川を渡渉してその北方に於て敵と宇治川を隔てゝ對陣したことをいひ、此川を渡つて敵營に肉薄したといふ意味ではあるまい。さればこそ次に度河進之とあるのである。戰に臨み熊之凝といふ一勇士が歌を作つて高唱したのは、神武紀の來目歌と同じく、士氣振興の爲で、上代の交戰習俗の一つであらう。歌意は歌謠篇に詳述するが、其大要は彼方の松原に到り、弩弓に長箭を番へ、長老は長老同志、壯年は壯年同志一合戰しよう。武內宿禰とてもまさか體內の血に砂のあるやうな怪物ではあるまいといふのである。——波邏濃知をハラヌチと訓み、腹の內の意とするは非。ウチの宿禰のウチ(氏)の原義が大血なるによりハラの血といふたのである——眞僞は判明せぬが用語風格からいうても極めて古い傳とせねばならぬ。此熊之凝は分注によれば葛野城首の祖とも多呉吉師の遠祖とも傳へられたとあるが、吉師は上述のやうに後日のカバネであるから、以前葛野城

首と稱したものが、後に多呉吉師と改めたことも有り得る。いづれも姓氏錄には見えぬが、吉師は職掌上多くは難波附近に居住したものゝやうであるから、多呉は地名で、葛野の城も山城國葛野郡の一地點と思はれる。さりながら熊之凝は此兩地の人ではなく、クマと呼ばれた鄕邑のコリ（大人）の謂で、或は久世郡栗隈鄕〔和〕出身であつたかも知れぬ。

敵を欺く口實を記に、息長帶日賣命が薨去せられたから、戰を止めたいと謂ふにあつたとして居るのは、母后を失はれた以上、幼帝の自立は困難であるといふ將軍等の意中を通じたものとも了解せられるが、其は餘りに淺薄なる欺瞞で、幼帝崩御の虛報に欺かれて間もない忍熊王が、何等の疑惑もなく再び同じ手に乘つたとは考へられぬことである。或は以前の虛報が尙世上に信ぜられて居るものとして、此度は母后も後を追はれたと僞つたことを意味するのかも知れぬが、若し然りとすれば大なる無理がある。幼帝が昇天せられたとすれば天津日嗣は忍熊王

に歸するのが當然で、――譽夜別皇子は既述の如く中央舞臺には乘出されなかつたものゝやうである(第一〇七頁)――繼位の資格のない息長帶日賣を奉じて、正當儲君に弓を彎くとすれば亂臣賊子の汚名を受けねばならず、假に將軍等は情を知つて居たとしても、士卒が之に甘んじた筈はなく、恐らくは住吉から宇治に至る間に解體したであらう。孰れにしても皇后崩御を揚言したとあるのは訛傳とすべきで、喪船についての誤解が因をなしたものと思はれる。されば紀には皇后の方から幼帝退位を條件として和議を申入れたとあるのである。

儲弦はヲサユヅルと旁訓せられ、記に設弦として一云宇佐由豆留と分注した本もあり、ヲサはヲサメ(藏)の語幹、ウサは其音便であるが、字について訓めばマケユヅルで、マケは準備の意である。之を頂髮中に藏せしめたのは事實であつたとしても、紀に之が爲に士卒をして椎結せしめたとしたのは、有らずも哉の潤色で、小品物をかくす爲にはミヅラ(髻)であつても差支はなく、椎結は大和民族の

風習ではないから(第四巻一五八頁)、殊更に異裝させたとすれば、必ず敵を怪訝せしめたに違ひない。河中に投棄ても差支のないやうに豫め木刀を佩かせたとあるのも妄誕で、木刀ならば水面に浮ぶから、敵は一目して詭計を看破し得たであらう。恐らくは原說には記の文のやうに、單に弦を絕つて敵意のないことを示したとあつたを、紀の編者が興味本位に取つくらうたのであらう。

此計略によつて忍熊王の軍は擊破せられ、逢坂を經て近江路に退却した。恐らくは倉見別の本貫なる犬上に據り、東國の緣故者を驅り催して再擧を企てる希望であつたのであらうが、其に至らずして窮追せられ、忍熊王は遂に自滅したのである。記は之を次の如く叙してゐる。

故逢坂に逃げ退きて、對立ち(ムキタ)て亦戰ひき。爾ち追ひ迫め敗りて沙沙那美に出で、其軍を斬り悉しき。是に其忍熊王、伊佐比宿禰と共に追ひ迫めらえ、船

に乘り海に浮びて歌曰

いざあぎ　振熊が　いたで負はずば　にほどりの　淡海の海に　かづきせなわ

卽ち海に入りて共に死にき

サザナミは後世志賀及大津の枕詞としてのみ用ひられるが、本初は此等の地點をも包括する湖畔南側一帶の稱呼で〔近江風土記〕、小波の寄する濱邊といふ意を以て名づけられたものと思はれる。逢坂から此地に出たことについては紀の所傳も一致して居るが、兩地に關し各々一說明が附帶して居る。卽ち

武內宿禰出二精兵一而追之、適遇二于逢坂一以破、故號二其處一曰二逢坂一也、軍衆走之、及二于狹々浪栗林一而多斬、於レ是血流溢二栗林一、故惡二是事一、至二于今一其栗林之菓、不レ進二御所一也

兩軍が會戰したが故に逢坂と稱へたとあるのは、逢といふ漢字から思ひついた戯

說で、此地は山城から近江に通ずる大坂なるが故に此名を負ひ、オフ(大)とアフとは相通音であるから逢の字をあてたのである。又狭々浪栗林の菓實を供御の料とせぬといふ事實が存したとしても、其が此戰鬪の際うけた血の穢を忌む爲であつたかは疑問である。栗林はクルスと旁訓せられて居るが、林をスと訓むべき理由はないから、栗須、栗栖、栗住、來栖、久留住等と書き、諸國に多い地名と同樣に、クニス(國栖)の轉呼とすべきで、——ラ行とナ行とは相通——先住民の所在地を謂ひ、山菓を常食とし、栗林などが多かつたから、此二字をあてるやうになつたのであらう。此栗林は儺馬樂に栗津原のミクルスとある地に當り、夙に住民が交迭して、シガ系の海人族が蕃息し、湖邊の地であるから魚類のみを贄とするやうになり、自ら菓實を貢ることがなくなつたのではあるまいか。さればこそ其地を陪膳(オモノ)濱とよび、今も膳所(ゼゼ)と稱へるのである。

忍熊王の臨終の歌は紀にも收錄せられて居るが、少しく辭句を異にし、外に武

内宿禰の詠と稱する二首の歌を添へて居る。即ち

忍熊王逃無レ所レ入、則喚二五十狹茅宿禰一而歌之曰

いざあぎ　五十狹茅宿禰　たまきはる　うちのあそが　頭椎の　いたで負はずば　にほ鳥の　かづきせな

則共沈二瀬田濟一而死之、于レ時武内宿禰歌之曰

あふみの海(ミ)　瀬田の渡に　かづく鳥　目にし見えねば　いきどほろしも

淡海のみ　瀬田の渡に　かづく鳥　田上(タナカミ)すぎて　宇治にとらへつ

於レ是探二其屍一而不レ得也、然後數日之、出二於菟道河一武内宿禰亦歌曰

歌によれば忍熊王は窮餘入水せられたといふのであるが(歌謠篇參照)、辭世の作とも思はれぬから、恐らくは後人が其狀況を歌に詠じたのであらう。されば討手を建振熊とすると、武内宿禰なりとする傳とによつて、歌詞にも相違があるのであるが、鳰鳥(ニホドリ)の如く水を潛つて死なうといふ意味の表示には變りはない。五十狹茅

(又は伊佐比)宿禰は殉死したとせられて居るが、倉見別はどうなつたか明示せられて居らぬ。恐らくは官軍に降伏して罪を許され、本領に安堵したのであらう。爾來犬上君を始め、日本武尊の後裔中から顯要の人物が出なかつたのは、一旦朝敵となつたからではあるまいか。

武内宿禰の歌の意味は、入水せられた皇子の遺骸の見えぬのは氣がかりであるといふことゝ、田上(タナカミ)(近江國栗太郡上田上、下田上)を過ぎて宇治川に於て發見して安心したといふので、此も武内宿禰の心中を推測して後人が作つたものと解すべきであらう。此重臣の活躍に關し、紀が特に詳叙して居るのは、其後裔諸氏から出た新資料によつて修補した爲と思はれる。

第八章　垂簾の政

攝政――笥飯大神――酒樂之歌――播磨巡幸――狹城盾列陵

上章に述べたやうに、書紀が神功皇后を御歴代中に加へたのは異論のあることで、釋紀にも神功皇后不レ即ニ帝位一、仍古事記不レ立ニ帝皇御代一也とあるが、御齡二才の幼皇子が政を親らせられた筈はないから、仲哀天皇崩御の翌年の紀に、冬十月癸亥朔甲子、群臣尊ニ皇后一曰ニ皇太后一、是年也大歳辛巳、即爲ニ攝政元年一とあるのは、月次と干支とを除いては事實とせねばならぬ。但し皇太后はスメミオヤのミコトと義訓すべきで、後世の稱號化した皇太后の謂ではない。然るに之に次いで左の記事がある。

二年冬十一月丁亥朔甲午、葬ニ天皇於河内國長野陵一、三年春正月丙戌朔戊子、

立二譽田別皇子一、爲二皇太子一、因以都二於磐余一、是謂二若櫻宮一

上代に立太子式若くは布告といふものがなかつたことは第一卷序說（一六頁）に論じた通りであるが、殊に譽田別皇子を立てゝ皇太子とせられたとあるのは妄誕とせねばならぬ。幼冲の天皇が御位に坐しませばこそ、攝政の必要があつたので、七十年の長い歲月の間空位であつたとは考へられぬことである。——記にも屢〻太子といふ文字を用ひて居るが、其はヒツギのミコと訓み、天皇に對しても使用した稱呼で、履中紀にも例のあることである——されば應神紀の卷頭に攝政六十九年夏四月皇太后崩、元年春正月丁亥朔皇太子卽位とあるのは、體裁を齊一にする爲の潤色と見るべきで、此年始めて踐祚せられたものとすることは出來ぬ。從つて都二於磐余一とあるのも疑問で、幼帝は譽田別（品陀和氣）命といふ御名が之を證するやうに、河內の譽田を宮居とせられたのであるから（第一〇四頁）、攝政たる母后が殊更に別居せられたとは考へられぬ事である。應神天皇の宮號も記によれ

ば輕嶋之明宮とあるから、後日大和の輕に遷御せられたものとせねばならぬが、之を攝政三年のことゝ斷定すべき論據はなく、先帝を河内國長野陵――惠賀之長江陵〔記〕又は志紀郡惠我長野西陵〔式〕とも稱し、南河内郡藤井寺村大字岡に遺跡を存する――に葬しまゐらせたとある所を見ても、當初は譽田宮に於て政を聽かれたものと想像せられるのである。分注に是謂二若櫻宮一とあるのは從前の書例と相違するから、筆者が書き加へたものか、若くは後人の記入とせねばならぬ。宣長がワカといふ語に若の字を充てたのは紀の用字例に反するが故に、履中天皇の宮號との混同であると論じたのは、通釋の説の如く根據が薄弱で、若狹及若櫻部には紀にも若の字を充てゝ居るのみならず、六十九年の紀には稚櫻宮ともあるのであるが、履中天皇が御曾母の舊殿に修理を加へて用ひられたとも考へられぬことであり、同一地點に再建せられたとしても、同一宮號を用ひられた筈がないから誤傳とすべきであらう。――古語拾遺に磐余稚櫻（神功）朝と後磐余稚櫻（履中）

朝とに書きわけ、諸陵式の狹城盾列池上陵の條下に磐余稚櫻宮御宇神功皇后云々とあるのは、紀に準じたものであるから證據にはならぬ。

紀には上記の如く垂簾の政が皇后の崩御まで、卽ち六十九年間繼續したとあるが、攝政機關の性質上、幼帝御成人の後は自然廢止せられた筈で、後世のやうに辭令を以て任命せられたのではないから、劃然たる限界は存せず、母后御在世中は重要政務に參與せられたことも有り得るが、政權の主體が常に母后の掌中にあつたとは考へられぬ。假に應神天皇が御齡三十の頃から大政を親裁せられたものとすれば、神功紀の所說中攝政期間に起つた事件は、五年の新羅征討の外には、記にも見える角鹿巡幸があるのみである。五年の記事の說明は便宜上次卷にゆづり、茲には角鹿行幸のみを論ずる。之に關する記の所傳は次の通りである。

故建內宿禰命、其太子(ヒツギノミコ)を率て、禊せむとして淡海と若狹の國とを經歷(メグ)る時、

高志の前(ミチノクチ)の角鹿に假宮を造りて坐せまつりき。爾に其地に坐す伊奢沙和氣大神之命、夜の夢に見えて云はく、吾名を以て御子の御名に易えまく欲しと云ふに、言禱(コトホ)ぎて白さく、恐し命の隨に易へ奉らむと白す。亦その神、明日の旦、濱に幸(ミユキ)すべし、易名(ナカヘ)の幣(キヤジリ)獻らむと詔りき。故その旦濱に幸行(イデマ)す時、鼻毀けたる入鹿魚、既に一浦に依れりき。是に御子神に白さしめたまはく、我に御食の魚給ひつれば、亦その御名を稱へて御食津大神と號(イ)はむと白さしめたまふ。故今に氣比大神といふ也。亦その入鹿魚の鼻血臰かりしかば、其浦を號けて血浦と謂ふ。今都奴賀といふなり

紀には後掲の如く此行幸を十三年のことゝし、角鹿の笥飯大神に參拜することが目的であつたかのやうに叙して居る。其は御父天皇の由緣の地であり、母后も亦此浦から征西の途に就かれたとせられて居るので(第三章參照)、奉賽の爲と解したのであらう。記にも禊せんが爲の經歷と說かれて居るが、路次以外の若狹國にも

行幸せられたとあるのであるから、他に目的が存したものとせねばならぬ。或は神事に藉口して此諸國を巡撫せられたのではあるまいか。紀によれば御齡既に十四歳に達して居られたのであるから、重臣に擁護せられて、巡狩せられたことは有り得べきで、記には建內宿禰がおつれ申したとあり、皇子に代つて神とも應對したとして、極めて御幼少の時のことであるかのやうに說かれて居るが、尙臣下に命じて神號を上らしめられたとある所を見ると、少くとも成童に達して居られたと了解せられたのであらう。

神夢以下は笥飯と角賀との名號所由を、易名といふ古俗に結びつけて說いたので、事實と認めることは出來ぬから、紀は之を省いたのであらう。伊奢沙和氣大神の出自は不明であるが、笥飯(今の敦賀郡敦賀町)に鎭座するが故に笥飯大神とも稱へられ、此地方の民衆から最も尊崇せられた神靈で、神名帳にも氣比神社七座とあり、現に官幣大社に列して居る。社傳には主祭神を保食神とし、大寶以後

に於て足仲彦天皇、息長足媛尊、日本武尊、譽田天皇、武内宿禰及淀姫命を合祀したとあり、近年保食神を伊奢沙和氣大神と改めた（特選神名牒）。イザサは齋清淨卽ち神聖の謂であるが、ワケといふカバネを添へたのみならず、神の命と稱へた所を見ると、實在者の神靈とせられたものと思はれるから（二—二二一頁）、或は皇別の角鹿海直の祖先なる日子刺肩別命（第二卷一六一頁）を祭つたのであるかも知れぬ。假に易名之幣として天皇に魚を貢つたといふ事實があつたとしても、御食津神といふ名號は不適當で、且易名の結果として品陀和氣命又は大鞆和氣命と稱ふべきであるのに、其實のないことを奇とせねばならぬ。されば應神紀には一云として次の如く分注して居るのである。

一云、初天皇爲二太子一行二于越國一拜ヨ祭角鹿笥飯大神一、時大神與二太子一名相易、故號二大神一曰二去來紗別神一、太子名二譽田別尊一、然則可レ謂二大神本名譽田別神、太子元名去來紗別尊一、然無レ所レ見也、未レ詳

此は編者の注か、後人が記によつて書入れたものか判明せぬが、天皇の元の御名をイザサ別尊と稱へた理由はあり得ず、且此名を神に與へられたとも明記せられて居らぬのであるから、此說は妄誕とせねばならぬ。御食津神といふ稱號を上つたとあるのも、恐らくは笥飯といふ文字から思ひついた後人の附說であらう。

神が易名を申出たのは遠來の貴賓に對し友誼を表示せんが爲と解すべきで、太平洋島民の間には今も行はれて居ることである。其が果して我民族一般の古習であつたかは不明であるが、少くとも易名といふ觀念の存したのは事實で、應神天皇が武內宿禰と瑞祥を取かへて御子の名とせられたとあるのも〔仁德紀〕、眞僞はともかくも、一種の易名傳說で、日本紀竟宴歌には「木菟宿禰すめらが御子にナカヘせる」云々と詠まれて居るのである。其儀禮として交換する幣物はナカへのキヤジリと稱へられたのであらう〔記傳〕。天皇から贈進せられたのは言ふまでもなく數々の幣帛で、之に對して神は靈力を以て入鹿の一群を濱に寄せたといふのであ

る。其ころ敦賀灣內に此海棲動物が廻遊したといふ事實が存したのか、或は角鹿の海人が言ひ傳へた本鄕の昔話を換骨奪胎したものか判明せぬが、毀鼻入鹿魚とある所を見ると普通の海豚ではなく、嘴のない種類即ちサカマタ(倒戟鯨)をいふのであらう。然るに鼻を毀損したものとして、鼻血が臰かつたと說いたのは傳誦者の誤解で、多數の海豚が同一局部を一齊に傷けたとは考へられぬことであり、血臰は最も忌むべき穢であるのに、神が故意に血を出させて貢つたとすれば、甚しい不敬であると言はねばならぬ。されば此一節は全然附會と見るべきで、鼻血が臰かつたといひながら、血だけを取つて其地を血浦と名づけたとあるのも不條理であり、殊にチウラをツヌガと訛つたといふが如きは音便方則上あり得ぬことである。

角鹿行幸の餘談として酒樂之歌二首が傳へられて居る。之に關する記の文は次

の通りである。

是に還り上り坐しし時、其御祖息長帶日賣命、待酒を釀みて獻りたまひき。

爾ち其御祖の御歌曰

この御酒は　我がみきならず　くしの神　常世にいます　磐たゝす　少名御神の　神ほぎ　祝ぎくるほし　豐ほぎ　祝ぎもとほし　まつり來し御酒ぞ　あさず食せ　ササ

如此歌はして大御酒獻りたまひき。爾に建內宿禰命御子の爲に答へ歌曰

此みきを　かみけむ人は　其つゞみ　臼に建てゝ　歌ひつゝ　釀みけれかも　舞ひつゝ　かみけれかも　此みきの　御酒の　あやにうた樂し　ササ

此は酒樂之歌也

宣長は酒樂をサカヱラギと訓した師說を排し、サカホガヒと改めたが、樂にはヱラギ(歡喜)の意がないと同樣に、ホガヒ即ち祝又は壽とも通用せぬ。紀には擧レ觴

以壽二于太子一とある壽をサカホガヒと旁訓して居るが、其は後掲の如く全く用例を異にして居るのであるから、之に準ずることは出來ぬ。案ずるに樂はアソビ即ち奏樂を意味し、神酒供進式(第三卷一六〇頁)に用ひた樂曲なるにより、サカアソビの歌と稱へられたのであらう。之を皇后及建內宿禰の作としてこゝに附會したのであるが、歌そのものは本來獨立して存したので、崇神紀八年の條下にも神宴にうたはれた次の如き類歌がある。

この御酒は　我みきならず　大和なす　大物主の　釀みし御酒　いくくいくひさ

大物主が少名御神卽ち少彥名にかへられた外に、歌詞にも若干の相違があるが、神の造つた酒であるから十二分に聞しめせといふ意には變りはない。少彥名は大己貴と共に療病の方を定めたといふ傳說があるから、クシ(藥)の神とせられたのであらう。

此奉觴が遠路御巡幸の勞を犒ひ奉る爲ではなく、神酒供進の儀式であつたことは天皇の御齢からも推定せられるが、尚マチ酒といふ語が之を證明する。待酒と書かれて居るので、宣長は御待受の酒と解して居るが〔記傳〕、其が單純なる饗宴用の飲料ではなく、信仰的意味を有する神酒であつたことは二首の歌によるも明白で、マチは恐らくはマツリ(祭)の原語眞靈(マチ)を意味するのであらう。記傳にも引いた萬葉集第四卷太宰帥大伴卿贈三大貳丹比縣守卿遷二任民部卿一歌に

君がため　かみしまち酒　安の野に　獨や飲まむ　友なしにして

とあるのも、待受酒としては意をなさぬ。されば宣長は縣守卿が大貳として出京し、歸任を見ずして民部卿に轉任したのであると說いたのであるが、其は恐らくは推測に過ぎまい。但し此場合には神酒(マチザケ)を「待」にいひかけたことは勿論である。紀には待酒に言及して居らぬが、大略同一內容を次の如く叙述して居る。

十三年春二月丁巳朔甲子、命二武內宿禰一、從二太子一令レ拜二角鹿笥飯大神一、癸酉太

子至レ自ニ角鹿一、是日皇太后、宴ニ太子於ニ大殿一、皇太后擧レ觴以壽ニ于太子一因以歌曰云々、武內宿禰爲ニ太子一答歌之曰云々

歌詞は一二句の轉置又は削除があるのみで、記所載と大差がないから、こゝには之を省略する(歌謠篇參照)。之を要するに此一段は幼帝が角鹿方面に巡幸せられたといふことの外には政治的意味はないが、上代の神酒釀造に伴ふ作法が第二の歌にあらはれて居ることを珍とすべきである。語釋は歌謠篇にゆづり、歌の大意を要約すると、次のやうな光景が展開する。卽ち原料を嚙み入れる器は臼で、——次卷に揭げる吉野の國樔の歌によれば、此臼はヨクス(橫臼)卽ち半截の圓材を刳りぬいた槽(四—二八頁)であつたやうである——其一端に木桿を樹てゝ之に鼓をかけ、其拍子に合はせて參列者が節おもしろく歌ふ中を、幾人かの酒嚙少女は臼の周圍を練り廻りつゝ嚙入れ嚙入れするのである。此やうな手數をかけるのも其が飽醉の爲ではなく、神に供することを目的としたからであらねばならぬ。

母后攝政期間には天皇の御出入も比較的自由であつた筈であるから、民情視察の目的を以て此種巡幸が屢々行はれたと推察せられるが、紀記に收錄せられて居らぬのは傳ふるに足るほどの事故がなかつたからであらう。唯播磨風土記に掲げられた天皇に關する口碑は、此時代の事蹟のやうであるからこゝに附記する。同書によれば天皇は宍禾(シサハ)、讚容(サヨ)、美囊(ミナギ)三郡を除き(明石及赤穗は缺文)、播磨全國を巡幸せられ、但馬にも進出せられたものゝやうであるが、大部分は地名所由を說いたもので、鳳輦通過の確證とはならぬけれども、假に口碑を事實に基くものとすれば、次の路次を以て巡幸あらせられたとすべきである。

賀古郡日岡——賀毛郡楢原、起勢、穗積——託賀郡都麻——但馬(到達地不明)——神前郡埴岡及川邊——賀毛郡條布及鴨——神前郡多駝及蔭山——餝磨郡大野、安相、英賀、巨智、賀野(カヤ)、漢部、麻跡——揖保郡邑智、上岡、林田、香山、粟

栖、桑原、萩原、石海、大家、枚方

風土記々載の序列は勿論之と相違するが、同書に從ふことは地圖を參照するにも不便であり、且二三錯簡と認むべきものもあるから、右の推定路次の順序に原文を抄出し、簡單なる說明を加へることにする。但し名號所由は殆ど全部牽强又は語戲であるから、一々其妄誕を指摘することは見合はせた。

賀古郡。――劈頭若干字が缺けて居るが、下文により品太天皇に關する口碑と推定せられる――望覽四方云、此立丘原野甚廣大、而見此丘如鹿兒、故名曰賀古郡、狩之時一鹿走登於此丘鳴、其聲比々、故號日岡

此文によれば望覽の上に少くとも日岡、昔品太天皇巡行之時、立於此丘の十五字が存したものと思はれる。

賀毛郡楢原里伎須美野。　右號伎須美野者、品太天皇之世、大伴連等請此處之時、喚國造黑田別而問地狀、爾時對曰、縫衣如藏(キスメル)櫃底、故曰伎須美野

キスミ野は今の加東郡來住村で（キシと稱へる）、此地に親臨あらせられたとは明記してないが、日丘（加古郡氷岡村）から起勢里及穗積里に出る路次に當るから、御經由地とせねばならぬ。大伴連は陪從の一員で、國造黑田別は市入別（第七〇頁）の子孫であらう。

同郡起勢里臭江。　右號二臭江一者、品太天皇之世、播磨國之田村君、在二百八十村君一而、己村別ニ相鬪之時、天皇勅、追二聚於此村一、悉皆斬死（コロス）、故曰二臭江一、其血黑流、故號二黑川一

此地は今の加東郡福田村大字古瀨である。

同郡穗積里小目野。　右號二小目野一者、品太天皇巡行之時、宿二於此野一、仍望二覽四方一勅云、彼觀者（ミユルハ）海哉河哉、從臣對曰、此霧也、爾時宣云、大體雖レ見無二小目一哉、故號曰二小目野一、又因二此野一詠歌

うつくしき　をのの笹葉に　あられ零り　霜ふるとも　な枯れそね　をめ

の笹葉

於レ是從臣開レ井、故云ニ佐々御井ー

穗積といふ名は今も加東郡加茂村の大字に殘つて居る。無ニ小目ーは細かに見えぬといふことのやうであるが、歌のヲメはヲシミ(愛惜)と同意に用ひられて居る。これは音便で、ヲベ(小部)から出た地名であらう。

託賀郡都麻里。　云ニ比也山ー者、品太天皇狩ニ於此山ー、一鹿立ニ於前ー、鳴聲比々、天皇聞レ之卽止ニ翼人ー、故山者號ニ比也山ー、野者號ニ比也野ー

鈴堀山者、品太天皇巡行之時、鈴落ニ於此山ー、雖レ求不レ得、乃堀レ土而求之、故曰ニ鈴堀山ー

伊夜丘者、品太天皇獦犬 名麻奈志漏 與レ猪走ニ上此岡ー、天皇見之云ニ射乎(イヤ)ー、故曰ニ伊夜岡ー、此犬與レ猪相鬪死、卽作レ墓葬、故此岡西有ニ犬墓ー

目前田者、天皇獦犬爲レ猪所三打ニ害目ー、故曰ニ目割ー

阿多加野者、品太天皇狩二於此野一、一猪負レ矢、爲二阿多岐一、故曰二阿多賀野一

都麻といふ名は今の多可郡西脇町大字津萬に殘つて居るが、比也山以下に相當する地點の存否は鄕人の敎示を待たねばならぬ。射乎はイヤとよみ、射ヨ(命令法)を表示するもので、伊夜丘といふ名は之から出たと說かれて居るのであるから、イムカ(疑問法)と訓むのは誤とせねばならぬ。阿多岐はウタキ(咆吼)の轉呼であらう。

天皇は此里から多可郡を縱貫し、丹波の氷上郡の西邊を經て但馬の朝來郡に出られたものと思はれるが、兩國の古風土記が散逸したので、之と對照して播磨口碑の眞僞を確め得られぬことを遺憾とする。但馬からは市川の流に沿うて南下せられたものゝやうで、路次に左記の口碑を傳へて居る。

神前郡聖岡里。　一家云、品太天皇巡行之時、造三宮於二此岡一、勅云、此土爲レ聖耳、

故曰二聖岡一

所ヨ以號㆓生野㆒者、昔此處在㆓荒神㆒、半殺㆓往來之人㆒、由㆑此號㆓死野㆒、以後(ソノノチ)品太天皇勅云、此爲㆓惡名㆒、改爲㆓生野㆒

堲岡は播但國境に位する一村で、生野(町)は今但馬國に屬する。

同郡川邊里。　所ヨ以勢賀(トフ)㆒者、品太天皇狩㆓於此川內㆒、猪鹿多約出㆓於此處㆒殺、故曰㆓勢賀㆒

文意に從へば約はセカレテと訓まねばならぬが、或は迫の誤寫ではあるまいか。勢賀は今の神崎郡瀨加村で、川內(カフチ)は落流を意味する(古語大辭典)。鳳輦は此地から横に折れ、今の田原村を經て加西郡北條町方面に出で、其より山田村に引返されたものゝやうである。卽ち

賀毛郡。　所ヨ以號㆓賀毛㆒者、品太天皇之世、於㆓鴨村㆒雙鴨作㆑栖生㆑卵、故曰㆓賀毛㆒

條布里鹿咋山。　右所ニ以號㆓鹿咋㆒者、品太天皇狩行之時、白横咋㆓己舌㆒、遇㆓於此

山一、故曰二鹿咋山一

白横は白鹿の誤記であらうが、其が自分の舌を嚙んだから鹿咋山と名づけたとあるのは無理な説明である。條布――條は修又は脩の誤寫であらう――は今も富田村大字吸谷に名殘を留めて居る。

同郡上鴨里、下鴨里。……品太天皇巡行之時、此鴨發飛居二於條布井樹一、此時天皇問云、何鳥哉、侍從當麻品遲部君前玉答曰、住二於川一鴨、勅令レ射時、發二一矢一、中二一鳥一、卽負レ矢從二山岑一飛越之處、號二鴨坂一、落斃之處者、仍號二鴨谷一、煮レ羹之處者煮坂

鴨谷といふ名は今も在田村の大字に殘つて居るから、此界隈を古は鴨里と稱したのであらう。當麻品遲部は大和の葛下郡品治鄕(第三卷四一頁)を本貫とする民部をいひ、當麻は其隣邑なるが故に冠稱とせられたので、此際前玉に賜はつた條布里の一地區も品遲村と號すとある。

神前郡多駝里。　所ヨ以號二多駝一者、品太天皇巡行之時、大御伴人佐伯部等始祖阿我乃古、申レ欲レ請二此土一、爾時天皇勅曰、直（タダ）請哉、故曰二多駝一

此地名は今も神崎郡山田村大字多田に殘存する。仁德天皇四十年の紀にも播磨佐伯直阿俄能胡といふ名が見えるが、一世代の相違があり、且此巡幸の際佐伯直の姓を授けられたものは、姓氏錄には阿良都命一名伊許自別とあるから（第四卷二九四頁）、或は此口碑に誤傳があつたのかも知れぬ。

同郡蔭山里。　云二蔭山一者、品太天皇ノ御蔭墮二於此山一、故曰二蔭山一、又號二蔭岡一、爾除（ハラフ）レ道刃鈍、仍云二磨布理許（トフリコ）一、故曰二磨（ト）布理村一

カゲには縵卽ち蘰の意もあるので、右の如く地名所由に利用したのであるが、必しも實說と見るべきではない。此名は今の豐富村御影に殘つて居る。磨はトと訓み、フリコ（布理許）は掘來（ホリコ）の音便で、草を苅る鎌の刃が鈍いから砥を掘り來れというたにより、トホリ（砥堀）といふ地名が出たといふのである。風土記編纂當時

には此地は後記のやうに、餝磨郡大野里の一村であつたのであるが、更に其以前は蔭山里に屬したのであらう。

餝磨郡大野里砥堀。　所ﾆ以稱ニ砥堀ト者、品太天皇之世、神前郡與ニ飾磨郡ノ之堺、造ニ大川岸道ヲ、是時砥堀出、故號ニ砥堀ト、于ㇾ今猶在

此村が餝磨郡に屬したとすれば、同郡の境界は大川卽ち市川に達して居たものと思はれるから、其右岸に道を作るに當り、此村から砥石を掘出したことは有り得べきである。姓氏錄佐伯直の系譜に說くが如く、天皇が瓦(香呂)村にも巡幸せられたことがあつたとすれば(第四卷二九四頁)、恐らくは此地から進出せられたのであらう。

同郡安相(アサコ)里。(一)　右所ﾆ以號ニ安相里ト者、品太天皇從ニ但馬ニ巡(メグリマシシ)之時、緣道(ミチスガラ)不ㇾ撤ニ御冑ヲ(二)、故號ニ陰山前ト(三)、仍國造豐忍別命被ニ罪名ヲ、爾時但馬國造阿胡尼命申(トク)給(四)、依ㇾ此赦ㇾ罪、卽奉ニ鹽代鹽田廿千代ヲ、有名鹽代田飼(ナアルシホシロタカヒ)(五)、但馬國朝來人到來、居ニ於此處ニ、故

號二安相里一本名沙部云、後里名依レ改レ字二字注一爲二安相里一(六)

誤字及不可解の辭句の多い文であるが、明に魯魚の衍と思はれるものは改記して右旁に○點を加へ、攙入及疑義あるものは△點を附け、旁訓句讀點を施したが、尚二三註釋を要するものがある。

(一) 安相は神前郡塱岡里粟鹿川內の條下にも但馬阿相郡として、和名抄の朝來(阿佐古)に代用して居るから、アサコと訓むべきである。

(二) 不レ撤二御劘一の撤は撤(擎)、劘は削の誤寫と見、削は弓削の例によりゲの假字として、ミケ(御饌)をサヽゲズと讀むのであらう。國造は少くとも一度は大御饗を奉るのが禮であるのに、之を怠つたから罪名を得たのである。

(三) 故號陰山前の五字は攙入とすべきで、上記神前郡蔭山里は、砥堀村と同樣に、或時代には餝磨郡に屬したことも有り得るから、其名號所由傳說が餝磨郡にも殘存し、郡領から書き上げたのを、勘進に當り重複の故を以て削つた

ものらしく、其際此五字を遺してこゝに紛れ込んだのであらう。

(四) 申給は逆鱗を申宥めたことをいふので、給は字書に口説敏捷也とあり、辯給なども用ひられるから、こゝは申トクと訓ませるつもりと思はれる。

(五) 鹽代田は苗代田と類型語で、製鹽原料たる海藻を養成する田をいふのである。當時は尙未だ火熱又は太陽熱製鹽法が知られて居なかつたから、今いふやうな鹽田があるべき筈はなく、從つて鹽代鹽田とある下の鹽は衍字とせねばならぬ。

(六) 沙の訓はイサゴ又はマサゴであるが、イ(マ)は接頭語分子で、サコ(石粉)の意、アサコともいひ得られるから、沙部と書いてアサコベ(部は村の意)と稱へたのであらう。從つて但馬朝來の人が來住したから其名を負うたといふのは牽强で、砂濱なるが故に命名せられたものとせねばならぬ。現に印南郡にもタカサゴ(高砂)といふ地がある。

國造豐忍別を稻背入彦皇子の直系とすれば、既記の國造本紀の所說（第七一頁）と抵觸するが、姓氏錄佐伯直の條下には中ヨ分針間國一給之とあり、伊許自別を針間別佐伯直とし、國造と呼稱して居らぬ所を見ると、或は市川を境として東西二家に分れて居たのかも知れぬ。阿胡尼命は船穗足尼（第二卷一九三頁）の後であらう。安相といふ地名は現存せぬが、此里下にあげた長畝川の名は姬路市南郊に殘つて居るといふことであるから（地名辭書）、昔の市川は或は今よりも西方を流れ、餝磨町附近から海に出で、餝磨川とも長畝川とも稱へられたのかも知れぬ。若し然りとすれば安相里も川口附近に存したものとすべきである。

天皇は此地から同郡英賀里に動座せられたもの丶やうで、次の二條は小川里の條下に擧げてあるが、地理上英賀里の記事であらねばならぬ。

所ヨ以號ニ英馬（アガマ）野一者、品太天皇此野狩時、一馬走逸、勅云誰馬乎、侍從等對云、朕御馬也、卽號ニ我馬野一、是時立ニ射目一之處、卽號ニ射目前一、弓折之處、卽號ニ檀（マユミ）丘一、

御立之處、卽號二御立丘一、時是大牝鹿泳レ海就レ島、故號二伊刀嶋一

英賀は今も英賀保村の大字として殘つて居るから、其地區にある野を上古アガマヌと稱へたと解する事は不當ではあるまい。逸走した馬を天皇が朕御馬と仰せられたが故に地名としたといふのであるから、對云の次に誤脫があつたものとすべきであらう。イメ(射目)はイベ(射部)の轉呼で(第三卷五七頁)、是は最の誤寫としてイトと訓み、伊刀といふ嶋名の所由としたのである。揖保郡の章下には鹿者旣到ヨ就於彼嶋一故名二伊刀嶋一とあり、イタリ(到)がイトと轉じたかのやうに說いて居るが、いづれも甚苦しい牽强である。

所ヨ以稱二高瀨一者、品太天皇登二於夢前丘一而望見者、北方有二白色物一云、彼何物乎、卽遣二舍人上野國麻奈毗古一令レ察レ之、申云自二高處一流落水是也、卽號二高瀨村一

余部村大字青山に夢前岡と稱する小丘があり、夢前川が其東側を流れて居る。此

地から上流に瀑布が見えたのであらうが、今では其痕跡も名稱も殘存せぬ。麻奈毗古は上野國の舍人とあるが、出系を明にし得ぬ。

餝磨郡巨智里。　所三以稱二大立丘一者、品太天皇、立二於此丘一見二之地形一、故號二大立丘一

巨智は和名抄にも見える鄕名で、今も置鹽村大字古知之庄に其名殘を留めて居るのである。

同郡賀野里。　右稱二加野一者、品太天皇巡行之時、此處造レ殿、仍張二蚊屋一、故號二加野一、山川之名亦與レ里同

所三以稱二幣丘一者、品太天皇到二於此處一、奉二幣地祇一、故號二幣丘一

賀野は今の鹿谷村であるが、幣丘の名は殘存せぬ。英賀里から夢前川を泝つて此地に出られたものと思はれる。

同郡漢部里多志野、阿比野、手沼川。　右稱二多志野一者、品太天皇巡之時、以レ鞭指二

此野ニ勅云、彼野者宜ニ造レ宅及墾ラ田、故號ニ佐志野一、今改號ニ多志野一
所ヨ以稱ニ阿比野一者、品太天皇、從ニ山方一幸行之時、從臣等自ニ海方一參會、故號ニ
會野一
所ヨ以稱ニ手沼川一者、品太天皇於ニ此川一洗ニ御手一、故號ニ手沼川一

多志野及阿比野の名は消滅したが、テヌ(手沼)は今の余部村の小字手野に殘つて居るから、此界隈を漢部里と稱し、夢前川も此附近ではテヌ川と呼ばれたものと思はれる。天皇は賀野里まで進出せられ、更に引還して此地に於て英賀から參着した供奉員を收め、揖保郡に向はれたと傳へられたのであらう。

同郡麻跡里。右號ニ麻跡一者、品太天皇巡行之時、勅云、見ニ此二山一者、能似ニ人
眼割下一、故號ニ目割一

此地の所在は物色し得ぬが、風土記には菅生里と英賀里との間に序次して居るから、漢部里附近であつたと想定せられる。或は巨智賀野方面巡幸の往路に經由せ

られたのかも知れぬ。マサキは顏面就中眦の入墨をいふのであるから（第一卷二四六頁）、二丘が眼球の如く並び、其兩翼が褶曲して居ることを譬へたのであらう。

揖保郡邑智驛家。　品太天皇巡行之時、到二於此處一勅云、吾謂二狹地一、此乃大内之(ナル)乎(カモ)、故號二大内一

冰山。惟山東有二流井一、品太天皇汲二其井之水一而冰レ之、故號二冰山一

欟折山。品太天皇狩二於此山一、以二欟弓一射二走猪一、卽折二其弓一、故曰二欟折山一

邑智は和名抄の大市（於布知）鄕で、今も大市村と稱し、字の義によつて名を負うた地である。流泉に關する逸事を以て直に山の名とすることは奇怪であるから、冰は借字で、ヒ（火）族の遺跡によつて名を得たのであらう。

同郡上岡里。　菅生二山邊一故曰二菅生一、一云、品太天皇巡行之時、闢二井此岡一、水甚淸寒、於レ是勅曰、由二水淸寒一、吾意宗々我々志、故曰二宗我富一

上岡は今の神岡村である。

同郡林田里松尾阜。　品太天皇巡行之時、於二此處一日暮、即取二此阜松一爲二之燎一、故名二松尾一

今の林田村大字松山は其名殘であらう。

同郡香山里佐々村。　品太天皇巡行之時、獲(サル)嚙二竹葉一而遇之、故曰二佐々村一

今も香島村に香山及笹といふ大字が殘つて居る。

同郡栗栖里金箭川。　品太天皇巡行之時、御苅金箭落二於此川一、故號二金箭一

現在の東栗栖村大字鍛治屋はカナヤの轉訛であらうと言はれる。同じ里の阿爲山も此朝に紅草を生じたが故に名を得たとあるから、明記せられては居らぬが、巡行の言傳へがあつたのであらう。

同郡桑原里　舊名倉見里。　品太天皇御(ミタタシ)二立於欟折山一覽之時、森然所レ見倉(アリ)、故名二倉見村一、今改レ名爲二桑原一

欟折山は上記の如く邑智驛家の地名であるが、其處から桑原村（揖西村の大字）ま

では約三里を距て、展望不可能の筈であるから、別に同名の地があつたのかも知れぬ。

同郡萩原里鈴喫岡。　所以號二鈴喫一者、品太天皇之世、田(カリス)二於此岡一、鷹鈴墮落、求而不レ得、故號二鈴喫岡一

上記託賀郡鈴堀山の口碑と同工異曲で、且天皇之世とあるだけであるが、巡行の道筋に當るから掲記した。萩原は今も揖保村の大字に名を留めて居る。

同郡大家里舊名大宮里。　品太天皇巡行之時、營二宮此村一、故曰二大宮一、後至二田中大夫爲レ宰之時一、改二大宅里一

大法山。　品太天皇於二此山一宣二大法一、故曰二大法山一

今の斑鳩村にあたり、行在所であつたといふ說が弘通したと見えて、石海里酒井野の條下にも品太天皇之世、造二宮於大宅里一、闢二井此野一造二立酒殿一とある。

同郡枚方里大見山。　所以名二大見一者、品太天皇登二此山嶺一、望二覽四方一、故曰二

大見ニ御立之處、有ニ磐石一、高三尺許、長三丈許、廣二丈許、其石面往々有ニ洼跡一。

此ガ名曰ニ御沓及御杖之處一

御立阜。品太天皇登ニ於此阜覧レ國、故曰ニ御立岡一

鵤に隣する龍田村大字佐用岡に平方（ヒラカタ）といふ小字があるから、大宮里からこゝに臨幸せられたものと思はれる。即ち此郡に於ては邑智を起點として、一圓を描いて中央部を巡廻せられたのであらう。

以上の外垂簾時代の事蹟と認定せられる古記錄は存在せぬ。紀には皇后の治世を六十九年として居るが、韓國關係の外には記事はなく、次の一條を以て終結して居る。

六十九年夏四月辛酉朔丁丑、皇太后崩ニ於稚櫻宮一、時年一百歳　冬十月戊午朔壬申、葬ニ狹城盾列陵一、是日追ニ尊皇太后一曰ニ氣長足姫尊一、是年也大歳己丑

足姫といふ稱號が追尊であることは既述の通りであるが(第一〇八頁)、氣長は出身地名であるから、御生前に於ても氣長姫と申上げたのであらう。紀が從前の書例を破り、崩年大歳をあげたのは、特に此年を重要視した爲と思はれるけれども、作爲した編年に合はせたのであるから、實傳と認めることは困難である。――三十九年の紀にも大歳己未とあるが、其は魏志倭人傳の一節を分注せんが爲に同書の編年から推算して記入したものゝやうで、其證據には景初二年(戊午)を三年と誤り、其によつて干支も一年おくらせてあるのである――山陵の地を狹城盾列に選ばれた理由は判明せぬが、成務天皇をも此處に葬しまゐらせたとあるから(第三二頁)、當時大和に於ては此地域を以て皇室の墓所と定めてあつたのかも知れぬ。此山陵は屢〻靈威を示したと傳へられるが、殊に承和十年三月十八日雷の如く鳴動し、赤氣射出したので、參議正躬王をして檢察せしめられたとあり、四月十日更に使を遣して北南二山陵に奉謝せられたが、圖錄を搜檢した結果、從來神功皇

后の陵と傳へて居た南陵は成務天皇の其で、北陵が神功皇后の御陵であることが判明した（續後紀）。延喜式には此陵を狹城盾列池上陵として擧げて居る。皇后の威德は右の如く萬世の仰ぐ所であるが、誇張して傳へられて居ることは事實で、殊に御歷代中に加へたのは紀の編者の一大失態であるといはねばならぬ。

〔參照〕

古事記中卷

若帶日子天皇、坐㆓近淡海之志賀高穴穗宮㆒治㆓天下㆒也、此天皇娶㆓穗積臣等之祖建忍山垂根之女、名弟財郎女㆒生御子、和訶奴氣王、一柱故建內宿禰爲㆓大臣㆒定㆓賜大國小國之國造㆒亦定㆓賜國國之堺及大縣小縣之縣主㆒也、天皇御年玖拾伍歲、乙卯年三月十五日崩也、御陵在㆓沙紀之多他那美㆒也

帶中日子天皇、坐㆓穴門之豐浦宮及筑紫訶志比宮㆒治㆓天下㆒也、此天皇娶㆓大江王之女大中津比賣命㆒生御子、香坂王忍熊王、二柱又娶㆓息長帶比賣命㆑是大后生御子、品夜和氣命、次大鞆和

氣命、亦名品陀和氣命、二柱此太子之御名、所以負大鞆和氣命者、初所生時、如鞆宍生御腕、故著其御名、是以知坐腹中國也、此之御世定淡道之屯家也、其大后息長帶日賣命者當時歸神、故天皇坐筑紫之訶志比宮將擊熊襲國之時、天皇控御琴而建内宿禰大臣居於沙庭請神之命、於是大后歸神、言教覺詔者、西方有國、金銀爲本目之炎耀種種珍寶多在其國、吾今歸賜其國、爾天皇答白、登高地見西方者、不見國土唯有大海、謂爲詐神而押退御琴不控默坐、爾其神大忿詔、凡茲天下者汝非應知國、汝者向一道、於是建内宿禰大臣白、恐我天皇、猶阿蘇婆勢其大御琴、自阿至勢以音爾稍取依其御琴而那麻那摩邇此五字以音控坐故、未幾久而不聞御琴之音、即擧火見者既崩訖、爾驚懼而坐殯宮、更取國之大奴佐而奴佐二字以音種種求生剝、逆

剝、阿離、溝埋、屎戶、上通、下婚、馬婚、牛婚、鷄婚、犬婚之罪類、爲國之大祓而、亦建內宿禰居於沙庭、請神之命、於是敎覺之狀、具如先日、凡此國者坐汝命御腹之御子所知國者也、爾建內宿禰白、恐我大神、坐其神腹之御子何子歟、答詔男子也、爾具請之、今如此言敎之大神者、欲知其御名、卽答詔、是天照大神之御心者、亦底筒男中筒男上筒男三柱大神者也（此時其三柱大神之御名者顯也）今寔思求其國者、於天神地祇亦山神及河海之諸神悉奉幣帛、我之御魂坐于船上而、眞木灰納瓠、亦箸及比羅傳（此三字以音）多作、皆皆散浮大海、以可渡、故備如敎覺、整軍雙船度幸之時、海原之魚不問大小悉負御船而渡、爾順風大起、御船從浪、故其御船之波瀾、押騰新羅之國、旣到半國、於是其國主畏惶奏言、自今以後隨天皇命而爲御馬甘、每年雙船不乾船腹不

乾柂檝共與天地無退仕奉、故是以新羅國者定御馬甘、百濟國者定渡屯家、爾以其御杖衝立新羅國主之門、卽以墨江大神之荒御魂爲國守神而祭鎭、還渡也、故其政未竟之間、其懷姙臨產、卽爲鎭御腹取石以纏御裳之腰而渡筑紫國、其御子者阿禮坐、（阿禮二字以音）故號其御子生地謂宇美也、亦所纏其御裳之石者、在筑紫國之伊斗村也、亦到坐筑紫末羅縣之玉嶋里而御食其河邊之時、當四月之上旬、爾坐其河中之礒拔取御裳之糸、以飯粒爲餌釣其河之年魚、（其河名謂小河、亦其礒名謂勝門比賣也）故四月上旬之時、女人拔裳糸以粒爲餌釣年魚至于今不絕也、於是息長帶日賣命、於倭還上之時、因疑人心、一具喪船御子載其喪船、先令言漏之御子既崩、如此上幸之時、香坂王忍熊王聞而思將待取進出於斗賀野爲宇氣比獦也、爾香坂王騰坐歷

木一而是大怒猪出、掘二其歷木一、卽咋二食其香坂王、其弟忍熊王一、不レ畏二其態一興レ軍待向之時、赴二喪船一將レ攻二空船一、爾自二其喪船一下レ軍相戰、此時忍熊王以二難波吉師部之祖伊佐比宿禰一爲二將軍一、太子御方者以二丸邇臣之祖難波根子建振熊命一爲二將軍一、故追退到二山代一之時、還立各不レ退相戰、爾建振熊命權而、令レ云下息長帶日賣命者既崩故無上可二更戰一、卽絕二弓絃一欺陽歸伏、於レ是其將軍既信レ詐、弭レ弓藏レ兵、爾自二頂髮中一採二出設絃一更張追擊、故逃二退逢坂一對立亦戰、爾追迫敗出二沙沙那美一、悉斬二其軍一、於レ是其忍熊王與二伊佐比宿禰一共被二追迫一、乘レ船浮レ海歌曰

伊奢阿藝、布流玖麻賀、伊多弖淤波受波、邇本杼理能、阿布

美能宇美邇、迦豆岐勢那和

卽入レ海共死也、故建內宿禰命、率二其太子一爲レ將レ禊而經二歷淡海

及若狹國之時、於高志前之角鹿造假宮而坐、爾坐其地伊奢沙和氣大神之命、見於夜夢云、以吾名欲易御子之御名、爾言禱白之恐隨命易奉、亦其神詔、明日之旦應幸於濱、獻易名之幣、故其旦幸行于濱之時、毀鼻入鹿魚既依一浦、於是御子令白于神云、於我給御食之魚、故亦稱其御名號御食津大神、故於今謂氣比大神也、亦其入鹿魚之鼻血臭、故號其浦謂血浦、今謂都奴賀也、於是還上坐時、其御祖息長帶日賣命、釀待酒以獻、爾其御祖御歌曰

許能美岐波、和賀美岐那良受、久志能加美、登許余邇伊麻須、伊波多多須、須久那美迦微能、加牟菩岐、本岐玖流本斯、登余本岐、本岐母登本斯、麻都理許斯美岐叙、阿佐受袁勢、佐佐

如レ此歌而獻二大御酒一、爾建內宿禰命爲二御子一答歌曰

許能美岐袁、迦美祁牟比登波、曾能都豆美、宇須邇多㠯㠯、

宇多比都都、迦美祁禮加母、麻比都都、迦美祁禮加母、許能

美岐能、美岐能、阿夜邇宇多陀怒斯、佐佐

此者酒樂之歌也、凡帶中津日子天皇之御年伍拾貳歲、壬戌年六月十一日崩也、御陵在二河內惠賀之長江一也、皇后御年一百歲崩、葬二于狹城楯列陵一也、

索引

あ行

か行

さ行

た　行

な行

や行

（終）

昭和七年四月十日印刷
昭和七年四月十五日發行

紀記論究建國篇 國內統一（定價金二圓）

著作者　松岡靜雄

東京市神田區通神保町一
發行者　株式會社同文館　森山章雄

東京市神田區表猿樂町二番地
印刷者　中村修二

東京市神田區表猿樂町二番地
印刷所　株式會社開明堂支店

發行所
東京・神田・通神保町一
振替口座東京一三五一
大阪・西區・阿波座下通二ノ六
振替口座大阪二二一二八
株式會社　同文館